

第3回世羅町議会定例会会議録

令和3年9月7日

第2日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和3年 第3回世羅町議会定例会 (第2号)

令和3年9月7日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

第 1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

| | |
|----------|----------|
| 1番 高橋公時 | 2番 上羽場幸男 |
| 3番 上本剛 | 4番 矢山武 |
| 5番 向谷伸二 | 6番 田原賢司 |
| 7番 藤井照憲 | 8番 松尾陽子 |
| 9番 徳光義昭 | 10番 久保正道 |
| 11番 山田陸浩 | 12番 米重典子 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

| | |
|--------------|---------------|
| 町長 奥田正和 | 副町長 金廣隆徳 |
| 会計課長 石ヶ坪洋史 | 総務課長 広山幸治 |
| 財政課長 矢崎克生 | 企画課長 道添毅 |
| 税務課長 藤井博美 | 町民課長 山口徹 |
| 子育て支援課長 和泉秀宣 | 健康保険課長 宮崎満香 |
| 福祉課長 釣井勇壮 | 産業振興課長 大原幸浩 |
| 商工観光課長 前川弘樹 | 建設課長 福本宏道 |
| 上下水道課長 升行真路 | せらにし支所長 山崎誠 |
| 教育長 松浦ゆう子 | 学校教育課長補佐 鶴田敏治 |
| 社会教育課長 荻田静香 | |

5. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

| | |
|-----------|---------|
| 事務局長 黒木康範 | 書記 追林威宏 |
| 嘱託書記 貞光有子 | |

令和3年第3回定例会一般質問通告事項一覧

| 順番 | 質問者 | 質問事項 |
|----|----------|--------------------------------------|
| 1 | 7番 藤井照憲 | 1 人口減少社会を克服するには 2 地域支え合い条例制定を |
| 2 | 2番 上羽場幸男 | 1 農地の災害復旧について 2 住民の自治活動の今後は |
| 3 | 3番 上本 剛 | 1 耕作放棄地の現状と課題は |
| 4 | 9番 徳光義昭 | 1 世羅町合併20周年を迎えるにあたり 2 世羅町名誉町民の選考を |
| 5 | 11番 山田睦浩 | 1 施設整備を進めるには組織体制の見直しが必要ではないか |

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 昨日に続いて、一般質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に 人口減少社会を克服するには 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 改めて皆さんおはようございます。議長の発言許可を得ましたので、早速ですが、通告に基づき、質問に入らせていただきます。

はじめの質問は、「人口減少を克服するには」について、お伺いします。

新型コロナウイルス感染症は収束が見えず、第5波へと感染が拡大し、変異株による新たな感染が広がりを見せています。新型コロナウイルス感染症拡大を抑え込むため、緊急事態宣言、または蔓延防止等重点措置の適用がされていますが、地域に応じた対策と経済を冷え込ませないよう効果を上げ、一刻も早い収束を願っております。また、8月11日から降り続いた大雨による被害も3年前の7月豪雨災害に匹敵する甚大なものとなっており、早期の復旧を心から望んでいるところでございます。

さて、今年度から施行されております町の将来設計を担う世羅町第2次長期総合計画後期基本計画、世羅町第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略など、7本の長期計画が動き出しております。

どの計画も町の将来を展望する重要なまちづくりの指針として、着実な実施と的確な対応が求められています。我々議員は、議員活動を通じて、計画倒れにならないよう、施策の進行管理と成果目標の管理、チェックをしなければならぬと考えております。

そこで、持続可能なまちづくりをチェックするため、人口に着目して一般質問を行います。

まず初めに、第2次長期総合計画の後期基本計画からお伺いします。

はじめに、先ほど申し述べましたように、本年度から7本もの長期計画や基本計画の改定版が実施されております。本町の超少子化、超高齢化社会を克服する施策が動き出しているものと思います。

特に、第2次長期総合計画後期基本計画の実施にあたっては、コロナ禍の克服、光ファイバ網の整備に合わせたデジタル化の一層の進展、コロナ禍で失われた地域コミュニティの回復など、どれ一つおろそかにできない積極的な施策が求められています。

そこで、第2次長期総合計画の後期基本計画が町民の生活の向上や、安心・安全な暮らしを一層充実したものとなるよう、前期の成果と課題をどのように改めたのか。また、新たなまちづくりにつながる具体的な取り組みと町民にはどのような成果が期待できるのかお伺いいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） おはようございます。藤井議員の「人口減少社会を克服するには」のご質問にお答えをさせていただきます。

議員先ほど申し述べていただきましたように、計画については多くのものを皆様のご協力もいただくなかで、築いてきております。これを着実に実行することがまちづくりにかかせない大きな柱となり、また振興管理をしっかり行うなかで、時代にあった、そういったまちづくりをしていく必要があるかと思っております。

ご質問いただきましたまず1点目の「各種長期計画等の改定版に期待することは何か」でございます。まず初めに、第2次長期総合計画前期計画の進捗状況につきましては、概ね施策ごとに設定している目標値に対しまして、約7割がその70%を超えていることから、計画の推進は一定程度図られたと受け止めております。一方、最も重視しておりました令和元年度に実施いたしました住民アンケートの生活環境・生活条件に関する設問におきまして、満足度が著しく低い、あるいは重要度が非常に高いという項目の結果を受け、今後の課題が明確になったと考えております。こうしたことから、公共交通ネットワークの充実、雇用の機会の創出、医療福祉の充実、防災対策の強化、行政のデジタル

化を後期計画の重点施策として取り組むこととしております。

特に、デジタル化は、行政のみならず地域のデジタル化を含め、新たなまちづくりにつながる重要な取り組みになると考えております。

5年間の取り組みを通じて、重点施策分野だけではなく全分野において、町民の満足度の向上が図られることがめざすべき成果と考えておりますので、そこに向けて着実な取り組みを進めてまいりたいと考えておるところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 町の持続的な発展を維持するためにはですね、先のご答弁のように、公共交通ネットワークの確保、働く場所の拡充、地域医療の充実、光ファイバ網整備の効果的な発揮など、町の生き残りをかけた目標達成と成果が町民の満足度を高める必須の条件のように思われます。

議長、資料持ち込みを。

○議長（米重典子） 申し訳ありません。資料持ち込みがありましたので、これを許可しております。申し訳ありません。

○7番（藤井照憲） 【資料（世羅町の将来展望）を示しながら】

次に、具体的な施策をお伺いいたします。今お示しの表は、皆さんご存知のものなので、とりわけ変わったものではございません。国立社会保障・人口問題研究所の人口ビジョンの推計でございます。

将来展望、世羅町では、令和42年（2060年）ですから、40年先、の推計人口は6362人で、平成27年（2015年）の16337人と比較すると38.9%も減少する予測がなされています。人口減少は避けてとおることはできませんが、第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、令和42年（2060年）の人口を9500人に上げようと。このために、4つの目標を掲げて、人口減少の克服と将来にわたって成長力を確保する施策の展開を図ろうとされておられます。

そこで、計画達成に必要な取り組みについて、最重点施策は何か、施策の具体的な成果をどのように考えておられるのか、お伺いします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） それでは「計画達成に必要な取り組みについて」のご質問にお答えをいたします。

第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたりましては、人口減少の抑制に焦点を当てており、そこにつながる施策に絞り込んでおります。そのため、4つの基本目標は全て重要でございます、それぞれの目標を達成することが人口ビジョンに掲げる9500人の目標達成につながるものと考えております。

また、施策ごとに掲げております目標の達成が施策の成果でありまして、そのことが基本目標で定めております数値目標の達成に寄与するものと考えております。

いずれにしましても、世羅町総合戦略推進会議などを通じて、第2次総合戦略の実行性確保を図ってまいり所存でございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） ご答弁にありましたように、この矢印の部分を増加させるための4つの目標をお伺いしましたが、先ほどの説明の中で、「稼げる仕事を創出」というのがあります。

具体的な戦略をどのようにお考えでしょうか。

また、基本目標の達成には、必ず財源が必要となります。財源の捻出はどのようにお考えか2点お伺いします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。議員ご指摘いただきましたように、人口減少を抑制、この対策を講じるにあたってですね、やはり仕事の創出というのは、これは欠くことのできない施策と、このように考えております。

長期総合計画の後期基本計画の策定にあたってですね、令和元年度に実施しました住民アンケート、この結果をみても雇用の機会、これに対する満足度が非常に低かったということも出ております。こうしたことを受けまして第2次総合戦略におきましては、雇用機会の創出、あるいは人材の確保育成といった

ですね、実際に雇用に関係する部分的に絞った事業設定を行っておるところでございます。併せて経営基盤の強化支援、あるいは所得向上へ向けた支援、こういったことも実施するなかでですね、安心、やりがい、稼げる仕事場の創出、ここにつなげてまいりたい、そのように考えております。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 私からは財源の件についてお答えをいたします。毎年度ですね、予算編成にあたりましては財源確保といった点においてですね、毎回苦慮しておるところでございますが、限りある財源、これをですね、有効活用するためにはどの事業についても共通の考え等持っておりますが、事業の優先順位付けを行った上で、ビルドアンドスクラップ、これは先に行うべき事業を決めて、その予算を確保するために既存の事業の廃止・縮小を考えていくことではございますが、これによりまして財源を捻出していくことを考えております。また、これに併せまして常々行っております経常経費の削減、それから国費、県費など活用できる特定財源をですね、探して使っていくというような工夫も常に考えていきたいと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 【資料（平成27年人口ピラミッド）を示しながら】

財源の確保、これはなかなか非常に厳しいことは、容易に想像できるるところでございます。

若者の人口の増加策もさることながら、次世代を担う者に係る負担を軽減することも大事ではないでしょうか。

この下の表にございますように、本来ピラミッドは底辺が広いはずなんですが、上に行くほど広くなるという、こういった逆のピラミッドになっております。

町の税収は人口減少と共に減少します。反対に超高齢化社会に伴う医療費や介護費などは増加し、これらの福祉予算は削減が難しいとこのように思います。

また、公共施設やインフラ施設の更新費用も無視するわけにはいきません。

人口増加対策に要する経費は、現にポケットの中にある限られた予算からねん出をせざるを得ないものと考えます。

【資料（公共施設等総合管理計画の公共施設を現状のままで更新する費用）示しながら】

過去、何度もお伺いしておりますが、この上の表は「公共施設等総合管理計画」、この表でございます。施設の総量を今後25年間で30%削減するとされておられます。その中には職員の意識改革も盛り込まれております。

の表は、「公共施設等総合管理計画」の平成27年から令和36年までの40年間に要する建物などの更新費用を試算したものでございます。

ここに赤いラインがございますが、これが過去5年間の実績平均値です。約8.2億円でございます。線より上の部分は更新がなされず、老朽化をしている施設でございます。

税収が減少し、若い人たちに向ける予算も建物の更新費用もままならないことが予想されます。若者にこの赤い線から上の部分の費用を押し付けるようでは若者の定着は望めません。

そのためには、特に将来の公共施設などの維持管理費用に回す経常的経費を削減する努力を惜しんでは、借金の多くを若者が返済することになります。集落人口に合った箱モノの総量の適正化など、次世代への負担を極力抑えて、生活にゆとりが必要と思いますが、お考えをお伺いします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。公共施設等総合管理計画についてでございますが、これにつきましてはおっしゃられますとおり、27年度に策定いたしまして、利用率や必要性の低い施設の廃止、それから機能集約等による施設総量の縮減、今後も必要な施設の計画と、計画的修繕や長寿命化などによる財政負担の軽減、そして将来的な人口構成を加味した長期的な施設の方向性の検討を方針として掲げているものでございます。

この計画ではですね、この25年間で人口は30%以上減少するということが想定されております。これにより総体的にみますと、公共施設の面積もですね、30%以上削減しないとバランスがとれないということからこの計画では総

延べ面積を 25 年間で 30%削減する目標を定めたところでございます。

現状の施設数を維持した場合、将来的には利用度の低い施設が増えると想定されます。施設総量を縮減していくことで維持管理費の抑制を図り、今後、財政規模が縮小することが見込まれる中で、施設の維持管理費を含めた経常経費の節約に取り組むことで、町民サービスへ使える財源が増えることにつなげていきたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、将来世代に過度な負担を残さないためにもですね、町民、関係者の皆様の合意のもと、今後も施設の適正配置に取り組んでいきたいと考えております。

○ 7 番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7 番 藤井照憲議員。

○ 7 番（藤井照憲） 次にこの下の表でございます。先ほどの世羅町の人口を 9500 人に上げようと、こういったときの人口の構成でございます。

生活活動の中心層である生産年齢人口（15 歳～64 歳）、これは、平成 27 年（2015 年）の 7956 人から令和 42 年（2060 年）には、この緑色の部分に該当しますが、4716 人へと減少します。

一方、国立社会保障・人口問題研究所では、2294 人と推計しており、その差は 2422 人にもなります。理論値からの推計による差には違いありませんが、若い世代を中心に、安心して働ける環境の実現、若い世代の移住定住の促進及び結婚、出産、子育てしやすい環境整備など、若い世代の増加を期待したことで、高い人口を想定されたものと考えます。

全国どの自治体も同じ様なビジョンづくりをしております。地域間競争にも勝たないと若い世代の増加の実現は困難となります。

そこで、今後 5 年間に若者を呼び込む、あるいは転出を思いとどまらせる取り組みが必要と思いますが、具体的な施策をお伺いします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） それではただいまのご質問にお答えいたします。

若者を呼び込む、あるいは転出を思いとどまらせる取り組みにつきましては、仕事、子育て、教育に関する取り組みが重要と考えております。基本目標

1 から 3、これは総合戦略に掲げる基本目標でございますが、これを中心に各種事業を掲げているところでございます。

具体的には、30歳未満の遠距離通勤を支援する通勤助成事業や、町内で就労し大学進学時に活用した奨学金の返還支援事業、新たな働き方が急加速する中でのサテライトオフィス誘致事業、そして安心して産み育てられる環境づくりを推進する妊娠・出産包括支援事業などを掲げております。

いずれにしましても、若い世代の人口確保は町の活力維持に欠くことはできない重要な課題と認識しており、全力で取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） この表ですね、この一番へこんでいるところ、この部分をですね、いかに手当するか、これによって人口の増加が変わるものと思います。若い世代の増加の説明では、後期基本計画、総合戦略、これらに関しては、若い人を呼び込む、転出を思いとどまらせることが、ポイントとのお伺いしました。

私自身も、新たな働き方改革が加速する中で、サテライトオフィス誘致事業がクローズアップされてると考えております。

令和42年（2060年）のピラミッドです、これは。この一番へこんでいる世代を増やそうとする戦略ですが、もう少し、具体的にお聞かせいただきたいと思っております。施策をどのようにお考えでしょうか。お伺いします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。サテライトオフィスの誘致について商工観光課のほうからお答えします。

新しい働き方ワークスタイルを生み出す環境づくり、企業本社から離れたところで勤務者が遠隔勤務できるよう通信設備を整えた事業所及び、施設等、いわゆるサテライトオフィスの誘致に向け、広島県のチャレンジ里山ワーク拡大事業を活用しまして行うものでございます。具体的には誘致を実現するためのプロセス、開始前準備といたしまして、1番目としまして企業ニーズの理解、

2番目としまして誘致戦略策定、3番目としまして誘致体制の構築を委託事業にて行うこととしております。すでに業者を決めまして取りくみを進めているさ中でございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 【資料（令和42年人口ピラミッド）を示しながら】

次に関連する質問ですが、国立社会保障・人口問題研究所の人口ビジョンの将来見込み図についてお伺いします。

オレンジ色の部分、ここは高齢者、65歳以上の老年人口を示しています。その下の緑色の部分が15歳から64歳までの生産年齢人口を示しています。一番下の水色の部分は年少人口でございます。

人口の割合で見ますと、老年人口は56.7%、生産年齢人口は36.1%となっております。

老年人口を生産年齢人口が支えることは、大きな負担となり、町で暮らす魅力に欠けると思われるのではないのでしょうか。

人口減少を克服するのではなく、人口減少といかに共存するかが、問われていると思います。振り返りますと、第1に、若者を引き付ける人口増加策への積極的な取り組み、第2に、人口減少を見据えた身の丈に合った、公共施設の建設計画の実施、第3には、まちづくりそのものをコンパクトにする方法も必要と思います。

そこで、交通結節点が集中し、拠点機能が整っている町の核の部分と各地区の生活圏とが連携するようなコンパクトシティを考えてはどうでしょうか。提案したいと思います。人口減少と共存した都市構想ビジョンが必要と思いますが、お考えをお伺いします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは人口減少と共存した都市構想ビジョンが必要ではのご質問にお答えいたします。

本町の都市計画の基本的方針といたしまして都市計画マスタープランを令和2年度に策定したところではございますが、本マスタープランは必要に応じ随

時見直すこととしておりますので、この見直しの中で、また今後策定を検討しております町民の暮らしを維持していくために必要なコンパクトなまちづくりを推進する立地適正化計画の策定と併せまして議員ご提案の人口減少と共存した都市構想ビジョンにつきましても今後検討を進めたいと考えているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次に、この目標達成のために新たな視点として、この目標が2点掲げられております。

その中の「新しい時代の流れを力にする」ということで、Society5.0など未来技術の活用を推進するとありますが、具体的な取り組みをお伺いします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） それでは、未来技術の活用についてのご質問にお答えをいたします。

「Society5.0」は、AIやIoTなどの先進技術を活用して経済発展と社会的課題の解決を両立させる、我々が目指すべき新たな社会の姿であり、今後、ICTやデータ分析の専門的な技術や知識を有した人材の確保を図る中で、AI案内サービスなどの行政のデジタル化やオンライン診療などの地域のデジタル化を推進し、持続可能な地域社会の構築を図ってまいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） このAI、人工知能やIOT、もののインターネットなどの先進技術は、人口減少や過疎化にあっても新たな時代を切り拓くことへ無限の可能性を秘めているものと思います。

しかし、そこには専門的な技術を有する人材の確保や既存のシステムが立ちだかっております。職員の思い切った意識改革や既存のシステムをぶち壊すエネルギーが必要と思いますが、持続的な社会の構築に向けた意気込みをお伺いします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。国のほうで自治体 DX 推進手順書というものが示されております。これは昨日も少し答弁で触れたんですけれども、その中で令和7年度までにガバメントクラウドの提供というものが謳われております。これは全国の自治体の情報システムの標準化、共通化、これを行っていくというものでございまして、すべての自治体の主要な住民手続きはワンスオンリーが可能という方向性でございまして、このワンスオンリーと申しますのは、一度提出した情報は2度提出することを不要とするものでございます。したがってこの4年の中で劇的なシステムの変更が行われるということが想定をされます。職員の意識改革を含め、相当のエネルギーが必要となってまいりますけれども、これをしっかりやり抜いてまいりたい、そのように考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次の質問に入らせていただきます。

長期総合計画や総合戦略では、人口減少を克服するための重点施策を伺ったところでございます。このことは、従来の社会保障制度の仕組みでは、十分な対応が困難になっていることにつながるものと考えます。

次の質問は、「社会保障制度と人生100年時代の到来」についてお伺いします。社会保障を取り巻く環境を見ても、世羅町の高齢化率は40.7%、年齢構成では、逆ピラミッド型へと大きく変化しております。

また、もうすぐ敬老の日を迎えますが、全国で100歳を超える者は令和2年（2020年）8万人を超え、平均寿命も戦後一貫して伸びており、令和42年（2060年）には男性84.66歳、女性91.06歳になると推計がされています。人生100年時代の到来が迫ってきております。社会保障制度の支え手となる生産年齢の人口は、中長期的に大幅な減少が続くこととなります。

一方、医療費・介護に大きな影響を与える後期高齢者数は2030年まで大幅に増加し、その後横ばいが続くとされています。医療・介護・生活支援などが一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実が求められております。

そこで、2点目は、高齢者福祉計画の取り組みに係る現状と課題についてお

伺います。

初めに、地域包括支援センターは、高齢者のさまざまな相談に応じて、地域で安心して暮らせるように支援する機関と考えますが、相談に行くことができない人や相談したくても助けてくれる人がいない人など、支援が行き届かない人への支援に不安を感じているところでもあります。

そこで、支援体制はどのように取り組まれているのか、支援体制の課題の解決にどのように対応されるのかお伺いします。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮） それでは福祉課より1項目目、2点目の社会保障制度と人生100年時代の到来。高齢者福祉計画の取り組みにかかる現状と課題についての中からはじめに地域包括支援センターにおける支援体制の取り組みと課題解決の対応についてのご質問にお答えします。

この高齢者福祉計画の中では地域包括支援センター、高齢者地域包括支援センターと呼んでおります。保健・医療・福祉を始め、地域のさまざまなサービスを活用し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように支援する機関であります。

本町では、町が直営で運営しており、正職員の社会福祉士1名、主任介護支援専門員1名、そして保健師2名の体制で、高齢者のさまざまな相談・支援に応じております。また策定しました高齢者福祉計画の際に行いましたニーズ調査では、議員ご指摘のとおり、病気の時に助けてくれる人や相談する先がないという人がおられるという結果が出ております。こうした課題への対応につきましては、継続して高齢者地域包括支援センターの周知、また利用しやすい環境、体制の整備を進めるとともに、相談する人がいない高齢者や支援が必要な高齢者を可能な限り速やかに把握し、丁寧に対応することで適切な支援につなげる地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいるところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） ご説明のように、令和3年度にスタートしました高齢者福祉計画、これにおける課題について、策定時に於かれても支援の行き届かな

い者に対する課題を認識されておられます。丁寧な対応とか、適切な支援とお聞きしましたが、具体的なものはどんな支援でしょうか。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮） それでは地域包括支援センターに関する丁寧な対応及び適切な支援についてお答えします。

先ほどお答えしましたとおり、高齢者地域包括支援センターは町直営で、福祉課、世羅町保健福祉センターの中に職員を配置して体制をとって進めておりますが、世羅町の中では1箇所ということもありますので、その地域の相談窓口としまして地域型支援センターを社会福祉協議会のほうに委託で配置しております。そちらの支援センターは世羅中学校区ごとに世羅甲山地区を社会福祉協議会の本所におきまして、2名の相談支援員。また世羅西地区におきましてはせらにし支所の中にあります社会福祉協議会せらにし支所に1名の相談支援員を配置をしていただいて、身近な地域での相談に応じたり、また場合によっては個別の訪問活動を行うなどして、地域のほうでサービスを必要とされる方のつなぎ役として活動していただいているところです。

また適切な支援につきましては、たとえば高齢者の方はそれぞれ病気であったり、生活環境、また家族構成などがさまざま、個々に違うわけがございます。そうした個々の状況に応じまして必要なサービスにつなげております。具体的な支援のサービスで申しますと配食サービスであったり、また地域で行っていただいておりますサロン活動、介護予防事業のほうへの参加を促したり、認知症予防教室や、筋トレ教室などのほうへ紹介をして、そちらに参加を促したりというサービス、また介護が必要になった場合のサービス利用の手続きのサポートもしておるところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう少しお聞きしたいと思います。次に、地域包括支援センターは、相談する人にはそれぞれのニーズに合った対応で好評を得ておりますが、逆に、対応できていないニーズとして、8050問題（80歳代の親が50歳代の子どもの世話をすること）や介護と育児のダブルケア、支援制度や基準

の狭間で対象外とされるもの、自ら相談に行く力がない人（社会的孤立や、気づいても関心を持たない地域の福祉力の脆弱化）など、社会構造の変化の中で、地域住民などが支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に、共に地域課題を解決していく地域共生社会の実現を図ることが求められていると考えます。そこで、包括的な支援体制の構築は、どのようになっているのかお伺いします。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮） それでは続いての地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進についての質問にお答えいたします。

議員のご質問にありましたとおり、社会構造の変化の中であっても、地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に、共に地域課題を解決していくことは、重要であり、必要であると考えております。

このことから、高齢者を地域で支え合う住民互助の体制づくりとともに、民間事業者等による生活支援サービスの推進を一体的に取り組むことで、高齢者が医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるようになることを目的に「生活支援体制整備事業」に取り組んでいるところでございます。

平成 29 年度から町全域を担当する生活支援コーディネーター 1 名を配置し、地域支え合い活動の普及・推進に務めております。こうしたなか、現在 4 地域において地域生活支援員を設置され、地域の情報把握、支え合い体制の仕組みづくりの取り組みのつなぎ役として努めていただいております。またこうした取り組みが徐々に広がりを見せておるところでございます。

今後、こうした支え合い活動や支え合いの地域づくりの取り組みが広がることで、世羅町での地域共生社会の実現につながるものと考えております。

○7 番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7 番 藤井照憲議員。

○7 番（藤井照憲） この 29 年度から生活支援等体制整備事業による 1 層の生活支援コーディネーター 1 名と 4 地域の地域生活支援員（2 層の協議体）を設置し、これらが連携して地域の情報把握など、支え合いの体制や仕組みづく

りが一層推進されることを期待しております。

しかし、これらの取り組みを高齢者の枠組みの中だけで行われるのでは、8050 問題やダブルケアなど対象者が安心して支援を受けられるのか、心配があります。高齢者以外の支援について、お考えをお伺いします。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮） それでは高齢者のみの支援の範囲ではそれ以外の方々の支援の不安があるということにつきましてのご質問にお答えいたします。

現在のところ介護保険制度に基づいて地域支え合い活動であります体制整備のほうを進めているところでございます。やっとなですね、今年度から先ほど答弁させていただきましたが、4 地区におきまして地域の支援員のほうが配置をされたところでございます。

まずは高齢者の方を中心にですね、ひとりで悩んでおられたり、コロナ禍でありますので出かけることがままならないということで、ひとりでおうちにおられたりする方をできる限り訪問することで話を聞いたりする中で悩んでおられたり、地域として支えていかないといけないことを拾い上げるなかで地域づくりとして活動していただいております。こうした取り組みを進めることによって、それ以外の方、もちろん家族の方であったり、お子さんのことであったりする中でそれぞれ支援が必要な方も見受けられるというふう聞いております。この取り組みを進める中で、徐々にではありますが、高齢者以外の方の支援のほうへも広げていきたいと考えております。

○7 番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7 番 藤井照憲議員。

○7 番（藤井照憲） それでは次の質問にいきます。

次に、先ほどまでのご答弁から、重層的支援体制の必要性を提案したいと思います。

まずひとつには、属性や世代を問わない相談や積極的に働きかけて支援等を届けるプロセスでありますアウトリーチ活動など、包括的な相談支援体制、2 番目は、既存の取り組みを活用すると共に、既存の取り組みでは対応できない

狭間のニーズなどにも対応する参加支援、3番目に、世代や属性を超えて交流できる場や居場所づくりの確保、交流・参加・学びの機会のコーディネートを通じて、住民同士の顔の見える関係を育てる支援、このような重層的な属性や、世代を問わない相談・地域づくりの実施体制が必要ではないでしょうか。

社会的な孤立をなくして、誰もが役割を持ちながら、相互に支え合っていくことのできる地域共生社会の実現に向けた取り組みを、推進してもらいたいと考えますが、お考えをお伺いします。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮） それでは次の重層的支援体制の整備についてお答えをいたします。

議員ご提案のとおり、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、縦割りではなく、包括的に受け止め、高齢者福祉だけではなく、障害者や子育て支援を含め、あらゆる地域課題等に対応する包括的な支援体制づくりが必要となってきております。

今後、実現可能な重層的支援体制の在り方について、福祉課だけでなく関係課・関係機関と連携しながら検討してまいります。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 今後、検討してまいりたいということでございますけれども、概念から整理させていただきますと、重層的支援体制の整備事業の中位の概念は、包括的支援体制であり、地域包括ケアシステムであります。

更にその上位の概念が地域共生社会とこのようになっております。したがって、地域共生社会として、現行の仕組みの枠であります、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者の各分野ごとに相談・地域づくりを行っていた支援体制から、属性や世代を問わない一体的な実施体制を構築するものとなります。

この新たな取り組みに対しては、国・県・介護保険特別会計からの繰入の財政支援を受けることができます。

パラリンピックの選手の活躍をみていますと、是非とも時代の要請に応えるべく、重層的支援事業の事業の創設をして頂きたいと願い、この項目の質問を

終わります。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮） 改めて事業の創設のご質問にお答をいたします。福祉課としましては、先ほど答弁させていただいたとおり地域共生社会の中でも高齢者だけでなく、さまざまに問題を抱えて、悩みを抱えておられる方がおられます。また支援を求めておられる方もおられますので、まずは福祉課の中で、現在関係機関と併せてですね、重層的支援体制、まずは相談窓口をなるべくわかりやすくするというのを念頭に協議を始めたところでございます。またそれに関わっては、専門職であったり、人材の確保も必要かと思われまので、先ほどのご質問にありましたとおり、国の制度などを調査し、活用するなども検討しながら、少しでも前に進むように進めてまいりたいと考えております。

○議長（米重典子） 次に 地域支え合い条例制定を 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 2項目目の質問でございます。最初の質問に関連して、地域支え合い条例を制定してはどうかという質問であります。

近年における急速な少子化・超高齢化の進展、生活様式の多様化並びに地域生活課題の複雑化、更には、新型コロナウイルス感染症対策及び、大雨などの自然災害への対応など、本町の取り組むべき課題は、多様性と共に複雑化と重層化をしているものと考えます。

その中であって、行政としては新たな需要への対応や施策の見直し、或いは、新しい時代の流れに乗った未来につながる計画の実施などを進めようと思われています。

町民からは、健康で安心して生活できる環境の整備が求められ、町民一人ひとりが地域を愛し、維持発展させようとする思いと、生き生きと活躍できる仕組みづくりが欠かせない条件のように思います。

このことは、先の質問でも取り上げたように、地域共生社会の実現が求めら

れていると考える次第であります。

そこで、本町では、高齢者福祉計画、第6期障害福祉計画及び第2期子ども・子育て支援事業計画など、一体的な解決をめざして、地域包括支援センターを核にして、効果的に支援を発揮されようとしておられますが、更に、新しいセーフティネットや住民参加の持続可能な地域づくりに着目して発展させることにより、町民一人ひとりが共に支え合い、安心して暮らせる町の実現を図る、基本となる条例の制定を提案するものでございます。

はじめの質問ですが、先に条例制定の必要性を述べさせていただきましたが、人口減少は避けて通ることができないものであります。

特に、生産年齢人口の減少は、税収の減少につながり、行政だけでは支援に要する財源に不足が生じて十分な対応が困難になってくるものと考えます。

また、高齢者、障害者、児童その他日常生活に於いて、地域における支援を要する者は、多様化、複雑化、重層化しております。

生産年齢人口の減少は、平成27年（2015年）では若者10人が8.3人の高齢者を支えていましたが、令和42年（2060年）には若者10人が、倍近い15.7人の高齢者を支えることとなります。

このままだと、生産年齢人口へ過剰な負担を求めることになるものと思われまます。そこで、今のうちに、町が主体となって、関係機関、地域住民、事業者等が相互に連携を図りながら、協力して実施する「支え合い活動」を推進する必要があると思っておりますが、お考えをお伺いします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは藤井議員の2問目、地域支え合い条例制定のご質問にお答えをさせていただきます。

はじめに町が主体となって、関係機関、地域住民、事業者等が相互に連携を図りながら、協力して実施する支え合い活動を推進する考えについてお答えをさせていただきます。

議員のご質問にありましたとおり、本町の取り組むべき課題は、多様性ととくに複雑化と重層化してきており、その課題に向けては、相互に支え合っていく地域共生社会の実現が求められており、町民一人ひとりが共に支え合い、安

心して暮らせる町の実現を図ることは重要であります。

本町では、平成 21 年に「世羅町協働のまちづくり指針」を制定し、関係機関・地域住民・住民自治組織・事業者等と行政がともにまちづくりの担い手となり、課題解決に向けて、協働で取り組む「協働のまちづくり」を推進してきたところであり、今後も、町はもとより、複数の主体が相互に連携を図りながら、協力して実施する「支え合い活動」を推進する必要があると考えておるところでございます。

○ 7 番（藤井照憲） 議長。

○ 議長（米重典子） 7 番 藤井照憲議員。

○ 7 番（藤井照憲） ご説明の住民協働のまちづくり指針、これらについてお伺いします。このまちづくりの検証はどのようになっていますか。お伺いしますか。

○ 福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○ 議長（米重典子） 福祉課長。

○ 福祉課長（釣井勇壮） それでは私のほうからは福祉課の取り組みからという面でお答えをさせていただきます。

協働のまちづくり指針は平成 21 年度に策定をして 10 年を超える月日が経っており、内容につきましては普遍的なものでありまして、これについてはこれからも継続していくものと考えます。なおこの指針の中には、先ほど来ありますとおり、若い人や子ども、高齢者など多世代の住民が活動でき人付き合いの良さや地域の温かみがあり、住民が支え合う地域社会を作りますと謳ってあります。ガイドラインですので道標のようなもので、この指針に基づいて、協働のまちづくりを全体で進めていくというものであります。

検証につきましては、事例としまして福祉課の取り組みのほうから 1 事例紹介をさせていただきます。平成 27 年度に介護保険事業のほうの制度改正が大きく見直しがあり、事業所での介護予防サービス事業が今度は地域のほうで行っていただきたいということで取り組みを進めまして、地域の皆さん方のご理解とご協力により、現在、居場所づくりとして地域での常設サロンが行われているところでございます。この事業につきましては、今現在で言いますと、介

護予防に大きな効果を発揮していただいているところでございます。こうした取り組みの事例としまして協働のまちづくり指針があるからこそ進んだ事業ではないかと思っております。このことを踏まえて、次のステップに移っていただけるものと考えております。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 企画課のほうからは全体的な協働のまちづくりに関する検証等についてご答弁させていただきます。毎年度ですね、自治センターの利用人数、あるいは生涯学習の参加人数、こうしたところの数字を把握する中で、地域におけるそうしたものの利用状況、参加状況というものを一つ参考にしているところでございます。令和2年度はコロナ禍ということで非常に低調な状況になってしまったんですけど、令和元年度までは大きく数字が前年度を上回るという状況が続いておりました。こうした地域の中での協働のまちづくり、地域住民がしっかり自治センターを中心にですね、こうした地域づくり活動に参加していただける、取り組んでいただける状況というものを今後もしっかり支援してまいりたいと考えております。

加えて長期総合計画、前期そして後期、それぞれ策定前に住民アンケートを実施をしております。その中でも協働のまちづくりに関するアンケート調査も行っておりまして、住民の意識調査、そうしたところもしっかり踏まえて協働のまちづくりの推進を図っているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） よろしくお願ひいたしたいと思ひます。次の質問にいきます。次は、町民の共通の願ひは、健康で、安全で、幸福な生活であります。

しかし、自然災害や病気、更には日常のトラブルなど、社会経済的要因で生活が立ち行かなくなる場合があります。このような生活の困りごとを解決し、自立を促し、生活再建に向けた支援を行うことが、町の重要な役割だと思ひます。

今後は、個々の状況が異なるため、包括的、継続的な支援が欠かせないものとなります。

また、多様で複雑な要因が絡み合う場合には、専門分野だけの断片的な対処では根本的な解決につながらないケースも生じてくるものと思われれます。

地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく生活できる地域コミュニティが存在し、福祉などの地域の公的なサービスと、協働して助け合いながら暮らすことのできる社会の仕組みが、必要となって来るものと考えられますが、お考えをお伺いします。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮） それでは次の地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティが存在し、福祉などの地域の公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会の仕組みについての考えはのご質問にお答えします。

1項目目の質問でお答えいたしましたとおり、福祉課では、高齢者が医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるようになることを目的に、地域共生社会の実現に向けて、「生活支援体制整備事業」に取り組んでいるところでございます。

この取り組みがきっかけとなり、議員ご提案の「地域支え合い活動」が、本町の協働のまちづくり・支え合いの地域づくりの仕組みとして定着するよう、引き続き推進する必要があるものと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 地域に大切なこの地域協働のまちづくりというものでございますが、振り返りますとですね、この地域づくりの指針はですね、ガイドラインの提供にとどまっており、法的拘束力とか、役割の明文化と責務の位置づけ、情報の安全管理及び利用の制限、守秘義務並びに必要な応じた違反行為への罰則などを整理した、「地域支え合い活動」へと発展的解消を図ってはどうかと思いますが、お考えをお伺いします。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮） それでは私のほうから福祉の取り組みの面でお答え

をさせていただきます。同じく先ほどのご質問で答弁いたしましたとおり、協働のまちづくり指針につきましても、住民の支え合い活動につきましても、明文化されております。もとよりこの指針があつて協働のまちづくりによる行政と住民、また住民自治組織、各団体等の協働によるまちづくりが進んでいるものと考えておりますので、解消というよりは発展的に進化するという考え方で取り組んで行ければと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） しっかり進化を期待しております。次の質問にまいります。これまでの質問で述べましたように、町の財政が厳しくなる。一方では、長寿社会や貧困など、支え手と支えを必要とする者のバランスが崩れると共に、ニーズの多様性と複雑化が課題となっております。

○議長（米重典子） 残り1分です。

○7番（藤井照憲） 町民が共に支え合う条例の制定が必要と考えます。

パラリンピックが一昨日閉幕しました。パラリンピックでは互いの違いを認め合い、共に生きる社会をめざす理念を掲げています。この東京大会を契機に取り組んではいかがでしょうか。町長のお考えをお伺いします。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮） まずはじめに福祉課としまして、ホームページ等で支え合い条例につきまして調査しました結果についてお答えさせていただきます。

全国的に地域支え合い条例は、自治体により名前はさまざまですが、その目的は、住民自治であったり、災害時の対応であったり、福祉課が持っております生活福祉・社会福祉の概ね3つに目的を分けることができます。いずれにしても、まちづくり・地域づくりにおきまして、「地域支え合い活動」はますます重要になってきますし、また不可欠なものとなっております。将来にわたって「支え合い活動による協働のまちづくり」につながるよう、これから他の自治体の取り組み等を、状況を調査・研究してまいりたいと考えております。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 藤井議員からいろいろと地域共生社会の今後、町の関わりについてご質問いただいたところでございます。

今回のオリンピック、パラリンピック、先ほど議員申されましたパラリンピックにおいてはですね、ほんとこれまで練習を積み重ねて、人生をかけてこの戦いに挑まれている姿はですね、ほんとすばらしい感動するものになってまいりました。こういったスポーツを通じて、さまざまに自分のためというよりも、皆と一しょにやろうという気概がみえて取れました。というのも、やはり自分ひとりでそういった戦いに挑んでいるのではない。お互いパートナーがいる、コーチがいる、監督がいる。そして何よりも自分が支えてもらっているという感覚ではなくて、お互いに一緒に頑張っている、そういった姿に見えてきています。障害を持っているからいろいろと生活においてそれはかなり厳しい面もあるかと思えますけれども、それがある程度自分の転機になって、自分をしっかり高めるためのことであるという、新聞報道もありました。そういったところを感じ取りながら、こういったパラリンピックでの姿、そして何よりも議員がおっしゃられますように、地域でお互いが、さまざまな法的拘束を受けてやるものではなく、気持ちの問題、ボランティアという部分が多くございますけれども、そういったことと兼ね合わせる中で、行政は行政なりにすべきことをですね、しっかり地域と連携を取りながら整えていく。そういった責務を持っていきたいというふうに思っているところでございます。

議員がおっしゃられる共に支え合うそういった条令制定も必要とは思いますが、これまでの指針等をしっかりですね、検証する中で、何が今、さまざまな多様なニーズが求められているところへですね、いかに取り組んでいけるかということもですね、日々頑張っていければと考えておるところでございます。

○議長（米重典子） 以上で 7番 藤井照憲議員の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は 10 時 25 分といたします。

休 憩 10時10分

再 開 10時25分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたしますが、ここで協議事項が発生したため暫時休憩とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

休 憩 10時25分

再 開 10時43分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を続けます。

農地の災害復旧について 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それでは早速農地の災害復旧について。項目1、質問の要旨、昨今の気象現象下において、大雨による農地の災害が多発しております。農業生産力の維持、農業経営の安定の観点から、被災した箇所の復旧を迅速に進めなくてはならないところであります。しかしながら当世羅町におきましても平成30年7月豪雨による被災箇所が、災害復旧事業で復旧したにもかかわらず、また再び、このたびの8月豪雨で原因が同じと思われる災害が発生をしております。復旧に向けては農家への負担が大変大きくなります。

そこで復旧にあたり、地方公共団体や農家の負担軽減を図るために、国の制度であり、災害復旧事業があります。しかし、制度の利用にあたっては現状の回復に限るとの条項があり、本当に意味での災害復旧にならず、再度被災する箇所があるものと考えます。そこで、世羅町の災害と復旧の現状と更には制度運用にあたっての考え方、改善を要望する点の有無などについてお伺いをいたします。

それではまず最初に（1）平成30年7月豪雨災害の町内における農地の被災件数と復旧の状況並びに災害復旧制度の利用実態を伺います。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 上羽場議員の農地の災害復旧についてのご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど議員申されましたように、異常気象続くなかで世羅町においても大雨が発生し、その中でもさまざまな箇所がですね、災害を受けたところでございます。議員申されますように、平成30年7月豪雨災害の町内における農地の被災件数、復旧の状況並びに災害復旧制度の利用実態でございますけれども、国の災害復旧事業において対応している工事につきましては、農地が38件、農業用施設が7件でございます。

復旧状況につきましては、令和2年度におきまして、全て完了することができました。

災害復旧制度の利用につきましては、農地、農業用施設合わせて45件を事業対応しております。なお、町の補助事業であります農林業振興対策事業補助金の活用状況につきましては、平成30年度から令和2年度の間で、総件数は裏山等を含め415件となっている状況でございます。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 令和2年度にですね、復旧がすべて完了したことはとてもよかったと思います。農地のみならず災害の件数を考えますと職員の皆様や関係者のご努力に感謝を申し上げます。

それでは次の質問に移ります。

（2）過去の被災の中で同じ圃場や同じ箇所と考えて良いもの、その上で同様の被災形態と考えられるものの把握の状況をお伺いをいたします。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） 2点目の「過去の被災の中で同じ圃場や同じ箇所と考えて良いもの、その上で同様の被災形態と考えられるものの把握状況」についてお答をいたします。

まず被災箇所によって、過去に近隣で災害復旧対応をされたと見受けられる箇所はございます。被災形態につきましては、詳細にとりまとめた資料はございません。その地域の地形や地質により、過去の被災と同様の形態・原因の可能性

が高いと考えているものでございます。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 答弁いただきましたようにですね、私もほぼ同じ所がほぼ同じ原因で同じように被災をしていると感じております。勿論すべてではありませんけれども、過去に復旧した所がまたかという思いがあります。大原産業振興課長、その認識でまちがいないでしょうか。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） 議員おっしゃられるとおりでと思います。町内、県内ではなくて、町内なんです、町内で雨量観測所が各所にございますが、毎年ほぼ同じような所での雨量が多いもの、20ミリを超えたものでございしますが、これの観測が続いていることがありますので、同様の地域で同様の被災受けることが多いと、このように考えております。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 私もですね、いろいろな方にですね、農地の災害についてこのたびお話を伺いました。やはり同じような所が被災するという傾向が多いという声をたくさん聞きました。

それでは次の質問に移ります。

（3）「今年8月の被災件数と共にその災害の形態について」はどのように把握をされておりますか、お伺いをいたします。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） 3点目の「今年8月の被災数と共にその災害の形態について」お答えをいたします。8月30日時点での被害報告受付件数は、農地が61件、農業用施設が24件でございます。

災害の形態につきましては、農地では、法面や畦畔の崩壊・崩土、農業用施設につきましては、農道の路肩の崩壊や農業用施設、農業用排水路の破損や土砂流失による閉塞などでございます。

○ 2 番（上羽場幸男） はい。

○ 議長（米重典子） 2 番 上羽場幸男議員。

○ 2 番（上羽場幸男） 平成 30 年 7 月豪雨での被災箇所の災害復旧工事を行った所はこのたび被災をしておりますでしょうか、お伺いをいたします。

○ 産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○ 議長（米重典子） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大原幸浩） 平成 30 年度の災害で被災を受けた農地につきましては同一の畦畔が一部崩壊をしているものは見受けられますが、復旧をしたブロックでありますとか、フトンカゴ、復旧したものが破損した、再度壊れたというものはございません。

○ 2 番（上羽場幸男） はい。

○ 議長（米重典子） 2 番 上羽場幸男議員。

○ 2 番（上羽場幸男） 私がいろいろ見て回ったところですね、30 年の 7 月災害によって令和 2 年度に全部復旧をされておるわけですが、そのときと同じ、全く同じ場所ではございませんけども、すぐ隣の所が流亡したというような所、見かけるわけですよ。その地権者の方にお話しを聞きますと、この前 70 万払ったんじゃないかと。また今度これ直さないといけんと。これはやっぱりどういふんでしょう、ちゃんと調査をしていただいでですね、現況復旧だけで本当にいいのかという疑問がずっと残るわけですよ。そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○ 産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○ 議長（米重典子） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。災害復旧につきましては、これも法律に基づいて復旧をしておるわけでございます、原形復旧を求めておるものでございます。予防的なものについてはこの災害復旧事業では対応することができないということでございますので、壊れた部分を原形復旧、または機能を回復する。田であれば、湛水機能を回復する、このようなものが条件となっております。

○ 2 番（上羽場幸男） はい。

○ 議長（米重典子） 2 番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それでは次の質問に移らせていただきます。（4）国の災害復旧事業の利用にあたり問題点や改善点を国に要望していただきたいと考えますけども、これについてはいかがでしょうか。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） 4点目の「国の災害復旧事業の利用にあたり問題点や改善点を国へ要望する考えはあるか」についてお答えをいたします。

国庫補助となる災害復旧事業は、農地、農業用施設を先ほども説明いたしましたように、原形に復旧することを目的とした工事でございます。

事業としての適用除外となる条件としては、1箇所の工事費が40万円未満のもの、被害の事実のないもの、異常な天然現象によらないもの、過年災害によるものなどがございます。

以上のような条件がある中で、将来災害が起こりそうな予防的な工事は事業の対象外となっております。

町といたしましては、災害復旧事業制度についての改善要望としてではなく、農業生産の効率化、農業経営の安定化を図るために、農業生産基盤の整備や保全管理の観点から、地域の意向を踏まえながら、国や県に対して事業要望に努めてまいります。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 制度の要件については、理解をしておるわけですが、ご答弁ではですね、予防的な工事は事業対象にできないとのこと。災害の発生原因を取り除くことは非常に合理的な災害復旧と私は考えます。見直しをですね、検討してほしいと要望する必要があると考えております。

3番目の質問でもですね、取り上げさせていただきましたけども、同じ所で同様の被害が出てしまうと。災害復旧事業で元に戻した、元の形に戻したところがですね、また被災をすると。昨今の異常気象現象下では、数十年に一度の豪雨が数年に一度の頻度で繰り返されると。これは珍しくありません。そのたびにですね、農家は分担金を払って復旧工事していただくと。当然、国も町も財政負担が必要であります。これは誰にとっても良いことではないと。皆わか

るわけですね。恐らく日本中で同じ思いを持つ人がたくさんいらっしゃると思います。とても合理的な要望だと思います。是非、制度の改善を要望していただきたい。事業要望に留まるのではなくてですね、制度の改善を要望していただきたいと思います。

更にですね、私がですね、6月議会において一般質問で取り上げさせていただきましたため池の修繕に対する補助金のこともですね、さまざまな機会を通じて発信を続けております。私も声をですね、そうやって挙げ続けていくといつか見直しされる時が来るのではないかということを感じてやっております。町としてもですね、県や国に対してですね、強く要望すべきと考えますけども、町長のお考えをお伺いをいたします。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。被災原因を取り除くということでございますが、被災の原因というのは突き詰めますと、結局雨が降ることによってございまして、この雨につきましては、時間20ミリ以上、1日の日雨量が80ミリ以上が災害対象というものでございます。この雨を勿論取り除くことはできませんので、降った後に原形に復旧するということが対応するしかないということでございます。

また国のほうへの要望につきましては、そういう被災を受けにくい状態にするために田んぼであれば基盤整備、圃場整備事業の要望、これも勿論地元の調整が必要になるわけなんですけど、地元から声があがれば基盤整備事業を行う。また水路についても団体営事業、国費をいただいて水路の補修を行う。また単独事業ですね、県費をいただいての水路の補修事業。これは災害とはまた別なものになりますが、そうやって予防的な事業を行うことはできると、このように考えております。またため池につきましても同様でございまして、県への要望は勿論しておりますし、単独町費事業で農林業振興対策補助金、これを利用いただければ全額ではございませんが、町の補助が受けられるというものでございます。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 2番上羽場議員からのご質問にお答えをいたします。議員ご指摘のように、やはり災害が発生し、また同じ圃場の違う畦畔であるとか、そういったところが出ておるといふ事象を示唆いただいたところでございます。近年災害に関しての雨量でありますとか、降り方、時間あたりの雨量強度等も甚大なものになってきておりました、この制度自体が予防的のところは現在認められておりませんが、そういった要素があるという声をですね、出していくということが必要であるというふうにご示唆いただいたところでございます。

災害が起こり、それを災害復旧事業で査定を行っていく中もありますけれども、そういったところも踏まえる中でですね、やはり現場の意見と言いますか、耕作されておる方の意見も、やはり町で受け止めることは当然ですけれども、国なり県なりその制度の中の業務の営みの中でですね、声を、意見を伝えていくということが必要だろうというふうにも思っております。こういった形です、日々いただく意見を業務のやりとりの中で生かしてまいりたいと、そのように考えております。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 是非ともですね、ほんとに現場をしっかりと見ていただいてですね、山から出てくる水、これを逃がすことによってその下の崩落が避けられるということは現実的にたくさんあるんです。その部分をですね、やっぱり見てもらって、結局これ直してもまた次回同じことが起きるかなというような想像は誰でもできるわけですよ。そのときに2回、3回、いくら補助制度があるといってもですね、非常に地主の方は疲弊されるわけですよ。このたびもですね、前回70万程度の出費をしていただいた人、その方、今回は激甚災害でたぶん対応していただけるんだとは思いますが、それにしてもまた出費せないけん。そのことについてですね、非常に心を痛めていらっしやいます。その崩落した土地が全部自分の被災した所、その下も自分の土地ならまだいいんですけども、下の地権者の方はまた違う地権者の方であると。その方にも迷惑がかかってしまう。またその土地を法人に貸し出している。法人としてもいろいろな対策をせないけんようになるということで、非常にいろいろ3

年、5年に1回そういうことが仮に起きてきますとですね、たいへんなことになります。勿論町のほうとしてもそれに対応するために財源の確保、いろいろなことがたいへんなこととなってくると思いますので、是非ともこういうことに関してはですね、強く要望していただきまして、日本全国どこでも在り得ることです。こういうことの声をどんどん挙げていっていただいて、本当に現実なんだと国にも見直していただく引き合いになればと思いますので、よろしくこのところをお願いをいたします。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） ご意見をいただいたところでございます。私からお答えをさせていただきます。ご示唆いただくようにその意見はやはり地元ないしまた関係者の意見として、ことあるなかでですね、県なり国へそういった声を届けることができればと思うところでもございます。災害復旧にかかわりませず、またその上流等の用水路、そういった違う事業でですね、それをカバーできることもございます。個別の状況は違う中でですね、いろいろ現場を見させていただきながら各関係者と協議調整を図りながらですね、対象の方策はないか努めてまいりたいと存じます。

○議長（米重典子） 次に 住民の自治活動の今後は 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それでは次の項目に移らせていただきます。項目2 住民の自治活動の今後は。

質問の要旨、現在、住民による主体的な地域づくり活動拠点施設として13の自治センターが置かれております。各地域におけるセンターごとの住民の数は4000人を超える所と300人程の所があります。町全体の人口減少が現実視されている中で、13の地域においても住民による組織づくりが困難と判断する時期が来ると考えられますが、今後の行政の進め方はどのようにされますか。次のことについてお伺いいたします。

(1) 5年後の住民による組織づくりをどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは上羽場議員 2 問目の「住民の自治活動の今後は」のご質問にお答えさせていただきます。

1 点目でございます「5年後の住民による組織づくりをどう考えているか」でございますが、少子高齢化の進行、加速する人口減少といった状況の中において、町といたしましても地域の維持は喫緊の課題と捉えております。令和3年3月に策定いたしました「世羅町人口ビジョン」には、世羅町の総人口は令和2年の15,082人が、令和7年には9%減少し13,822人と推計をされています。その減少抑制に向けて取り組んでいくことはもちろんですが、住民同士や住民と行政との対話を重視する中で、意見やアイデアをお互いに出し合い課題を丁寧に解決することで、地域の力を高める取り組みも進めてまいりたいと考えております。

また、今後も、地域づくり活動の要は住民自治組織でございます。自治センターを地域づくり活動の拠点施設とし、住民が集う場として、そして地域の課題などの情報が集まり対話をする場として機能するよう支援してまいりたいと考えております。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 私もですね、とても大きな課題と思っております。人口減少プラス高齢化が加速度的に進むことが想像できます。世羅町においても人口分布の地域格差が大きくなると予想される今、やらなければならないことと、今やってはいけないことがあると思いますが、具体的にお考えがありましたらお願いをいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。この令和3年度から令和7年度、5箇年の計画ですけれども、長期総合計画が後期基本計画がスタートして

おります。その中でこの5年のまちづくりとしての取り組みの方向性というものをそれぞれの分野において明示をしているわけでございますけれども、そうしたまちづくりの方向性に基づく事業をですね、しっかり展開していくこと、これが重要であろうと、そのように考えております。

加えて総合戦略というところで人口減少の抑制に資する、そうした取り組みも展開をしていく。そういう事業の集中と選択というところを併せながら世羅町の今、必要なまちづくりを進めて行く。ここが重要ではないかと考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） もう少し具体的にお話が聞きたいんですけども、まず誰が人口が減ってですね、高齢化して、人数が少ない中でですね、誰が住民組織を担うかということはどうのようにお考えでしょうか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。住民自治組織、これは任意の団体ということでそれは各地域においてですね、そういうものが組織されているということで認識をしております。そうした現在町内13の大組織というものがあるわけですが、その中には当然中組織であり、小組織も含まれている。そういう中でですね、当然、その組織活動というものをそれぞれ展開していく、あるいは維持していく中で、人づくり等についてももしっかり取り組みをされております。町といたしましてはやはりそうした地域づくり活動というものがですね、今後におきましてもしっかり展開していくことができるように可能な限りの支援を行ってまいりたい、そのように考えております。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今おっしゃっていただいたご答弁には非常に具体性に欠けるわけですが、今、各自治センターごとの人口ですね、一番多い所が大田自治センター4000人あまり。それでずっと続いて2000人とか、1000何百人と続くわけですが、一番少ない所が山福田で約300人位。そういった少な

い所、ここに至ってはですね、高齢化が進むことが想像されるわけですが、格差がどんどん生まれて来ると。高齢化のですね。そういったときにそういうことをお願いをする、たぶん町は住民に何かを期待してですね、自治センター、自治センターというて言っております。何かサロンとか、いろんなことをですね、押し付けたといっっては語弊がありますが、そういう部分を頼っている部分がある。だけど頼られたほうとしてはですね、非常にこの人数でどうやっていくんかというようなことが当然意見の中に出てまいりますけども、その辺のことを、対応をどのようにするかということです。結局そのままではいけない。急に高齢化が進むわけではありませんけども、人口減少が急になるわけではありませんけども、5年後の先ほどお話を聞いたときにですね、5年間のうちにきちっとやっておかないといけません。今度10年後になるとそれよりもっとひどくなるということは想像できるわけですね、誰も。だからその辺の具体的なお考えをですね、何もお持ちでないのなら、早急に考えていただかないといけないし、今、どのようにプランをお持ちだと思いますけれども、その辺のプランをお聞かせいただければ安心できるかなと思いますが、いかがでしょう。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。今、どういったプランを持っているのかというところにつきましては、先ほども申し上げたんですが、長期総合計画の後期基本計画、これがこの5年間、令和7年度末までのまちづくりの方向性、取り組みというものを明示したものでございます。その中に当然、協働のまちづくり、地域づくりに対しての具体的な施策というものも盛り込んでおります。

先ほど町長のほうから答弁申し上げましたように、地域の力を高める取り組み、こういったところもですね、この計画のなかに明示をしております。そういう取り組みを展開することによってですね、相互に支え合っていく地域共生社会の実現というところをですね、是非とも構築をしてまいりたい、そのように考えております。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今の課長のご答弁ですけども、地域に力がその位、その位言って申し訳ない。地域に力があるとお思いですか。それが今のように、地域の力を活用してというお話しでございますけども、それは非常にむずかしくなってくる問題ではないかと思えます。それでは次の質問に移ります。よろしいでしょうか。

○議長（米重典子） （2）ですね。

○2番（上羽場幸男） （2）自治センターの統廃合のお考えはありませんか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） それでは2点目の「自治センターの統廃合の考えは」のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のように、13の自治センターは、住民の人数に違いがあり、人口減少の状況によっては自治センターの統廃合を検討していかなければならない局面をいつか迎えるかもしれません。一方で、長年培われてきた地域性や地理的な理由により、住民自治組織の統廃合が簡単なことではないのも確かでございます。また、近年多発する災害時の避難所のあり方も併せて考えなくてはなりません。

自治センターは、地域づくりの「小さな拠点」として整備し活用されてきた経緯を踏まえ、住民の皆様が気軽に集える場所であり、これからも、集落や地域単位での住民自治活動を継続していただくための重要な施設と考えております。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） お答えをいただきましてありがとうございます。先ほどのですね、午前中の同僚議員の質問に対するお答えを聞いておまして、皆さんはですね、しっかりいろいろなことを認識されていることはわかりました。というのがですね、世羅町都市計画マスタープランの30ページに現状に対する満足度と将来の重要度というアンケート調査の分析が掲載をされております。自治センターや集会所について現状の満足度は高く、将来の重要度は低

いという結果が出ております。この結果についてどのようにお考えでしょうか。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 都市計画マスタープラン策定時におけるアンケート調査の結果によりますと、自治センターや集会所、満足度については4番目に高い水準となっております。それから重要度につきましてもですね、重要度につきましては、町民の意識の中ではあまり高くないという意識の結果が表れております。アンケートの結果については以上です。

○議長（米重典子） それについてどう考えるかということじゃないですか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 都市計画マスタープランにつきましては、以上にはなりますけども、長期総合計画後期基本計画策定にあたって実施をしました令和元年度のアンケート結果によりますと、協働のまちづくりについて質問しておりますけれども、やはり協働のまちづくり、より良いまちづくりの進め方につきましては行政と地域住民が一緒に進める、これが最も多い回答ということになっております。この結果につきましては、前回、5年前の結果と比べてもですね、ほぼ同様の結果ということになってございます。そうしたことからですね、やはり地域にそれぞれの地域課題を見つけていただき取り組んでいただくということも重要なんですけれども、やはり行政と地域というものがしっかり連携をしてですね、まちづくりを進めていく、この方向性というものが非常に重要だと考えております。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 先ほども申し上げたように、いろんな財政的にも今のアンケートの結果、その他いろいろなことについてですね、先ほど同僚議員の質問に対してはですね、とても的確な答えが返ってございました。それと今、おっしゃられていることはちょっと離れておりまして、いつかですね、今の自治センターの統廃合を検討するというのではもう間に合わん訳ですよ。いつか

じゃなくて、今やっていかないけんというふうに私は感じております。というのが自治センターの新しく造ったり、または移転したりということを出ておまして、それ議会でも通った訳ですけども、ただそれは私自身は反対をしましたがけれども、これは町の方針としてやっていくということですが、ただこれは本当にやってからですね、建物を建てた後にそれが非常に大きな足かせとなっていく、この将来において。今の建物を建てて30年、50年というのはですね、維持していただかなくてはいけない訳ですが、それをほんとに維持できるのか。またはそれが必要になっていかないのではないか。不用になっていくときが来るのではないかというようなことをですね、しっかり検討した上でやってもらわないけんと思うんですが、そのところについてはいかがでしょうか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。自治センターの整備としてですね、小さな拠点整備事業、これにつきましては、当然、町の中においてもですね、しっかり検討して、方向性を定め整備をしてきたというところでございます。

それから自治センターなんですけれども、周辺地域ほどですね、自治センターの利用頻度が高いという、これも結果が出ております。交流、集い、支え合いの場、そして災害時の避難の場、そうした意味合いにおいてですね、自治センターの果たすべき役割というものはまだまだ大きいものがあると、そのように考えているところでございます。地域力向上というところもですね、必要な取り組みではございますけれども、しっかり自治センターを拠点に地域の中で活動していただけるようにですね、今後におきましても町としてしっかり支援をしてまいりたい、そのように考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） とてもきれいな答えです。というのはですね、現実にですね、自治センターそうやって維持していくとき、今、指定管理制度でやっておりますけれども、その指定管理、現実に地元の住民の方にお受けいただけ

るのでしょうか、どうでしょうか。どのようにお考えでしょうか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。現在はそういった形で施設の管理運営等お願いしておるところでございます。その議員のおっしゃいますことが何年先というところのご指摘かというところは若干わからないところはあるんですけども、先ほど申し上げましたように、少なくとも5年、後期基本計画の中で取り組みの方向性というものを明示をしております。この長期基本計画というのは10年の長期基本構想の中での具体的な計画というものを前期、後期に分けて展開をしてきているわけでございます。当然5年先にはですね、その後の10年という基本構想を策定していくことになります。その基本構想の中で次の10年、どういった地域づくり、協働のまちづくりというものを展開していくのか、そういった方向性というものをですね、しっかり考えていかななくてはなりません。そういう中で遠い将来の方向性というものを少しずつ、また5年先にはですね、その先の10年という所が見えて来るといふふうには考えております。まずはこの5年間、後期基本計画に定めている施策、これをしっかり着実に実施をしていく、このことがまずは重要であろうと、そのように考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 先ほど財政課長が同僚議員の質問にお答えになったことに関連するわけなんですけども、今、道添課長おっしゃったのは5年先、何年先のことを言っているのかという話でしたけども、5年先何とかなるでしょう、ぎりぎり。ただ今のように建物をどんどん増やしていったときに、その建物は5年じゃないんですよね、50年なんですよね。そうしたときに、先ほど言いましたように、今、やらなくてはいけないことと、今、やってはいけないことという考え方をしたときには、それは十分検討していかないけんのかなと私は思うわけです。そのときに今、自治センターだけのお話をしておりますけども、すべてにおいてですね、そういったことを考えていかないけん。コンパクトシティという話も先ほど出ました。そういったことをいずれは

やっていかないけんときが来るのではないかなど。そのときに今やっていることを結局、あのときにやっと思ったんだからそれを無駄にしたくないというような発想をですね、持たないけん時代が来ます。そうすると本当にいろんな政策を進めようと思ったときに今度は逆にそれが足かせになっていくというふうに私は考えます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。27年度に策定しました公共施設総合管理計画におきまして、20数年後には人口が30%減少する予想がされるので公共施設の面積についても30%削減していかないといけないという目標は定めております。その中で必要なものは残していく。利用少なくなっていくものにつきましては整理統合、廃止などをその都度考えていくということを定めております。これはあくまでも自治センターに限らず、小中学校においても、その他の町の施設においても、すべてにおいて利用がされなくなってきたときにはそういった廃止なりのことも維持管理費、議員おっしゃられますとおり、将来の維持管理費等考えれば、今のこの施設がどうなのかというところではありますが、現状においてはまだまだ必要な施設ということで維持をしていくなり整備をしている部分もございしますが、今後のですね、人口減少等の想定を踏まえた上で施設の統廃合等についてもその都度ですね、検討してまいりたいと考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 自治センターのことを引き合いに出しておるわけですが、自治センター、その周辺の住民の方はたくさんいらっしゃる。当然そうです。いろいろ高齢者の方もいらっしゃいます。ただ自治センターをなくして何もすなというわけじゃないんですよね。今の自治センターとかそういうものを大きな建物を建てたときにはですね、その建つだけの費用ではないということは皆さん良くご存じだと思います。その後の費用、それは年々、だんだん増えていくというふうに考えられるわけです。ただ人口は減っていつておる。そうしたときにですね、今の住民に対する行政からのサービスというもの

はいろんなものが考えられると思うんです。そのことをですね、まず考えていって、それでもこれはどうしても必要だよとか、この方法でいけばこの5年で今やっていることはきりがつくということば、いろんなこと連想するんでむずかしいんですけども、そういったように永遠と続く出費ではなくてですね、見えた出費ができると思うんです。だからその辺のどういうんでしょう、使い分けというか、考え方をきちっと線引きをしてですね、物事を考えていっていただくことが今のやらなくてはいけないことではないかと思います。どうでしょう。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 2番 上羽場議員からのご質問に私よりお答えをさせていただきます。先ほど来、自治センターの統廃合の考えはということでご質問いただいておりますが、やはりご示唆いただいているのは町の全体の施設管理とその総量をどうしていくのかということで大きくご指摘をいただいております。先ほど来の答弁をさせていただいている中で自治センターについてはどの地域においても小さな拠点として皆様が集うことができる施設として必要な部分ではございます。しかしながらそこだけを切り取るわけではなく、施設総量、いわゆる運動施設であるとか、その他大きな施設、まだ町内にもございます。そういったところをですね、残していく分野の施設と統廃合していく分野の施設、そういったところを考えると、全体総量を縮減という目的に向けて残していくものは残す、建築していく分野の施設は建築していくというメリハリの効いたことをきちんと今、考え、そしてこれからの5年先また考えるということではなくて、将来を見越した全体の在り方というものをきちんと理論づけた上で、把握した上で進んでいくことが重要だというふうにご指摘をいただいたところでございます。ご示唆いただいた内容を踏まえてですね、これからそういった分野ごとに、施設総量でどういったものを残していくべき、どういったものは統廃合ができるべきといった、分野を超えて施設全体総量のとぎすましをですね、していかなければならないと受け止めさせていただき、今後そのようにやはり思慮を巡らせていかなければならないと受け止めさせていただきます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） そのようなお答えをいただいでですね、しっかりいろいろなこと、ほんとにそれだけでなくて、いろんなことを含めて検討を重ねていっていただきたいという思いです。

最後に私の所へですね、世羅西地区の方から寄せられているお声を何点かお届けします。我々は自治センターをどうのこうのと言うとるんじゃないんだと。私らはここに住んどる。その不便さいうのをどうにかならんかということ言うとするのであって、自治センターをどうこうと言うとる覚えはないということの声も聞きます。ある方は、議員は何を考えとるんかと。今から将来のことを考えたら、そんなことしとる段じゃなかろうと。いろんなひとつのことだけに捉われてですね、考えとってはあんたらたいへんなことになるよというようなお声をたくさんいただいでおります。それはですね、全町いろんな人からも聞くんですけど、世羅西地区の方でさえそのようなことをおっしゃっておられますので、町民の意識をですね、どのような意識を持っとられるかというのを再度ご確認をされてですね、いろんな政策、事業を展開をしていただきたいと思えます。これで終わります。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） いろいろ上羽場議員からご指摘をいただきました。今回、総量削減の話もですね、他の議員からもいただく中で、町としてもいろんな計画を基にですね、進めていこうとしています。

今回、この自治センターの流れでございますが、もともと公民館であったものをですね、町が自治活動、そういった住民自治を進めようということで生涯学習の場、社会教育の場からですね、移行してきた流れもございます。公民館時代はそういった公民館法に則ってですね、まちづくりというよりもですね、皆さんの共用の場であったり、学習の場、そういったふれあいの場という形で進んできました。この自治という部分においては自らがその地域をどう盛り上げていこうかという、ひとつの皆で考えようという、行政がというよりも地域が、行政が援助することによってしっかり今後いろんなことができていくとい

う場です。確かに人数の差は多くございます。しかしながらですね、周辺部においては公共施設というものが、一番近距離であるのが自治センターという流れになってきます。そこをしっかりと頼っていく、また活用する。そういった場ですね、しっかり今後若い方もですね、Uターンなりが望まれる、また関係人口等も今後、持っていただく。今後進むかもしれませんが、地縁団体を持たれて、そういった費用面においても自らが生み出すといったような活動にもつながっていく。そういったことになればというふうな思いもございます。学校統合なんかでよくいう部分がありますけども、人数の多いところがよかったら来いやというようなことをですね、言いでもしたらですね、それこそ統合は成り立ちません。皆がお互いに一緒にやっというふうじゃないかということで統合ができてやっとなりに進むものと思っています。大きい所から小さい所よりも大きい所へ来いというような言い方ではなくてですね、共にこの地域で一緒に活動やっというふうな統合につながるのであればですね、町もしっかり支援をする中で、進めていけるのではないかと思います。

○議長（米重典子） 以上で 2番 上羽場幸男議員の一般質問を終わります。

次に 耕作放棄地の現状と課題は 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） はい。

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 議長より発言の許可をいただきましたので、発言をさせていただきます。

項目 耕作放棄地の現状と課題は。同僚議員の方がですね、先ほど言われてましたが、ちょっと重複する部分もあるかもしれませんがよろしくお願ひします。

「世羅町第2次長期総合計画」の基本施策2-1「農林業の振興」の中で「農業の発展と活性化を図るため、農業生産基盤、農業振興体制の整備を進め、農地の保全と農業経営の安定・合理化を推進するとともに、地域の特性を活かした新たな農業を展開する。」とあります。世羅町の特性の一つで、米作りがしやすく、盛んなところであります。聞いた話では和歌山の高野山に献上

米を出していたとかいう話を聞いたことがあります。そして何と云っても世羅台地はきれいな田園風景が広がっております。しかし、世羅町内では耕作放棄地が年々増加傾向にあり、とりわけ、山あいの地域の小さな水田では、荒れ果てた放棄地をよく見ることがあります。その耕作放棄地が管理されなくなると、雑草が生え、害虫が発生して、景観の悪化や周囲の農地への悪影響となります。また農地には洪水などの災害を防ぐ機能がありますが、その機能が失われ、防災の観点からも危険となります。中山間部では、シカやイノシシなど野生動物が餌場にするようになり、人間と野生動物の距離が近くなるため、農作物被害や動物の飛び出しによる車との接触事故なども起こります。耕作放棄地は全国的に深刻な問題となっております。そこで、次の点について町長にお伺いします。

(1) 年々耕作放棄地が増えていますが、世羅町の農業の発展と活性化のためにどのように取り組んでおられるのか、お伺いいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 3番 上本議員の耕作放棄地の現状と課題はについてのご質問にお答えをさせていただきます。

1点目でございますけれども、年々耕作放棄地が増えている。世羅町の農業の発展と活性化のためにどのような取り組みをしているのかというご質問でございます。

これまでも何度も農業のご質問もいただいたわけでございますが、地域の農業を支えます担い手へ農地を集積・集約化していくことが耕作放棄地の発生を防ぐことにつながるという認識でございます。制度として、農地中間管理事業活用の促進や、地域での「人・農地プラン」実質化の取り組み支援を引き続き行ってまいりたいと考えておるところでございます。

耕作放棄地、確かに餌場になるということで、さまざまな方からもお声をいただきますし、また農業委員会のほうでも最適化推進委員さん、各地域を巡っていただく中でこういった耕作放棄地が増えないようにさまざまにご指導も含めてですね、いろいろとやっていただいております。山に戻すというようなことも聞く場面もございます。そうなってしまってもですね、やはり荒れる状況はありま

す。先ほどあったように水路等々にも課題できてくるわけでございますので、そういったことも同様としてですね、今後町もさまざまな農業の発展に寄与してまいれるように頑張ったいと思います。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 農地中間管理機構の活用等ですね、耕作放棄地を増やさないという対策を打たれる。ということは引き続き取り組んでいただきたいのでございますが、すでに荒地となった土地を農地に戻す対策や支援などございましたら教えていただきたい。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。すでに荒地地になったものを農地に戻すということでございますが、これにつきましては非常に労力を要するものでございます。そうならないための方策を今、とっていこうというふうにしております。一度荒地地になって、重機械を入れてですね、農地に戻すことは可能かもしれませんが、今現在なかなか農地に戻すのはむずかしいというふうに考えております。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） すでに荒地地になったものを農地に戻す支援策というのはないということでしょうか。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） 荒地地になったものを農地に戻すための事業というものはございません。ですので、自らの手でですね、重機を入れるであるとか、まずは草刈りから始まると思うんですが、そういうものやっていたくようになると思います。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） では次に、耕作放棄地となる一番の要因として、後継者

不足があります。町としてはどのように対応しているのか、教えてください。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） 2点目の「耕作放棄地となる一番の要因として、後継者不足がある。町としてどのように対策をしているのか。」についてお答えをいたします。

後継者の確保につきましては、就農の形態に応じた知識や技術の習得のための独自の研修制度である「世羅産業創造大学」での担い手確保策や、独立・自営就農などに向けた国の支援策を積極的に活用するとともに、町独自の担い手確保事業である「ニューファーマー支援事業」、これにおきまして就農者の定着支援を進めてまいりたいと考えております。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） ではですね、令和2年度の世羅町産業創造大学の卒業生の人数とですね、自営就農支援策を、これ新規就農無利子の資金制度だと思うんですが、ニューファーマー支援事業の利用者の数をそれぞれ教えていただきたい。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） 申し訳ありません。人数については資料をすぐ持っておりませんので、後程お答えをさせていただくということでよろしいでしょうか。

○議長（米重典子） 上本議員そういうことで、後程でよろしいですか。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 私が思っていた数字としてはすべて10人未満かなと思っているんです。その辺としてはどうでしょう。大体の数字でいいんですが。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） 10人を超えてはいないというふうには思っております。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） では次にいきます。この問題についての今後の課題と方策はどのように考えておられますか。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） 3点目の「この問題についての今後の課題と方策はどう考えているのか。」についてお答えします。

地域の担い手への農地集積や後継者の育成・確保に加え、耕作放棄地の発生防止のためには、日常の農地の保全管理が必要でございます。

農地を集約することにより農業経営の規模拡大効果が発揮されるため、集落法人を中心に一定の集約化が進みました。ただ、機械が入りにくく作業効率が上がらない農地につきましては、集積が進んでおりません。こうした農地の今後の対策が課題であることは、町としても認識はしております。

こうした、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動につきましては、従前どおり、国の交付金制度の活用での対応をお願いをしたいと考えております。また、昨年からはじめました、第5期中山間地域等直接支払交付金制度におきましては、農地に復旧することが困難な場合には、次善の策として荒廃農地を林地化する場合もこの中山間地域直接支払いの制度の対象となっております。こうした取り組みも今後につきましては検討が必要な時期に来ていると、このように考えております。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 私の質問が悪かったんですが、世羅産業創造大学、独立自営就農支援策、ニューファーマー支援事業などの制度の利用者が少ないように感じております。今、10人未満と聞きました。今後の課題と対策を、その分に関して教えていただきたいんですが。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。ニューファーマー支援事

業、世羅産業創造大学でございますが、これにつきましてもこの後でもお答えするようにはなると思うんですが、人・農地プラン、このようなものを実際に協議をいただきまして、その中での担い手、新たな担い手の方がおられるようになれば、ニューファーマー支援事業であるとかいうものが対応になるというものでございます。担い手の要件をクリアせず、たとえば個人で明日から農業したいんで何とかしたいというような相談には勿論のるんですが、そのことですぐ事業対象となるというものではございません。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 疑問点がありましたのでそこをお聞きいたします。先ほどの説明でですね、中山間地域直接支払交付金制度において農地に復旧することが困難な場合、次善の策として荒廃農地を林地化する場合もございましてということがございました。林地化すると言われました。農地を山に戻すということによろしいのでしょうか。そして林地化した土地がですね、整備されているという判断が下りるのか。それで制度からはずされたりはしないのか。そこが疑問なんでお答え願いたい。

私が考えている分では、中山間地域直接支払交付金制度というのは田んぼの機能を持ったままじゃないといけない。それをチェックされに来られると思うんですね。この前もですね、私、大急ぎで草を刈ってですね、耕運をしまして何とかばれないようにと言っただけなんですけど、すばやく農地に戻そうという感じで法人のほうで急いでやらせていただきました。そのようなことがあると思うんですが、林地化するというと、ちょっと制度からはずされてこの制度は利用できなくなるんじゃないかと思うんですが、その辺をお答えください。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。まず制度につきまして林地化する場合というのはまちがいはないんですが、農地をですね、中山間直接支払の制度の中で農地を農地として守ろうということでスタートしていただいておりますのでもちろん草刈りも必要ですし、従前でいう自己保全管理ですね、米を植えてないであるとか、以前でいう転作作物も植えてないんですけ

ど、草は刈って、農地にすぐ返せるような状態で管理をするというものについては農地でございます。

林地化というのは、改めて第5期の中山間地域直接支払制度が始まる時点で改めて山際の部分が明らかにこれは農地はしんどいよということになれば、ただし、そこも草を刈っていただいてバッファゾーンのような役割を果たすのであれば、これは交付金の支払い対象にしましょうと。ただし交付金の支払い対象も畑の単価になるものと思います。田んぼであっても従前どおりの高い単価でそのまま支払うということにはなりません。確認についても先ほど申し上げましたように、林地化ではありますが、最終的には農振地域の除外を行って、地目の変更登記まで必要になるということになります。農業委員会のほうを通すということに最終的にはなるんですが、田を田のままで荒らしてもいいよというものではございません。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） バッファゾーンの役割になるぐらいの程度ということではよろしいんですか。木がはえてもいいということですか。バッファゾーンの範囲ということですか。でよろしいんですか。

▼【産業振興課長：「はい」】

はい、わかりました。

では次にまいります。耕作放棄地が増加する原因として、用水路の老朽化があります。用水路は自費で補修しなくてはならないため、小規模な農家にとっては莫大な負担になります。そこで、農林水産省では多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払制度という補助をしています。農業をされている方は皆さんよくご存じだとは思いますが、手続きが大変で、なかなか取り入れられる方がいないと聞きます。そこで町では、農林業基盤整備事業によって、用水路の補修のために、事業限度額150万円、補助率20%以内で補助が行われております。これは町の担当者の方が丁寧に教えてくださり、比較的簡単に申し込むことができます。町民の皆さんも取り入れやすいと思いますが、あまり町民の皆さんが知っておられません。私の法人のほうでもこのことを知っている人があんまりおられません。全くそういうのがあるんかというようなことを言われ

ますので、そのことに関してですね、町民の皆さんにこのことをですね、知っていただく必要があると思いますが、そのための対応と今後の課題についてどのようなお考えがあるか教えてください。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） 4点目の「町民の皆さんに農林業基盤整備事業について知っていただくことが必要があると思うが、そのための対応と今後の課題についてはどのように考えているのか。」このことについてお答えをいたします。

まず本事業につきましては、主に農林業に係る災害の復旧、また農業用施設などの整備に2割から3割を補助しております。農林業の振興を目的にした町単独費の補助事業でございます。

町民の皆様から、農業用施設などの整備や補修及び災害に関するご相談をいただいた場合は、事業内容にもよりますが、本事業について、ご案内やご紹介をさせていただいております。

課題でございますが、農業法人や認定農業者で、地域の担い手として営農されておられる方には、一定程度の認識はあるとは思いますが、小規模な個人農業者の方には、事業について、十分情報が行き届いていないのが実情だとも考えております。町民の皆様には、本事業を十分活用していただき、農林業の振興の一助となるよう、今後についてはケーブルテレビや町広報を通じ引き続き周知に取り組んでまいりたいと考えております。また議員の皆様にも本事業の広報にご協力いただきたいと、このように考えております。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） ケーブルテレビや町広報で引き続き取り組むと言われましたが旧態依然であって、たとえば自治センター単位で説明会や大人気のですね、移動町長室等でですね、宣伝をするなど、さまざまな策を考える、さまざまな策を講じる考えはございませんでしょうか。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。自治センター単位での説明会、これにつきましてもまずは制度そのものをお知りおきいただかないと、来てくださいという話にもならないかもしれませんが、お呼びいただければですね、産業振興課の職員がそちらに出向きまして説明はさせていただきます。また移動町長室などについても質疑があればですね、こちらから対応はもちろんさせていただきます。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 次にまいります。

○議長（米重典子） 申し訳ありません、ここで昼休憩とさせていただきますと思います。

○3番（上本 剛） ここで。はい、わかりました。

○議長（米重典子） ここで休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休 憩 11時59分

再 開 13時00分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。休憩前の3番 上本 剛議員の一般質問を続けます。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 次にまいります。農林業基盤整備事業の補助率が少ないため、老朽化して壊れている水路や山あいの田の水路は、手をつけなくなり、水路としての機能がなくなるので、洪水などの災害を防ぐことができないなどの問題が発生いたします。

そこで5番、もう少し補助率を上げ、町民の皆さんが整備に取り組む気力が出るくらいの補助を検討してはどうでしょうか。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） 5点目の「もう少し補助率を上げ、町民の皆さんが整備に取り組む気力が出るくらいの補助を検討してはどうか。」についてお答えをいたします。用排水路や農道といったいわゆる農業用施設につきましては、その施設を管理、利用される受益者の皆様が維持管理をしていただくこととなっております。

町と致しましては、受益者の皆様のご負担を少しでも軽減できるように創設した制度でございます。このことをご理解いただき、引き続き農家の皆様の支援に努めてまいりたいと考えております。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 水路がですね、壊れてしまって小さい田になりますと利益が上がらないから投げたおこうじゃないかという人が結構おられます。それでその補修をするにしてもですね、チョロチョロ水が出ていて、土がなくなったりとかして、たいへん雨が降った時などは危なくなっております。そこで災害を未然に防ぐ観点からですね、補助金の引き上げという制度みたいなものはお考えはないでしょうか。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。山から出てくる水路、溝ですよね、溝が田のほりを通して用水路、排水路になっているというのは認識をしておりますし、そこがところどころ閉塞をしたり、また壊れていたりというものも認識をしております。こういうものにつきましては、災害を予防する観点から幹線排水路の基盤整備ですね、をしていただければどうかというふうに考えております。国の補助金、県の補助金をいただいて大きく直していくというものでございます。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 少しお聞きしたいんですが、その補助というのはどのくらいを負担されるんでしょうか。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） 詳細には記憶はしてないんですが、国費が入るものにつきましては国費が50%、それから県費が20%、地元負担金が2割だったと記憶をしております。ただし事業費が50万円とか、70万円とかではなく、500万であるとか、1000万であるとか、大きいものになりますので山すそから農地を横断縦断しているものをきれいにすべて直すというような事業になると思います。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） お聞かせいただいた分でいきますと、結構な金額なので、小さな田を維持するということはむずかしいかなと思います。

次にまいります。農地生産体制の整備において、「効率的な農地集積を促進する。」とありますが、農地中間管理機構（農地バンク）との連携の進捗状況と今後の課題、改善方策はどのようなことを考えておられますか。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） 6点目の「農地生産体制の整備において、「効率的な農地集積を促進する。」についてお答えをいたします。

令和3年1月時点において、世羅町内の農地中間管理機構を通じた借受実績は868ヘクタールとなっております。

ただ質問、先ほども答弁させていただきましたように機械が入りにくく作業効率が上がらない農地については、集積が進んでおらず、こうした農地については、高収益作物への転換による利用等で、認定農業者や新規就農者へ担っていただけるよう農地中間管理機構と連携した集積の取り組みを引き続き進めてまいりたいと考えております。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 最後に質問させていただきます。今まで聞いてきた補助並びに支援対策は農業に対してたいへん温かい支援になっていると思います。しかし、先ほども言ったように、人口減少に伴い後継者不足が深刻な問題となって

おります。地域で作っている法人でもですね、もう 20 年近く、約 20 年近く経ちまして、若かった人もリタイヤされたりとか、もうやりませんという人も結構おられます。

私も 20 代で組合員にならさせてもらいましたが、もうあの頃の元気はございません。農地中間管理機構の促進、これ以上は田んぼが作れないという法人になっていると思います、今。その促進されるのはいいんですが、その田んぼはできんよとか言われると思います。畦の草刈りなどもたいへんな作業になってきて、だんだんとやる方がいなくなってきました。

そこでですね、基幹産業である農業の土地などのですね、維持管理には黄色信号が灯ってます。そこでですね、何とか全町挙げて町長のすばらしいお考えをですね、人口増に取り組んでいただいて、できるならば後継者の方をたくさん呼んでいただいて、楽にさせていただきたいと思いますが、何かいい案がありましたらどうぞお願いいたします。これで私の質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） まだ上本議員はまだ若いと思ってまして、農業も、私も農業してますけれども、次の日にこたえん程度にやらせてもらってます。今頃、機械化も進んでおりますので、ある程度省力的な部分はありますし、やはり農業で経営を立てていくとなるとかなり厳しい部分もあるのではないかと思います、法人をせっかく作っていただいておりますので、その魅力をしっかり高めていただければいいのではないかと思います。

やはり若い方が、昨日の話ではないですが、I ターンで、I ターンいうかね、入ってきていただくというよりもですね、後継者としてその地の方がですね、帰ってきて農業をやろうじゃないかと。その中で半農半Xとかいうことばもありますけれども、昔から言うとか兼業ですか、その中でできる体制づくり、またできる方がですね、安全に行っていただけるように、地域でしっかりそういった方の育成をしていくということだと思います。

近年起こっているのは法人間連携というものが進んでおります。コスト低減のためにお互い機械を共有しようとか、人の貸し借り。それはやはり人がですね、やはり何かあったときにはですね、作業効率、マンパワーいる場合がございませ

ので、そういったところへですね、来ていただくようなそういった制度もいるのではないかと思います。組合員に登録だけしてというのではなくてですね、組合員の中でどこまでが農業として頑張っていけるかという将来ビジョンをしっかりと立てながらやっていただければと思います。私も農業好きですので、できるだけ年取ってもやりたいなどは思ってますけれども、まだまだ上本議員はじめてまだ20年ですから、これからの20年、40年、50年頑張っていいただければと思います。よろしくをお願いします。

▼【藤井議員：「数値がわからなかったというのあったと思うんですよ。人数がわからないという。あれの回答がないですよね。」】

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。産業創造大学の卒業生につきましては昨年1名でございました。

▼【矢山議員：「ニューファーマーは」】

ニューファーマー支援事業の昨年度完了者につきましては14名でございました。

○議長（米重典子） 上本議員、よろしいでしょうか。

▼【上本議員：「はい」】

以上で 3番 上本 剛議員の一般質問を終わります。

次に 世羅町合併20周年を迎えるにあたり 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） はい。

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） はい、9番。議長の発言許可が出ましたので、2問について質問をさせていただきます。

まず項目1、世羅町合併20周年を迎えるにあたり。この項目1と2は関係がございますので、少し早いようではございますが、非常に準備期間等が必要だろうと思って早めに質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

質問の要旨、世羅町は平成16年に合併しスタートしました。同16年国の三

位一体改革で交付金・補助金が大幅に削減することが決まりました。翌平成 17 年 9 月の財政推計では以前の財政運営を継続すれば平成 22 年には町が財政破綻する試算が出されました。

当時、夕張市の財政破綻が報じられており、まさかのショックでした。厳しさの中で砂漠の中に水を求めるに等しいと、一方で乾いた雑巾を絞るが如くの状態が押しつけられたと表現されました。直後、平成 18 年から第 1 次世羅町行財政改革推進プランを策定され、次に平成 21 年第 2 次世羅町行財政改革推進プランが策定されました。当時、町は県から行革担当参事を招聘され、世羅町行財政改革推進本部を設置され 改革推進に取り組み始めてまいりました。

その中に 13 項目にわたる行革指針が示されました。その中で 3、4 点について述べてみたいと思います。

平成 22 年度をもって起債償還額を減額方向に切り替える、そのために平成 18 年から 5 年間新規事業原則ストップ。また 3 点目としまして、過疎自立促進計画は実施時期を繰り延べるなど見直しを図る。また当時は保育所、そして小学校の統廃合、また庁舎内におかれましては執行者はじめ職員の皆さん、議員もそうですが、報酬のカットを続けられております。そして、平成 18 年から平成 27 年に世羅町第 1 次長期総合計画、人と自然が輝く町を掲げ、次に平成 28 年から令和 7 年、世羅町第 2 次長期総合計画、いつまでも住み続けたい日本一のふる里を掲げまちづくりに取り組んでおられます。現在、地方創生の中で人口減少、産業振興など、非常に大きな課題となっております。世羅町はおかげをもちまして、今回、光ファイバ網の整備によるデジタル化、このことを進めておられます。町民の皆さん、執行者、議員一体となって頑張っていくことが必要だと思っております。

そこで、今日まで行政と町民が一体となり、痛みを共有し共に支え合いながら 20 年を迎えるにあたって頑張ってまいりましたが、まだ足元が盤石ではありません。しかし、長いトンネルの出口は確実に見えてきました。

そこでお伺いたします。合併 20 周年を全町民で祝し、次の合併 30 年に向けて明るいスタートとするために（1）世羅町合併 20 周年記念式典の開催を提案いたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 徳光議員の「世羅町合併 20 周年を迎えるにあたり」という質問にお答えをさせていただきます。

まず前段にいろいろと申し述べていただきましたように平成 16 年合併をしたわけでごさいますけれども、それに至るまでは合併協議会等できざまなことをお話し合いをいただき、合併にこぎつけてきたということでございます。

一郡一町になったということで、これまでもですね、いろんな交流はあったものですね、まだそれぞれの町における事業展開はですね、それぞれ違ったものもございまして、それをまずひとつにしていこうというのでかなり時間を要したと考えております。当時から議員もいろいろとご活躍いただき、また議会でもですね、そういった合併後のまちづくりについていろいろご審議、ご協議もいただいてきました。その中にはかなり痛みを分け合うというような事業、そして大きな事業も少し引き伸ばしをしながら過疎債とか、合併特例債とかさまざまな有利な起債も使う中でこれまで進めてきたという形でございます。

ご質問いただきますように世羅町合併 20 周年が近づいてきております。それに伴う記念式典の開催というものがですね、必要と思っております。ちょうど平成 26 年度には合併 10 周年を祝う町民参加の関連事業も数多く開催をされてきたところでございます。ちょうど 10 年を迎えた 10 月、合併 10 周年記念式典をその中でも行わせていただきました。

現在では、コロナ禍により明るいニュースというものが少なくなってきておりますが、3 年後に迎えます令和 6 年度が合併からちょうど 20 年という節目を迎えるということでございます。

議員おっしゃいますように、次の節目に向けて明るいスタートが切れますように、新たな生活様式や今後の社会情勢、近隣市町の状況を踏まえる中で、進めてまいり所存でございます。

早いということも言われましたけども、今からですね、さまざまなことも町民の方でお話し合いもいただきながらその 3 年後へ向けてですね、協議していくことは重要なことと考えております。

○9 番（徳光義昭） はい。

○議長（米重典子） 9 番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） 町民参加の記念式典を開催するという事で、非常にうれしく思っております。26年の10月5日に10周年記念を実施されております。そうした中で、少し聞いてみたいのが、行事と言いますか、記念式典等も開催されております。そうしたことについてですね、お考えがあれば少し聞いてみたいと思います。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 9番 徳光議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

合併20周年を迎えるにあたりまして、記念式典につきましての答弁を申し上げたところでございます。その内容につきましては、まだ、まだと言いますか、これからしっかりと時間がありますのでどういった形にすることが皆さんにこの20周年を祝っていただけるかということはしっかりと考えていかなくはならないと思っております。その中で20周年を迎える中で、合併当時もうすでにデジタル化を始めていた中でもございましたので過去とは違い、デジタルデータ、またケーブルテレビ等の実施も相まって動画でのそういった画材というのも多く残ってきております。

20周年の節目にあたり、そういったこれから先に30年、40年と残していくものをきちんと振り返りながらその式典の内容に織り込んでいくことも必要だというふうに考えております。その一端となるころではございますが、これからしっかりと考えて時間をかけですね、皆様に祝っていただけるような内容にすることをめざして、ご意見として頂戴もしてまいりたいと、そのように考えます。

○9番（徳光義昭） はい。

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） 20周年記念事業が即、10周年と同じでなければん言うことではないんですが、あまり詳しく述べられんので、ちょっと参考までに10周年記念の行事について行われていることを2、3挙げてみたいと思っております。式次第はじめ、世羅町10周年の歩み。また2部構成であったろうと思っておりますが、記念誌を作成されております。またそうした取り組みとですね、この

中で表彰等も 20 周年の記念でやられております。記念行事もされておりますし、すべて 10 周年行事でなくてもよろしい、先ほども申されましたが、ケーブルテレビ等の関係のこともでてきております。そうした面で町民全体で参加して祝ったというようなことになればですね、別に考えられていることでよろしいんだろうと思います。

先ほども申されましたが、他市町もいろいろ取り組んでいる状況もあろうと思います。時間があるのでしっかりと煮詰めていただいて考えていただければと思います。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。10 周年記念事業の折の内容に触れていただいたところでもございます。やはり 20 周年を迎えるにあたって、今までを振り返り、その足跡をご覧いただく上で更に元気が出る内容にしていかななくてはならないと、そのように受け止めておるところでございます。町が主体としてやる式典もあるところではございますけれども、町民の皆様方に行っていただいております事業に際しましても 20 周年記念という形、また協賛等いただき町民の皆様全員でございますね、この 20 周年に携わっていただけるように、町全体で取り組んでいくことが一番理想的な形になるのではなかろうかと思うところでもございます。その中でどういった形で記録を残し、皆さんで記憶をですね、残していき保存していくかといったところの手法なり、形につきましては今後しっかりと他市町の事例も捉えながら取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（米重典子） 次に 世羅町名誉町民の選考を 9 番 徳光義昭議員。

○9 番（徳光義昭） はい、9 番。

○議長（米重典子） 9 番 徳光義昭議員。

○9 番（徳光義昭） 世羅町名誉町民の選考を。

質問の要旨でございます。世羅町の名誉町民は合併前の旧町で制定され、当時、名誉町民は平成 8 年旧世羅町顕彰の近藤芳美さん、平成 12 年旧甲山町顕彰の大妻コタカさん、平成 14 年旧世羅西町顕彰の服部孝宏さんのいずれも故

人の方々に平成 16 年 10 月 1 日に世羅町名誉町民に選考されています。

以前の一般質問では、町民が納得される統一的な基準の設定が必要と答弁され、選考はされておられません。

そこでお伺いたします。(1) 選考基準に基づいた世羅町名誉町民の選考を提案いたします。

○町長(奥田正和) はい。

○議長(米重典子) 町長。

○町長(奥田正和) それでは徳光議員の世羅町名誉町民の選考についてお答えをさせていただきます。

先ほど議員ご紹介いただきました名誉町民の方につきましては、3町が合併時に新町へ引き継ぐ形で新世羅町の名誉町民となられたところでございます。

ご質問の「選考基準に基づいた世羅町名誉町民の選考」についてでございますが、選考基準につきましては、名誉町民推薦基準や審議会等の取り決めに設けさせていただいております。これまでにも選考に関しては提案等もいただいておりますが、実際の選考までには至っていないところでございます。

議員ご提案の新たな名誉町民の選考については、広く社会文化の発展に寄与し、町民の皆様がその功績をたたえられる方を各方面からのご意見も参考にし、検討してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○9番(徳光義昭) はい。

○議長(米重典子) 9番 徳光義昭議員。

○9番(徳光義昭) 名誉町民の選考を選定したいと。選定基準等に基づいて行うということだったろうと思います。今まではですね、旧の3町で推薦されて出しておられますが、合併後20年を迎えるにあたってですね、次の選考は世羅町全域で推薦する形になります。そこらを含めてですね、やはり以前よりか時間が少し必要なのではなかろうかと。推薦するがためにですね、町民の皆さんに広く周知していただくということが、旧町単位であれば、大体氏名が出れば、ああ、このどなただというようなことはわかるでしょうが、たとえば、名誉町民は故人、亡くなられた方が割と多いように思います。そうしてきますと、かなりの年代の方が出られた場合に、現在でいるもんがあまりよく承知してない方もおら

れると思います。時間が相当かかると思いますが、選考基準や審議会についてはお聞きできますか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。議員申されましたとおり、この名誉町民に関しましては、条令並びに規則を整備させていただいているところでございます。その例規の中におきましては、広く社会文化の発展に貢献のあった方であって、また世羅町にゆかりの深い方の中から選考していくといったような規定を設けさせていただいております。

この推薦の基準でございますけれども3点明記いたしております。まず1点目でございますが、国・県などの行政に関しまして長期にわたり参画し、国・地方自治、または郷土の発展に貢献をされた方。そして2点目に教育、学術、技術、芸術の進展、また産業文化の振興 社会の進歩に多大の貢献をなされた方、そして3点目に私財を投じて公共施設を設け、公共の福祉増進、社会公益上の顕著な功績をされた方。こうした3点が例示をされてございます。

議員先ほどご指摘いただきますとおり、旧町での選考はされておりますけれども、新町ではまだなされてない状況でございます。これも申されますとおり、町が一体感を持って受け止める必要があるというところでございます。合併を経てですね、一定期間を経過し町の一体感が十分に醸成されてきているのではないかというふうに考えているところでございます。こうした状況を改めて20年の節目にあたって考えていくといった必要があろうかと思っております。この選考におきましては十分な皆様のご意見を頂戴し、また審議会のほうへ諮って選考していくといった手順が必要となってまいります。十分な時間をいただきながら検討してまいることというふうに承知しております。

○9番（徳光義昭） はい。

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） 名誉町民の選考は先ほど述べられた世羅町の選考基準ということで選考されていくようですが、他の市町では名誉町民条例に基づいて、選考されているところも、今、課長が申された基準等については全く名誉町民条例にある文言とほぼ、違う表現はなされないんですが、大体、こういう表現は大体

似た表現になろうと思うんですが、条例にある文言とほとんど一体であると思います。

それはそれとしてですね、先ほど申されたように、世羅町の歴史、ひとつの歴史ですから、特にですね、私は子どもさんには特に、こうした世羅町の人を通して、歴史に対してやはりしっかり学校のほうでもこういう人の、今ある3人の方、この方の功績等もしっかりと教えていただいて、また新しくなられる人のことについてもですね、やはりしっかりと子ども達にその人の功績等を伝えて、子ども達にそうした人への夢を持ってもらうということは私、非常に重要になってくるんだろうと思います。そこら含めて最後に答弁願いたいと思います。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。やはり名誉町民の顕彰にあたっては、これは時間をかけながらですね、各方面からのご意見を頂戴して、その選考審議会を通じてですね、顕彰していくという形になります。時間をかけ行っていく、町民皆さんでですね、顕彰していただくという形になるのではなかろうかと思うところがございます。

そして議員より示唆いただいたところがございますが、世羅町にゆかりのある、また功績をいただいた現在の名誉町民様におかれましてもそのご功績とゆかりを今一度私どもも確認をしながら、またそれを振り返り、現在の町民の皆様方とともにですね、現在に至る世羅町を作っていただいた、そのことに感謝をしていかなければならないと思っておるところでございます。これからのことを進めていくにあたりましても今までを振り返り、そこを感謝しながら次の時代に元気を持って進んでまいりたいとそのようにご示唆をいただき、また私どももそのように運んでまいりたいと考えております。

○教育長（松浦ゆう子） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（松浦ゆう子） ご指摘にありました、こちらのほうには3名の方の名前が挙がっておりますが、実際に特に大妻コタカ先生の場合におきましては、甲山中学校におきましてこれは非常に偉大なる人の生き方という観点から教材としてしっかりと扱い、また大妻学院との交流も実際に行っているところであり

ます。

議員先ほどからおっしゃっていただきますように、今のような時代であるからこそ、先人の生きざまに学ぶということは非常に教育におきまして教育効果の高いものであると、このように考えているところであります。今後ともいただきましたご意見をしっかり基におきながらですね、教育の推進をしてまいりたいと、このように思っております。

○議長（米重典子） 以上で 9 番 徳光義昭議員の一般質問を終わります。

施設整備を進めるには組織体制に見直しが必要ではないか 11 番 山田睦浩議員。

○11 番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11 番 山田睦浩議員。

○11 番（山田睦浩） それでは早速一般質問に入らせていただきます。今回は 1 項目を持って一般質問をさせていただきます。

項目 1 施設整備を進めるには組織体制の見直しが必要ではないか。質問の要旨でございます。

本町には 8 つのスポーツ広場、3 つの小学校の夜間照明設備を備えた屋外運動場、更には学校統合などによるプールや体育館があり通常時であれば、さまざまなスポーツに町民皆様が利用されています。

町立スポーツ広場では、グラウンドゴルフや少年サッカーの大会なども開催されており、その関係者や保護者から大会運営上の課題はトイレの問題も少なからずあるようです。

既存のスポーツ広場は公共施設有効利用の観点から、町内外の利用者が不便を感じることなく利用できるよう整備が急がれるのではないのでしょうか。

施設利用者の声としては、トイレに対する苦情が最も多く、特に女性は町中心部の商業施設や道の駅のトイレを利用し、グラウンドに帰るという相当な不便を感じておられるようでございます。

苦情ばかりでもなく、折角訪れたのだからと花観光シーズンであれば観光農園を訪問し道の駅でのお買い物もしていただいているようであります。

コロナ感染拡大以前は多くの方が町外から訪れていただいているにもかかわらず

らず、整備が進んでいない状況はコロナ終息後を見据え喫緊の課題とし、早急な対応が必要ではないでしょうか。

これまで令和2年第1回定例会及び第4回定例会において施設整備や長期総合計画の質問において質してまいりましたが、その際、町長答弁では「多目的スポーツ施設は膨大な費用がかかるということでゼロベースで考える。そして、既存施設の有効活用にシフトする。現状はどの施設をどんな改善整備をするとの明確なものはないが、これまでの経緯や今後の運営など多くの方の意見を聞き整備したいと思う。」と答弁されております。

本町には、駐車場を備え大きな大会を開催できるほどの施設が複数あり、これら既存施設を住民ニーズに応えながら整備して、有効活用していくことこそが住民福祉サービスの向上につながり長期総合計画にある健幸づくり、町が推進している健康増進に向けた取り組みにより健康寿命を延ばし、医療費の削減にもつながっていくのではないのでしょうか。

現在、スポーツ広場等公共施設の管理は教育委員会部局となっておりますが、今後の公共施設管理計画を見据え町長部局とし施設整備が円滑に進められるよう、これまでの議論の過程や状況、考え方、組織体制の見直しも含め質問をいたします

(1) 令和2年第4回定例会一般質問以降どのような議論がされているのか、またその状況は。

○教育長（松浦ゆう子） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（松浦ゆう子） 施設整備を進めるには組織体制の見直しが必要ではないか。山田議員のこのご質問にお答えをいたします。第1点目でございます「令和2年第4回定例会一般質問以降どのような議論がされているのか、そしてその状況は。」というお尋ねでございます。お答えをいたします。

既存のスポーツ施設の活用につきましては、国からの計画策定要請に基づき、まして、令和3年3月に世羅町スポーツ施設個別施設計画を策定いたしました。

世羅町スポーツ施設個別施設計画では、令和2年度から令和12年度までを第1期、令和13年度から令和23年度を第2期といたしまして、第1期終了年度に状況に応じた管理運営の中間見直しを行うことといたしております。

今後計画に基づきまして取り組みを進めてまいります。

○11番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 今、答弁の中にありました世羅町スポーツ施設個別計画、これの内容について少し説明をお願いします。

○社会教育課長（荻田静香） 議長。

○議長（米重典子） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） お答えをいたします。こちらの計画につきましては、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針というものに基づきまして、各施設の今後の管理運営のあり方について検討した内容を示したものでございます。先ほど教育長の答弁にもございましたように、実施期間を令和23年度までと設定し、途中で1度の見直しを行うこととしております。現在の利用状況でありますとか、管理コストの状況、そういったものも掲載させていただきまして、そういったものを踏まえまして今後の施設の役割ですとか、今後の現状と課題、そういったものについてを記載させていただいております。

○11番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 先ほど要旨の中でも述べさせていただきましたように、今回これで3回目に同様の質問、前回は長期総合計画の中で述べさせていただいたんですが、都合3回、教育委員会としてはそのような協議をなされたということで、一方で町長部局としては何かスポーツ施設に関する協議がなされておるのでしょうか。副町長。

○議長（米重典子） 指名はできません。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。教育委員会部局においてですね、世羅町スポーツ施設個別施設計画を令和3年3月に策定をしたというところでございます。その策定に際しましては、町内で横断的に組織しております公有財産利活用検討委員会の中でですね、その計画をいただいて、それを横断

的に審議をと言いますか、精査をする中でその計画に至っております。町長部局と致しましてもですね、やはり今、皆様方から示唆いただいております公共施設の総量削減の中でその一部と言いますか、その一分野としてのこのスポーツ施設個別施設計画を受けとめてですね、その中で協議調整をしているところでございます。町全体の施設なり、あり方につきましては、町長部局におきましてもですね、教育委員会部局のものも取り入れて、一緒に論議をし、策定に携わっておるというところでございます。

○11番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 続きまして（2）に移ります。町内のスポーツ広場でスポーツに特化し（サッカー、野球、グラウンドゴルフ）天然芝とすれば交流人口も増えるのではないかというふうに考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○社会教育課長（荻田静香） 議長。

○議長（米重典子） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） 2点目の「町内のスポーツ広場でスポーツに特化し、天然芝とすれば交流人口も増えるのでは」ということについてお答えをいたします。

現在、町内のグラウンドにおきましては、いずれも企画課において所管する津久志自治センタースポーツ広場、黒川自治センタースポーツ広場、東自治センター多目的広場の3箇所が天然芝となっております。それらの利用状況は、いずれの施設も増加傾向にございます。またその利用の多くはグラウンドゴルフとサッカーと伺っております。スポーツ広場ごとに主となる競技を特化し整備するという事は一つの手法とは考えます。またご提案の芝生化でございますが、グラウンドを天然芝とした場合には、特定の競技においては一定のニーズがございまして、交流人口は増加すると推測はされますが、一方で芝の維持には多大な労務や費用の負担が必要でございます。主となる競技種目に沿った検討が必要と考えております。

○11番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11 番（山田睦浩） 確かに津久志の自治センターあたりだとセンター長が非常に入念に手入れをされているのをよく拝見させてもらうんですが、費用が、多大な労務や費用の負担がありというふうに答弁されましたが、たとえば、天然芝今、3箇所あるということですが、人工芝ということは考えられないでしょうか。

○社会教育課長（荻田静香） 議長。

○議長（米重典子） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） 失礼いたします。町内には津田スポーツ広場が人工芝のグラウンドとなっております。こちらにつきましてもだいぶ劣化が進んでおりまして、このまま人工芝を維持しようと思いましたが大規模な改修というものが必要になってまいります。手入れ的なものは、日常的な管理というものは少なくて済むかと思うんですが、何年かに一度の大規模な改修費用というものがかかってまいりますので、そのあたりを考えていく必要があらうかと思えます。

○11 番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11 番 山田睦浩議員。

○11 番（山田睦浩） 3番に入ります。県内各市町の生涯スポーツ担当課はどのようなになっているのでしょうか。

○社会教育課長（荻田静香） 議長。

○議長（米重典子） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） 3点目の「県内各市町の生涯スポーツ担当課の状況について」でございますが、県内23市町のうち、7市町が首長部局、16市町が教育員会部局で所管をしている状況となっております。

○11 番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11 番 山田睦浩議員。

○11 番（山田睦浩） 町では北広島町と神石高原町。なぜ今回この質問をしようかなと思ったというのが、後でも出てくると思うんですが、先ほどからも述べておるように3回目になるんですが、なかなか施設整備が進まない現実がありますね。なぜなのかなと思って、今回この3番目を入れさせてもらったんですが、教育委員会部局ではなかなか、特に施設整備ということが進まない。そ

したらもうあっさりこの施設全般に関わることを、スポーツ振興とか生涯教育に係る部分は教育委員会でもいいのかなと思うんですが、施設全般に関わることを町長部局にというふうなことで、この項目を入れさせていただきました。まだまだ県内では教育委員会が所管されているところがまだ多いのかなと思いますが、是非この7市町に入れるようにしていただきたいなというふうに考えております。

続きまして（4）に入ります。児童生徒の各種スポーツや住民のグラウンドゴルフなどさまざまなスポーツが行われておりますが、そうした活動の中で現状の町内スポーツ施設のハード部分での課題は何がありますでしょうか。

○社会教育課長（荻田静香） 議長。

○議長（米重典子） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） お答えいたします。4点目の「現状の町内スポーツ施設のハード部分での課題は何か」についてお答えいたします。

現状での課題のひとつといたしましては施設、設備の老朽化とそれに伴う改修財源の確保となっております。特にスポーツ広場の夜間照明設備につきましては、令和3年以降水銀ランプ等の入手が困難となっておりますので、段階的、計画的にLED化を進めていく必要がございますが、全ての既存施設の改修を行うには優先順位を含めた検討が必要と考えております。

また、利用後のグラウンド整備などの日常的な作業を利用者の皆様にご協力いただくことで、グラウンド面を維持しておりますが、利用が減少した施設におきましては、そういった日常管理が困難となり始めておりまして、いかに利用を維持できるかということも併せまして、課題と捉えております。

○11番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 答弁の中に段階的に、計画的に照明施設のLED化、もうだいぶ前から今、福祉課長が社会教育課長のときからもお願いというか、提案もさせてもらって、その際は公有財産利活用検討委員会において検討を行っているということでもございました。そのときの答弁ではね。今の答弁では検討が必要と考えていますということも答弁されましたが、どのように検討、優先順位を決めていかれようとしているのか、お伺いいたします。

○社会教育課長（荻田静香） 議長。

○議長（米重典子） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） 現在、実は今年度世羅小学校の夜間照明設備のうちの1本、8灯をLED化するというので、予算を承認いただきまして工事を進めたところでございます。

これにつきましては、まず利用頻度の高い施設、こちらを抽出いたしましてLED化をしていこうということが入っております。ただいっぺんに施設内のものをすべてLED化といいますのは、相当な費用がかかります。このたびも1本8灯のLED化で360万円あまりの費用がかかるということでございますので、段階的にまた有効的な補助金等々、助成がございましたら、その活用を考えておるところでございます。またそのようにしてまだ使える既存の水銀ランプ安定器というものがLED化したところからは確保できますので、いったんそれを町のほうで確保しまして、他のスポーツ施設等で水銀灯安定器の故障が起きたときには代替部品として使っていくというような考え方で今、確保をしているところでございます。

○11番（山田睦浩） はい、議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 同じ項目の中で利用が減少した施設においては日常管理が困難となりはじめてというふうに答弁されましたが、具体的にどこのどの施設なんでしょうか。

○社会教育課長（荻田静香） 議長。

○議長（米重典子） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） 今、非常に苦慮しておりますのが、西大田のスポーツ広場になります。こちらにつきましては、面積も広うございますし、グラウンド面の除草作業がなかなか追い付かないという状況になっております。

○11番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） それでは次の（5）に入ります。整備費用を抑えつつ、町民の健康増進や活力向上に向けて、町内スポーツの更なる振興を図るための早期整備を望みますが、今後のスケジュールというのはあるのでしょうか。

○社会教育課長（荻田静香） 議長。

○議長（米重典子） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） お答えいたします。今後のスケジュールについてのご質問ですが、繰り返しになりますが、平成27年10月策定の「世羅町公共施設等総合管理計画」に沿って、スポーツ施設についての管理運営方針を具体的にするため、令和3年3月に策定した、「世羅町スポーツ施設個別施設計画」に基づき、今後10年間を計画期間として施設の維持管理や修繕、必要な改修等を進めていく計画であります。

○11番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） まだ具体的にはどこのどの施設をというのはいくつかないという状況で認識させてもらってもよろしいということでしょうか。

○社会教育課長（荻田静香） 議長。

○議長（米重典子） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） 予算を伴いますのではっきりしたことは申し上げにくいのですが、利用率の高い施設からできれば進めていきたいというふうを考えております。

○11番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 6番に入ります。健康増進や競技力の向上はもとより、地域づくり・地域の活力向上など、質の高い行政実現の観点からも総合的な町の施策として考え一体的な運営により進めていくほうが効果的と考えますが、いかがでしょうか。

○社会教育課長（荻田静香） 議長。

○議長（米重典子） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） 次に、6点目の質の高い行政実現の観点からも、総合的な町の施策として考え、一体的な運営により進めていくほうが効果的と考えるがとのご質問にお答えをいたします。

いずれのスポーツ施設につきましても、スポーツの場としての活用のほか、地域行事の場としての活用が多く見られます。現在は体育館を中心とした施設に

についてはその多くを自治センター施設の一部として所管を移し、自治振興会等に管理をいただいております。また、スポーツ広場を中心とした施設につきましてはそのほとんどを教育委員会で所管をしておりますが、自治センターを指定管理されている自治振興会等に委託をいたしまして、施設の利用受付を行っていただいているところでございます。同一目的の施設の所管が複数あることによる連絡調整の煩雑さでありますとか、先ほど議員からありますように、修繕計画をどのように立てていくかというようなことも含めまして、もですが、利用者の利便性の面において課題があるということは認識をしております。

○11番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 答弁の中に自治センターを指定管理している自治振興会に委託しというふうなことがありました。以前、先の4年間、最初なりたての頃ですね、それよりもずっと以前の話なんですけど、ある町内のスポーツ広場で子ども達のサッカーの大会がずっと毎週のようにやっておったんです。そこに保護者としても行かせてもらって観戦もさせてもらう中で、昼前になるとどんどんどんどんお母さん方が出て行かれていた。最初はどうしたのかなというふうなことも思わず、最後ら辺になって聞いたら、町外の人で、町内の人は近くの友人宅に行かれておったようですが、町外の方がこっちまで、中心部まで来てお買い物もして、用も足されてという現実を知ったときに、あらら、なんでかな、そこにトイレもあるんだけどなと思いつつ、よくよく聞いてみると、非常に古いトイレだと。見させてもらっても古いトイレ、なかなかしにくいですわ。そういうことがあって、議員に4年前にならせていただいたときに、早速取り組むべきかなと思いつつ、そのときに関係者の方から是非、議員になられたからには、その施設のそういうところを改善してほしいという声もいただいた中で、いろいろ当時の事務局長等々に相談し、要望書のひな形を作らせていただきまして、自治センターのほうに伺ったわけですね。そうすると、その自治センターの職員の方がうちの地区のことはうちでやりますから。けんもほろろですよ。私もそこまでの議員としてのスキルもなかった。情けない話ですが。しっぽを巻いて帰ったようなことです。今回、自治センターのことを質問しとるわけでないんで、企画課長、ひどう心配せんようにしてく

ださい。そういうところも過去にあったんですね。自治センターとして所管されておる、さっき言うたことが現実の話なんです。そういうことを思われておる自治センターの職員さんもおられる。非常にそのときも今から考えたらそのときの風景、情景というのははっきり覚えていて、言われたことも一語一句覚えているんですけど、今から考えるとすごい腹も立つんですけど、それは置いておいて、本来そうしたところにやってもらうのがいいのかなというふうに思っておるんですが、これは町長部局になるのかなと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。山田議員からのご質問の内容といたしましては、いろいろ不具合をですね、ご意見をいただいたときに所管部局が違うということでそのご要望を受け取ることができきれてないということがあったというふうに今、いただいたところでございます。現在のところ、社会教育課で管理をし、自治センターが併設、近い所でありながら受付なり、使用許可の部分が分かれておるような状況もございます。そういったところで予約の取り方についてご不便をおかけしているところもあるというふうに答弁も認識しておるところでございます。その部分についてはやはり部局は違えどもですね、利用者の方からの意見をいただき、またその利便を図るということは当然でございますし、施設設備についてのご意見を賜ったところについては部局が違うということではなくて、課が違うということではなくて、横断的にいただいて、町の施設として対応をしてみることが必要でありますし、過去そのような状況があったということを受け止めさせていただいて、今後そのようなことがないようにですね、しっかりと連携を取ってまいりたいと思います。

○11番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） よろしく申し上げます。次の（7）に移ります。町内の公共スポーツ施設を教育委員会部局から町長部局へ移行する場合、ソフト面・ハード面では、どのような課題、問題が想定されるのでしょうか、お伺いいたします。

○社会教育課長（荻田静香） 議長。

○議長（米重典子） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） 7点目のスポーツ施設を教育委員会部局から町長部局へ移行する場合、ソフト面・ハード面で想定される課題、問題についてお答えをいたします。

スポーツ振興につきましては、施設整備といったハード面と、そこを利用して行うスポーツ事業・スポーツ活動支援といったソフト面というこの2つが両輪となって、スポーツ振興を一体的に進めていく必要があると考えております。

一方で、町として一体的なスポーツ振興を図るという観点からは、学校体育と社会体育との連携は欠かせないものというふうに認識しております。スポーツ振興を町長部局に移行した場合、教育委員会が所管すべき学校体育の部分とどのように連携を図っていくかということが課題の一つとして想定される所です。

○11番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 今、教育委員会のほうからそのような答弁でございましたが、一方で町長部局としてはいかがでしょうか。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。町長部局としてどのように考えておるかというご質問でございます。学校教育課長からですね、答弁をさせていただきましたように、

○議長（米重典子） 社会教育課長ですね。

○副町長（金廣隆徳） たいへん失礼いたしました。訂正させていただきます。社会教育課長から答弁申し上げましたように、やはり先ほどご指摘いただいたようにですね、部局が違うということからやはりスポーツ振興を町長部局に移行した場合もやはり学校との調整が必要になると。いずれにしても部局をまたいだ調整が必要になりますし、一体化した運営なり手続きが必要になるということをご指摘をいただいているというところでございます。形、また

所管が移ったといたしましても部局をまたぎ、また課がまたぎましてもですね、しっかりとした連携を取っていく必要があると思いますし、その上で組織体制をどのように整えていくかということが課題になると認識をしております。

○11 番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11 番 山田睦浩議員。

○11 番（山田睦浩） 人材とか非常に人数少ない中でやられているんだなというふうに思いますが、今回の開会中の常任委員会で職員の採用状況等も事務調査するようになっておりますので、その辺のことも踏まえながらこれからも引き続きこのことについては、質問をしていきたいなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

最後に入ります。（8）町長のリーダーシップで施設整備を進めていくには、現在スポーツ振興担当課は社会教育課でございますが、組織体制の見直しは必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

ひとつ提案というか、あるんですが、ご承知のように、広島県はスポーツ大国、プロ野球のチーム、プロサッカーのチーム、プロバスケットボール、バレーボール、非常に多くのプロの球団がございます。その中であって町内においても今、野球もさることながら、サッカーの人気も非常に高まっております。今、コロナ禍でいろんなことが制限されて、なかなかそうしたこともできておられないわけですが、特に野球にしてもサッカーにしても、今では県大会の常連となるようなチームもあるようです。当然、バレーも432のほうに応援の横断幕が掲載されておりますが、そういうのを見ると非常に子ども達が頑張っているなというのを見ると非常に嬉しくなるんですが、その中で提案と言いますか、サッカーのプロチーム、サンフレッチェ広島、これが今年の3月に女子のチームを発足させました。いわゆるなでしこリーグへ参戦すると。広島市には他にももう1チームあるようですが、そこら辺とタイアップしていただいて、練習場を町内誘致、J1プロサッカーチームありますが、それぞれホームタウンはあっても練習場はそれぞれのいろんな県内何箇所かに練習場を設けて、気候に合わせてそういうところで練習もされているようで、特に1箇所というわけではないようでございます。今このサンフレッチェ広島の女子のほう、

レジャー、これは広島経済大学のグラウンドをメインとして練習をされているようですが、もし可能であれば、こうしたチームの練習場として整備をして誘致するということができるれば非常に地域振興というか、その分野に特化するようになるかもしれませんが、発展していくのかなというふうに考えます。よく私は子ども達に夢は見るものではない。実現するものだと言います。その実現するまでの過程、これが大事なんだよというふうに生意気なことを言っているわけですが、できればそうした夢を奥田町長に見せていただきたいなというふうに思っております。最後、答弁をお願いいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 山田議員のご質問、私のほうへいただきました。施設整備を進めるためにしっかりリーダーシップを取れということでございますし、組織体制をどうするのかというご質問でございます。

平成19年には「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正をされまして、学校体育に関することを除くスポーツに関する事務を首長部局が所管できることとなりました。これは、地域の実情や住民のニーズに応じて「地域づくり」の観点から他の地域振興等の関連行政と合わせまして一元的に所掌することができるという趣旨から改正されたものです。この法改正以後、スポーツ振興の所管を首長部局に移管される自治体もございます。先ほど例を挙げていただいた市町でございますけれども、特に広島県においては知事部局のほうへスポーツ振興の部分、所管しておられまして、さまざまな面で発信もされますし、さまざまな連携事業もされているようでございます。

世羅町のスポーツ振興、また地域づくりの施策の方向性、そして何よりもですね、体育協会がですね、関わっていただき、各種スポーツの団体等、運営、まとめていただいております。そういったご意見は頂戴しながら組織は作っていく必要があると思っておりますので、じゃあすぐ、来年からというふうにはいかない部分もあります。できるだけいろんな協議させていただきながらですね、それに町長部局のほうへ持ってくるのが最善という考えが一致しましたらですね、是非ともそういうことも進めていける。ただ、人員については、現状今、職員も

適正人員よりも少なめになってございまして、今後そういったところの人的措置も必要になってまいります。

それと議員申されましたように、子ども達のスポーツ振興においてですね、さまざまに頑張ってくれている姿見ます。先ほどおっしゃられました県であるプロスポーツ、そのジュニアの関係でいろいろと各市町頑張っている児童います。世羅町内でもですね、県大会、また全国につながるようなスポーツをやってくれている生徒もいますけれども、先ほど言われましたように、施設がやっぱりないですね、なかなか練習環境が整わないといけないという声はたくさん聞いております。これまでも野球チームのですね、ところも場所を変えてですね、いろいろA、Bに分かれたりやられたり、また1箇所で行われる場合は、野球で言えばセンターがほんと近い所ですね、守備をされていたりというところ、香遊ランドは特にそうでしたけれども、そういったところあります。サッカーについてはですね、試合をするといっても前に見に行かせていただいたのが世羅中学校で子ども達のコート2つ作られました。これどうしても土のグラウンドでありますので、怪我等につながるというのはですね、これまでもお聞きしておりました。できればそういった芝の上で練習環境を整えばですね、喜んでいただく。先ほどご紹介いただいた津久志のグラウンドには、かなり練習にお越しいただいているようでございまして、あそこがもう少し広ければジュニアの子ども達の1コート取れるんだがなというお声もいただいております。そういった各練習試合の場として、先ほど言われたプロ、女子サッカーが今度始まります。18日にまず開幕戦があるということで、ご案内もいただいておりますね、先般はサンフレッチェの社長とも電話でちょっと話しをさせていただいて、レジーナ、もし今後ですね、世羅町で来て子ども達と交流してもらえんかねということをお願いしておきました。ただそういった場所がですね、なかなかうまくとれるかというところもありますので、是非、シーズンオフに野球も来ていただいておりますね、指導いただいたりしていますし、バスケットもいろいろチーム頑張っている姿をみます。そういったプロチームの姿を見てですね、子ども達もしっかり伸びていくということができると思います。是非、施設を良くし、勿論合わせてトイレも良くしというご意見をいただきましたので、いろいろと今後の計画の中

でいろいろと協議をしてみたいと思っているところでございます。私からは以上です。

▼【藤井議員：「町長、どうやったら（聞き取れない）議席でやるじゃないですか」】

【高橋議員：「昨日とえらい違いですね。」】

【町長：「1回目はここに出て来ることになっているんですけど。皆さんのときにも全部出てますよ。1回目のときは。」】

【藤井議員：「（聞き取れない）」】

【高橋議員：「公平な答弁をしてください」】

【「何か言うものあり」】

○議長（米重典子） 暫時休憩といたします。

休 憩 14時21分

再 開 14時25分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

○11番（山田睦浩） はい、議長。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 以上で一般質問を終わります。

○議長（米重典子） 以上で 11番 山田睦浩議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は、終了いたしました。

本日は、これで「散会」します。

次回の本会議は、9月8日午前9時から「開会」いたしますので、ご参集願います。

（起立・礼）

閉 会 14時25分

【9月8日 議案審議 3日目】

開 会 9 時 0 0 分

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

9月6日の高橋公時議員の一般質問の答弁に関して、町長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 私のほうから発言の許可をいただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

9月6日の高橋公時議員の一般質問の答弁の際に、誤解を生じかねない発言がありましたので、取扱いについては議長に一任をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（米重典子） ただいまの件につきましては、議長において議事録を精査し、適切に措置いたします。

日程第1 報告第6号 株式会社セラアグリパーク第19期営業報告並びに株式会社セラアグリパーク第20期予算等の報告について を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） おはようございます。令和3年第3回世羅町議会定例会議案集1ページをお開きください。

報告第6号

株式会社セラアグリパーク第19期営業報告並びに株式会社セラアグリパーク第20期予算等の報告について

株式会社セラアグリパーク第19期営業報告並びに株式会社セラアグリパー

ク第 20 期予算等について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 3 年 9 月 8 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

まず、説明に入らせていただく前に株式会社セラアグリパークについて、一定にご説明、ご報告申し上げます。

この会社につきましては、平成 14 年（2002）年 11 月 1 日に設立された会社でございます。資本金は 1500 万円。

株主は世羅町 51%、兵庫県伊丹市小西酒造株式会社 34%、株式会社セラアグリパーク 15%の会社でございます。

設立の目的としますと、公園整備構想に基づきまして、広島県と世羅町が連携しての県民公園の管理でありましたり、地域振興に寄与する施設の管理運営のため、公設民営の枠組みにより設立されたものでございます。

事業内容としますと、農業公園、ワイナリーの維持管理運営、ワイン・果樹飲料の研究開発及び製造販売、レストラン等の経営等でございます。

指定管理者の状況としますと、2 点ございまして、広島県からの指定管理ということで、広島県立せら県民公園の管理棟、のんびり公園、ミニチュアガーデンの管理運営でございましたり、世羅町からの指定管理ということでせら農業公園、せらワイナリー、ワイナリーの醸造所、レストラン等の管理運営ということになってございます。

近年の状況でございますが、西日本豪雨及び新型コロナウイルス感染症の蔓延により、来園者が減少している状況が続いておるとい状況でございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○1 番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1 番 高橋公時議員。

○1 番（高橋公時） 来期の目標、20 期に向けての数字をお聞かせ願ったところでございます。こうした数字になるように是非期待をしておるところでござ

います。

以前ここを△で出されて、売り上げをマイナスという格好で議会へ提出されたことがございました。

まずひとつ、何点か質問しますので、メモをお取り置きをください。質疑しますので、メモをお取り置きください。

この株式会社セラアグリパーク、これは利益を目的として運営されるのか、そうでないのか、明確なところでお答えください。51%保有しているのは、筆頭株主でありますのは世羅町でございます。ということは、ここのトップでありますのは奥田町長でございます。筆頭株主は。昨年度と何が変わったかと言いますと、これは皆さんご存じだと思いますけれども、この株式会社セラアグリパークの社長が副町長兼務するということで4月からではありますけれども、金廣副町長が兼務されている。今この決算にあたっては、約2カ月、3カ月程度しか携わっていないと思います。

昨年度とこの経営に関しまして、まず社長である社長の交代、そして組織内で働いている方、これも聞いておりますが、醸造長が代わられた。転職されたということも聞いております。こうした体制、これは歴史は戻りますが、今18期、19期、20期と来ておりますけれども、これまで15期までは黒字が出て、ある程度儲けのあり、その儲かった一部を基金として積み立てておいた。これがこれまでの歴史でございます。基金で2000万ほど積み立てておいたところでございます。やはりコロナ禍ということで経営が厳しいのわかりますが、私が議員になりたての頃、最後の黒字の年でした。その後から毎年度、毎年度赤字が続いております。こ300万、600万、1500万と続いております。今期800万の黒字が出ております。以前からの話しで言えば、この第3セクター、3年連続赤字が出ると考えるといったようなお話もあったかと思っております。しかしながらこれまでワイナリー中心にやってきておりますので、そう簡単にこれをどうこうするわけにはいかないのは皆さんご存じだと思います。しかしながら、かと言って、いくらでも税金を投入してこのまま経営していくわけにもいかないというの岐路に来ていると思います。ですから、決算にあたっては中身も吟味したいと思っております。

なかでひとつ伺います。今回の黒字に至った要因。先ほどの担当課長の

説明でありましたら、売上から原価、そして一般経費を引いたらマイナス 1700 万でございます。800 の万黒地に転じているのは 2700 万円の雑収入、これ全協でお伺いしましたら、雑収入の大半はこの 2000 万円の基金だと。これはもう今回しかありませんよ。これがなければ、正直なところ昨年と同じ決算概要でマイナス 1500 万になっております。それはたぶん数字を見られて、新しく社長としてみられておる副町長もご存じだと思います。その代わり売上げは昨年度より伸びております。8000 万、約 2000 万程度伸びております。しかしながらそれにかかわる経費も増えております。実際のところ今回の決算では黒字、黒字と言っても基金を取り崩した上での、上での黒字でございます。

もうひとつ、昨年 2000 万円の基金を取り崩すときに何のためのお金かというところで、確かブランディングワイン普及拡大事業、こういったネーミングで 2000 万を取り崩しております。これはどのような成果があったのかお伺いしたいと思います。

ただ単にネーミングだけでこの 2000 万が決算のときの売上げとして挙がっているだけではないと思いますので、その点をお伺いします。

それと広告宣伝費、皆さんも目にしたと思います。新聞やいろいろなところで、雑誌、こういう販売をしています、3 本セットで安くしています。こういったのを皆さん目にされたと思います。かなりの広告宣伝費が使っておるのかなと思いきや、実際のところ昨年とあまり変わりません。一昨年よりも少ない広告宣伝費でございます。このブランディングワイン、こういったものに普及拡大事業には広告宣伝としては活かされていないのかなと思いますので、何使われたのか、この点についてもお伺いします。以上何点かお伺いいたします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 今、ご質疑、6 点あったかと思いますが、そのことについてまずご説明申し上げます。

まず 1 点目として、株式会社セラアグリパークの状況でございますけれども、やはりいいぶどうを仕入れていいワインを作っていくということでありますと、製造の会社でございますので、そういった意味では売上げについて利益も取っていただくように頑張っていらっしゃるところでございます。

それと体制づくりでございますが、醸造長が一身上の都合でご退職をされたわけでございますけれども、これまで培われた醸造であったり、ワインの力であったり、そういったものを発信していくと共に、新たな醸造担当も入られてたぶん3年目でいらっしたと思っておりますけれども、非常にご努力を積んでいらっして、新たな体制で次なるワインづくりについても非常に期待をしていく必要があるかなというふうに思っております。

それと赤字について、3期について触れられたところでございますけれども、これまで3期連続で赤字になった要因としますと、一番最初の赤字のときは、やはり税務署からのご示唆の中でワインにするためのそういった原材料を何と言いましょうか、処分する必要がありまして、要は帳簿上の赤が出たというふうに聞いております。

2期目にありました赤字の件につきましては、頑張っへ行こうと思った矢先に大雨の災害がございまして、お客さんであったり、そういうものが1か月間全くいらっしやらなかったということが2回目の赤字でありました。

3期目の赤字というのはまさにこのコロナ禍、この蔓延拡大、何波も波が来まして、その影響で赤字が3期続いたということでございます。今期につきましてはご努力いただいて、黒字に転じたところでございます。先ほどございましたように黒字の要因としますと、業のところはご努力をいただきましたけれども、1期前と比べますと赤字の幅は減っております。その大きな要因としますとやはりワインであったり、そういう売り上げが伸びている要因がございます。そういった意味でさまざまに昨年から取り組みを進めておられますので、期待をしていければと思っております。

昨年につきましては営業外費用のところはやはり後押ししたというところがございますので、やはり今期、20期につきましては、そういう営業のところ頑張っただいて、ご努力をしていただくというふうにお聞きをしておるところでございます。

それと基金を取り崩した状況でございますが、これまで株式会社セラアグリパーク社としてご努力をされて、その中で一定に売上げが出られたときに積立をされております。その積立の理由は何かのときに修繕が起きたり、何かのときに使う目的で積立をされたものでございますが、昨年の取り崩しにつきまし

ては多くは、多くはと言いましょか、ブランディングワイン普及拡大事業、要は青い鳥プロジェクトについての事業のために取り崩しをさせていただいたところでございます。予算の中身としますと、世羅のワインの高品質化であったり、ラベルのリニューアル化であったり、まさに青い鳥プロジェクト、それからワイナリー、醸造側への誘客であったり、スパークリングワイン輸出の促進、こういったものに使われておるところでございます。

それと最後にお聞きになられた販売の広告宣伝についてでございます。広告宣伝につきましては多くにつきましては、ちらしであったり、ワインの試飲というところでございます。昨年からこれまでワイナリーさんはワイナリーさんで非常に頑張って来られたところがございますが、ワイナリー、たとえばミニSL、夢高原市場、それから県民公園、そういう方々が1か月に1回協議をされて、横連携の中でいろいろなものを発信していくという取り組みを進めておられます。そういった中でコラボでPRをしたり、コラボ商品を作られたり、そういったところの取り組みが進んでおるところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 課長の答弁に他人事のように聞こえるのは私だけなのか。と聞いております、と聞いておりますと、確かに聞いておるだけではございませんけども。奥田町長、筆頭株主の代表として、このワイナリー、株式会社セラグリパークについて、現在かなり危機感をお持ちですか。そうでないですか。

それと先ほど来の基金の運用についてでございますけども、さまざまに青い鳥プロジェクトで使われたということと言われておりますけれども、あまりどういった予算でいくら使ってというのが全くないので、売上げのほうからどさっと引かれて最終的な利益が出たという取り方しかできません。これを見させていただきまして。

これは昨年、これは皆さん記憶に新しいと思います。我々議会もやはり大事な住民の皆様方の税金をこういった第3セクターに投与してやっておるので、しっかり議会として目を見張っておくというのは必要なことであります。昨年ご存じだと思っておりますけれども、この議会でこれはテレビ、新聞報道でもたくさ

んに出ました広島県世羅、まずいワインの騒動は何がまずいのか。こういった記事が後々出て来ました。純粹に、純粹にですよ、心配をして、美味しいワインを皆さんが、これはですから、前回、1年前の議会でも言いましたように、嗜好品ですから、個人によってそれは味覚は違います。しかしながら売れない理由というところで、ある議員が追及したところ辞職勧告まで追い込まれたことがありました。これは大きな記事にのりました。何が言いたいのか、オピニオン記事、中国新聞にもこのように書かれております。

○議長（米重典子） 高橋議員、今それは、この質問に。

○1番（高橋公時） つながってくるんですけど、だめですか。

○議長（米重典子） 報告事項の中の質問ですか。

○1番（高橋公時） 質問につながってきますけどだめですか。あとこれからつながるんですけどだめですか。言うことがだめなんですか。

○議長（米重典子） 関連があるんでしたら。

○1番（高橋公時） 大丈夫ですか。関連がありますので。広島県世羅町のワインをまずいと発言した町議が辞職勧告されたことには驚きました。生産農家の意欲をそぐというのが理由らしいですが、ワインを売っている赤字がそもそもの問題です。ワインがうまいかまずいかではなく、売れない理由をきちんと分析して、売れるようにする議論こそが求められている。まさにこの中国新聞さんオピニオンで書かれております。このとおりです。我々は売れるワインをどのようにするかということで議論をしているので、そういった認識がトップである、株主のトップである町長はどのように受け止めておるのか。奥田町長にお伺いいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 世羅町として50%の出資、株をこれまで取り組んできた内容でございます。まず当初この指定管理を行う中で、アグリパーク、社長は以前は町長でした。やはり経営に携わるべきではないという考えの中で副町長になった経緯があると聞いてございます。私も取締役のひとりとしてですね、そういった経営戦略についても参画させていただいております。確かに赤字があるというのは社として望ましいことではございません。本来、他の株式会社

であれば、内部留保等しっかり持ってやられますし、経営戦略についても思い切ったことができることがあると思います。世羅町、筆頭と言いますか、これまでの経緯で言いますとやはり半分以上は町が持っていたかないと、他の者が参入しにくいということの中で50%持ってございます。本来であれば独立採算的に、この社がですね、しっかり動くようにやっていただきたいのは山々でございますが、現状指定管理者という形で委ねている。その社において、経営戦略を立て、さまざまな今回の自然災害、またコロナといったものを乗り越えて、次の新しい第20期、挑んでいこうという心持ちで頑張っているわけです。さまざまなネガティブなイメージも生まれたということでございますけども、それを礎にしながらしっかり売り込み作戦を行っていただいております。お陰様で全国から受注もいただくようなことがありました。新しいメンバーも加入される中で今、ほんと頑張っている姿、皆さんもご存じいただいていると思います。是非とも町のひとつのすばらしい施設としてですね、県民公園ともどもひとつの夢のあるそういった場所にしっかりしていく。頑張っていければと考えておるところでございます。

○議長（米重典子）ほかに質疑はありませんか。

○2番（上羽場幸男）はい。

○議長（米重典子）2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男）それでは決算書についてお伺いをいたします。

まず、販売費及び一般管理費の部分になります。上から3段目の賞与の手当、賞与手当ですね、これは前期と比べて約、倍近くになっております。今の営業利益その他マイナスであるにもかかわらず、賞与がこうやって倍になっておるということをどういう理由があるのか、お聞かせいただきます。

そしてもうひとつは、別途積立金というのがございますけども、貸借対照表の中に。それが前期より600万の減額になっておりますが、その理由についてもお聞かせをください。

○商工観光課長（前川弘樹）議長。

○議長（米重典子）商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹）お答えします。賞与についてでございますけれども、全社員スタッフの方々の一時金、一部パートの費用でございます。すい

ません、これはですね、レストラン調理師のアルバイトを2か月臨時で雇用されたということがございます。前調理長の退職等がございまして、急ぎよの対応ということにかかるものというふうにお聞きをしております。

それから純資産の部の状況でございますけれども、まず、利益剰余金の別途積立金のところでございますけれども、前期積立金残額が、1550万円ございまして、その内から別途積立金に取り崩しをしたものが750万円、別途積立金への積立が150万というところございまして、この当期末の別途積立金の額は950万円というふうになってございます。

▼【上羽場議員：「答えになってない。全然読んだだけで」】

○商工観光課長（前川弘樹） はい。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 申し訳ございません。前期につきましてはコロナ禍のことがありまして、6月のボーナスは出されておられませんでしたがけれども、その次の期におきましてはボーナスを出されたことによって上昇したものというふうにお聞きをしております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

▼【上羽場議員：「いや、ちょっと待って。積立金の数字はおっしゃいましたけどもその訳を。」】

○議長（米重典子） 上羽場議員、別途積立金の増減を言われたんですけど、その理由。

○商工観光課長（前川弘樹） 訳と言いますか、このことについては、株式会社の中で決定をされた事業でございますので中身については承知をしております。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今の課長のおことば、とても疑う、耳を疑うというか。この決算書発表されたわけですよね。それをちゃんと把握されてから発表してください。ご自身がですね。今、副町長、社長でいらっしゃいますので、社長が把握してないということはないと思いますので、その部分についてお聞かせを再度お願いします。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 2番議員からご質疑をいただいていることにつきまして答弁をさせていただきます。

まず賞与につきましては、担当課長より答弁させていただいたとおりでございますけれども、18期におきましては、非常にコロナ禍の前半戦という形にもなってしまったわけでありますが、状況に応じて職員、従業員の皆様方には賞与をですね、会社のほうへお力をいただいたというような形にならざるを得なかったと聞き及んでおります。

19期におきましては、会社を、また組織をですね、進めていくためにこの賞与の生活基盤、また給与状況についてもたいへん厳しいということで、その中で賞与の支給が行われ、その差がこの前期とこの期に及んだものでございます。

また、まず冒頭に申しておかなくてはなりませんでしたが、株式会社セラアグリパークにつきましては出資をした団体からそれぞれに取締役が選出をされ、その中で代表取締役社長という形で私が就任をしておるわけでございますけれども、この決算期におけます報告については町として決算を報告を受け、それを議会に報告をさせていただくという形からも、副町長としての知り得る範囲での答弁となりますことをご勘弁をいただきたいというふうに思うところでもございます。私が知り得る、また説明ができるところにつきましてはさせていただきますとも思います。どうぞよろしくお願いいたします。

その上でいわゆる決算書上の上のですね、別途積立金600万円の減という形で決算が示されておるところでございますけれども、それにつきましては額的にはですね、数字的には担当課より答弁をいたしましたけれども、これは19期の予算の中でですね、別途積立金については600万円の取り崩しを行うということでセラアグリパーク、小西酒造含めてですけれども、株主総会で決定をし、コロナ禍の痛手を受けた次の段階として、やはり先んじての買付金、そして仕入れ等々のいわゆる運転資金等の兼ね合いの中で、別途積立金を一部取り崩して充てていくといった形での処理が19期で行われたために決算上に反映をされておるものと聞いておるところでもございます。別途積立金でありますけれ

ども、やはり社としては、景気回復、また会社の業績が上向く中でまた積立金に戻していく。内部留保を取っていくといった形にですね、つなげていくことが理想であります。この19期につきましては、そういった今を乗り切るために、この別途積立金を取り崩す中で運営に充てているという状況としてこの数字が表されてきたということでご理解をいただきたいと存じます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 副町長からご答弁いただきましたが、4月着任ということで、昨年9月同じように私も質疑をさせていただいたところでございます。

賞与だけで言いますと、先ほど2番議員が言いましたように、16期が230万、17期が300万、18期が220万、この程度で推移しておるのに、今季なんと440万。倍になっております。こういったところが非常に懸念されるのは、昨年9月定例会、同じ時期でございます。私は前社長に対して、売上げがやはり3期連続赤字ですので、こういった利益が上がらなければ、賞与が出せない会社っていうのは今、コロナ禍においてたくさんありますと。委員会でも私、申し述べたところ、前社長はどのように申したかと言うと、うちも同様であると。売上げが上がらなければ社員に対して申し訳ないが、ボーナス、賞与を出すことはできない、このように明確におっしゃられました。しかしながらこのたびの決算をみていると、それどころか、倍額の賞与が払われている。その下にも退職金とありますがまさかお伺いしてみます。前社長に対しての賞与、また退職金がこの中に含まれているのか。そういったところも明確にさせていただきたいと思います。なぜ、考え方を換えられたのか。頑張っていこうと、新しい体制になり、もう一度発奮するということで賞与も出し、やっぴいこうという新たな社長の展開なのか。去年の1年前にお話ししたことと全く真逆の売上げが上がってない、マイナス1700万円、普通の企業じゃ考えられません。売上げがないんですよ。基金でやっぴい黒字にしているだけで、売上げが全くないのに、従業員には給料も払う、ボーナスも払う。こんなことをしていたら会社はつぶれますよ。誰が考えても。ここをどのように受け止めておられるのか、再度質疑いたします。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。18期と19期の決算の対比の中でのご質疑をいただいたところでございます。ご指摘をいただくように、やはり企業と言いますか、その限られた運転資金の中で営業を、運営を回していくというのは課題でありますし、使命であると受け止めているところでございます。大きく18期と19期が違いますのは、賞与を18期お出しすることができていない、出していないというところ。それを19期につきましては、お出ししたというところであります。

▼【高橋議員：「聞き取れない」】

今、ご指摘をいただきました。16期、17期すべての期で賞与というものはお出しをしている。それがこの19期で大きく上がっているのではないかとというご指摘であります。この分につきましては、正社員での対応ということを中心にレストラン等につきましては、正社員雇用という形で新しく料理長をお迎えをしたところでございます。その部分での賞与が支給が出ておるということもございます。パート、またあるいは短時間での勤務をいただいている方が多うございますけれども、その中で責任を持ってこのワイナリーの更なる堅持と、そして運営の確立のために料理長、また正社員としてですね、経理にも携わっていただける方が増えておると言いますか、料理長を正社員でお迎えしたということもあります。その以前につきましてはダイナックによる委託という形で賃料をいただくという形で行っていましたので、新たに人数が増えておると、そういったところが大きく違うところで、それに伴う賞与が出てきておるということで、レストラン事業を委託しておりました時代と今の状況では賞与の違いが出てきておるということでご了知をいただければと思っております。

また2点目でありますけれども、退職金の部分でございますが、これは株式会社セラアグリパークの退職金の支給規程によりましてこれは行う形となります。従いまして、退職をされた方については、退職手当をお支払いするという形になります。昨年については、2名の退職を受けたという形で聞いておりました、その退職金の支払いによるものでございます。

▼【高橋議員：「前社長に退職金が出ておるんじゃないですか」「（聞き取れ

ない)】

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。前任社長についての件でございますけれども、これは会社の支給規程によってこれは支払いを行われております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○7番（藤井照憲） （挙手）

○議長（米重典子） 議長。

○7番（藤井照憲） 1年前と似たような質問になりますけれども、明確に答えていただきたいと思います。まず最初にですね、売上高に、損益計算書と20期の予算書、ここを比較してお聞きしたいと思います。

売上高がですね、2億1615万8000円、こういう決算でございますけれども、20期ではですね、売上げを2億3278万8000円。伸び率としたら7.7%伸びております。去年もこの部分を追及したとこのように覚えております。去年はここで青い鳥が飛んできたんですけれども、今年は青い鳥もまた出てくるのでしょうか。この考えの要因を聞きたいと思います。7.7%伸びるのはいいもの作ったら売れるんですよと、こういう回答では困ります。データがこういうデータがあって、7.7%の伸びが約束できると。次の予算書には計上できると、こういった説明をいただきたいと思います。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。来期の件でございますけれども、来期たとえば売上げ高、ショップ、醸造、レストラン、足湯のところで1億8725万円を予算として挙げていらっしゃいますけれども、実績数値の119%を見込んでおられます。ひとつありますのは、やはりレストランにおきましては、新料理長雇用されまして、グランドメニューの変更により集客の確保であったり、店舗外収益の強化、要は仕出しとか総菜とか、そういったことを許可を取られて取り組みを進められるというところでございます。

ショップ、ワインにつきましてはですね、やはり営業を会社として強化をさ

れまして、社員全員による外部へ営業の強化でありましたり、ワイン、たとえば近隣市町さんの物販とセットにして地域を応援していただくような商品の展開を考えていらっしゃいます。それと併せまして集客対策としますと、ワイナリーが目的地となるように、各種イベントの取り組みや、各種施設との連携強化ということを考えていらっしゃいます。その中で実績でいきますと、ショップにつきましては昨年と比べますと102%、レストランにつきましては155%、ワイン醸造については114%、足湯については69%の対比ということで今年の予算組みをされまして、出店加工等、これは初めてのことでございますので250万、そのトータルが1億8725万円というふうにお聞きをしているところでございます。

○7番（藤井照憲） はい。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 今年は青い鳥が飛んで来なかったのが残念などこんなでうが。

続いて損益計算書の雑入、これは先ほど来の同僚議員の質問でもありましたように2726万4000円これは基金の取り入れとか、コロナ対策の交付金、こういったもので大きく伸びているものでございます。そこでもう少し考えていただきたいのは、要は先ほどもありましたけれども、広告宣伝費が伸びてない。一方では外注費が伸びている。広告宣伝費は伸びてない。外注費が伸びている。要はやっぱり販売促進の外注かなと想像するんですけども、いずれにしてもワインがですね、136%アップしていると。これは私も去年頑張っただけという部分で、質問して、その成果が出てですね、危機感を持って取り組まれた。こういったところが現われた。このように思います。要はさまざまな努力をした。ですけど、ちょっとだけ聞いてみたいのはですね、青い鳥ワインはいくら売上げがあったのか、お伺いします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。手元に資料を持っておりませんので後ほど報告させていただきます。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。議員からご質疑いただきましたのは、広告宣伝費の部分もあります。外注費の部分がございます。広告宣伝費につきましましてはちらし等も配布をしておりますけれども、この部分につきましましては、できる限り安価に調達できるように、社内の印刷機等で印刷する場合もでございます。できるだけ経費も抑えていきたいということで、今までのようにですね、どう言いますか、高価な紙を使ってということにならない部分もございますが、できるだけ広告宣伝を効率的に打っていかうということで、抑えるということを行った経緯もあるように聞いてもおるところでもございます。

そして外注費でございますけれども、これは大きく伸びてございますが、外注費はご案内のようにいわゆる花の輪 2020 と言いますか、全国都市緑化祭の会場に世羅夢公園が指定をされていたこともございます。それは繰越等々、期間中の部分ではですね、その支払いがいわゆる後の年度で払うようなこともあったりしたものですから、そちらで払っておる全国都市緑化祭に関わる経費の払い分、外注費分がですね、入っておりますので、そちらが大きく伸びているといった形になってございます。

そして青い鳥プロジェクトの中での現在、限定販売をしております 1500 本だったと思いますけれども、現在、販売中でございますして、その今、半分と言いますか、道中にきているところでございまして、これからもこの貴重な財源としていただきましたものをですね、しっかりと広告宣伝し、SDGs、ブックハウソウの部分も前面に広告宣伝を打ちながら皆様方にお買い上げをいただけたらというふうに思っておるところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 引き続いてですね、青い鳥を求めていただきたいと思います。

最終的にこの 1354 万 3000 円という次期繰越金という処理になっております。来期の予算で、この売上原価、これはほぼ横ばい 9515 万 7000 円、販管費も 1 億 3397 万 7000 円と若干 9.6%弱で抑え込んであります。この結果、繰越を含めて 1858 万 6000 円、これが当期利益で計上されております。ここで心配

なのはですね、販管費を抑え、売上原価を抑える。売上げを伸ばした予算、これが正しいのかどうかということなんです。要は緊縮財政で景気を回復させ、会社を立て直そうと、これができるかどうか。たとえば売上げに見合う、売上原価、販管費、これらをキープしてですね、キープでなくて伸ばして、今、三次ワイナリー、よそのこと言って変ですけど、三次ワイナリーとか、須波ワイナリーとか、それから山野狭のワイナリーがそこそこ立ち上がってですね、競争がますます激化する。その中で個性的なワインと、汎用性の高いワイン、これらの試作を繰り返しながらですね、伸ばしていかなきゃいけない。そうすると販管費もある程度伸びがいます。売上原価にあたっては仕入れる必要がありますから高くなっていく。こんなことも想像するんです。そうすると、来期の戦略っていうのがちょっと見えにくいんですよ。緊縮財政で来季の展望っていうのはどのようになっているんでしょうか、お伺いします。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 7番議員からのご質疑にお答えをさせていただきます。まず私の知り得るところで答弁をさせていただきたいと、まずと言いますか、知り得るところで答弁させていただきますが、やはり予算書からなかなかつかみにくいといった形にはなっておりません。おっしゃりますように、販管費を抑えて売上げが伸びていくということは、今、販売管理をしていく上で無理をしているところがあるんじゃないかというところのご指摘のところだと思います。

この販管費につきましては、19期でいわゆる備品等の調達を行ったこともございまして、20期につきましては、その備品、ステンレスタンクを調達したことがございます。これは小ロット、いわゆる限定醸造等をですね、ブレンド等する場合のひとつの道具、備品、消耗品として調達をしましたがけれども、そういったところが20期については減額となりますので、販管費、そういった諸々の19期であつたところがないということで、現在のやってきたことをぐっと圧縮するということではないということでお聞きをしておりますし、そのような構成と聞き及んでおります。

そして売上げ高についての伸びというものをどうみるかというところをご指

摘と言いますか、お尋ねをいただいております。やはり他に全国あまねくワイナリーがあるということですね、せらワイナリーも15年を迎えましたけれども、この後の展開というものが見えてこないといけないということでございます。ご存じのように、マスカット・ベリーAが今代表選手として出てきておられるわけでございますけれども、世羅台地の気候や風土を象徴する品種としてはずっと続けてまいりたいと、そのように思っております。

それとぶどうを知っていただくということで、やはり醸造部門のですね、これは日々続けていかななくてはなりませんけれども、見学を受け入れていく。また皆さんに知っていただくということは今までどおりこの19期からですが、ちらしであるとか、レストランの広告等もしっかり行っていくことで、皆さんにお出でをいただいて、知っていただいております。この売上げは確保していきたい、伸びていきたいということでございます。

またこの19期の後半からはですね、この令和3年4月以降につきましてはですね、全国チェーンの量販店へも取引を開始をしていただいていることが追加として業務へ出てきておまして、その部分のですね、量販店へのしっかりとした営業、そして普段からの社員が営業に回らせていただいたり、店頭を訪問をして、しっかりとした売り込みで消費者の方にも手に取っていただけるということを目指してまいりたいということでのこの営業方針が出されておるところでございます。ぶどうの残さ等ですね、そういった有効利活用も含めてこれからは行っていくことも必要だろうというふうに受け止めさせていただくところもでございます。今までとはまた違う、そして今までは更なる有効に利活用していくということも今、課題として受け止めなければなりませんし、これから検討してまいらなければならないと、その分についてご意見としても頂戴させていただいて、これからの当面の検討課題として取り組んでいただきたいと思います。おるところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 経営の状況について、一定に説明をいただいたんです

が、具体的に先ほど来も出ておりますが、今後の食堂の経営がこれまでどういう理由で撤退をされたのか知りませんが、やはり採算が取れないと。そこがきちっと採算が取れるような形にするというのもひとつの課題ではないかと思うんですが。その点では課長は触れられてはおりましたが、新しい料理長ですか、それを中心に努力はされておるんですが、直営になって厳しいコロナ禍という問題もあるんですが、最低限きちっと多少の赤字が出るのはどうにしても、独立採算というんですか、きちっと経営をしていくんだという格好でないかと、そりゃ、同じようにワインの製造についても、一定に売上げは伸びているかもしれませんが、適正在庫を維持しながら生産量をきちんと販売をしていくという戦略の中で、3万6000本ですかね。という数字もあったかと思うんですが、やはりこれらがですね、大幅に増えるということにはいかんにしてもですね、量販店で買っていただいたというようなことを言われるんですが、そこらもきちんと先ほど言ったように生産と販売をみながら、どう利益というか、採算を取っていくか。こういう考えが必要なんではないかと思うんですが、これらについて。

それから指定管理でやっているというような町長の答弁であったように、指定管理がどうか、そのことを問題にする言うんじゃないんですが、基本的にはやっぱり社長が副町長ですからね、そこは出資も半分以上を出しとるわけですから、そこが全部を責任を持つということにはいきませんがね、醸造を中心にしとるわけですから、そこらはきちっと小西酒造もそれなりの責任を持ってもらうし、町としても何が何でもこれを、経営を継続していくんだという決意の中でですね、民間のノウハウを一定に活かしてやられてはおると思うんですが、最終的に農家の皆さんがですね、ワイン用のぶどうを生産して所得が非常に良かったということになるかどうか、所得が上がって、そうした中で、展望が拓けるということも重要な課題なんで、そこら辺は、今後コロナがどのように推移していくかということとはわかりませんが、もうちょっと厳しい経営の中で、今後の展望を示しながらね、頑張っていく必要があるというように私は思うんですが、それらについてお尋ねします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。レストランの関係、ワインの関係、指定管理の関係、3点ご質問があったというふうに受け止めております。

まずレストランについてでございますけれども、先ほど新しい料理長をお迎えしたということはございますが、やっぱりコロナ禍で広島の有名どころの料理長がそちらを退職されたので、ご縁があつて世羅の場に来ていただきました。一方レストランをいかに発展させるためにどうしたらいいかということで、商工会様を通じまして、お料理のフードコーディネーターと言いましょるか、そういう方に入っていただいて、分析をしていただいてワイナリーの現状、どういってお料理が好まれて売れていっているかということをご踏まえてですね、取り組みを進めておられるところでございます。ワイナリーは山の中に入ったほんとのワイナリーということでございまして、以前のようにバスが大量に来るようなことはございませんが、ご家族で非常に楽しんでいただくといい中で、コロナの状況あるのでレストラン、満杯に入れることはできませんので、その中で高品質と言いましょるか、高めの料理を頼んでいただくような状況に取り組んでいただいているところでございます。

レストランの状況でお聞きしますと、コロナ禍が終息しましても、以前のようにお客様が100%戻って来られるかということとは不透明でございまして、ある程度70%とか80%しか戻って来られん。逆にテイクアウトとかそういったことが増えていくんじゃないかということで取り組みを進めておられますので、たとえば弁当とか、総菜ということで、せらワイナリーさんのお弁当につきましては、たとえば役場でいきますと、金曜日に650円で食べることが出来ます。毎週毎週違ったメニューなので好評を博していらっしゃいます。そのテイクアウトとか、お弁当、非常に美味しいよねということは逆に今度行ってみて食べようねということにつながっていきますので、そういった意味ではそういう取り組みをすることによりまして、年末とか年始につながっていければと考えてございます。

ワインについてでございます。ワインについてでございますが、19期は36000本弱、強。18期については、27000本強でございましたので、伸びてございます。今期につきましてはワイナリー様もご努力をされまして、20期につきましては6万8000本売っていくという思いで取り組みを進めていらっしゃ

るところでございます。やはり世羅町のぶどう 100%、そういったもの使ったのワインでございますので、日本産ワインということで非常にそういういいものをお届けすると。外からもいろいろと引き合いというか、昨年でいきますと、某駐屯地というか、からも大量に発注があったということがございますので、多くの方にお届けできるということでワイナリー様もPR、発信に努めていらっしゃいます。

3点目として指定管理制度でございます。先ほど来、小職の表現が足りてませんで、他人事のようにやっとなるんじゃないかということがありましたけれども、私としましては、指定管理施設であるせら農業公園、せら県民公園をいかに守っていくかということで適宜指定管理者と話しをさせていただいております。その指定管理者が表現むずかしいですが、たまたま第3セクター様でいらっしゃいますので、その中に私は役員でもありませんし、社員でもございません。そういった意味でいろいろ会社とキャッチボールをする中で取り組みを進めております。ですから先ほど触れましたけれども、夢高原市場、ミニSLさん、それからレストランさん、ワインショップ、県民公園、などの店長会議、月1回の店長会議がございます。そういったものに私どもも入らせていただいでいかに発信していくかというところで取り組みを進めております。ですから私も自分の職務をわきまえつつ取り組みをしておりますので、ややもしますと取り組みが浅いというふうにお感じになられたとすれば、お詫びを申し上げたいというふうに考えてございます。そういった意味でワインの状況、コロナの状況、これから変化していきますので、そういう状況見ながらどういうサポートの仕方があるのかということで、担当課、商工観光課も頑張っております。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 担当課より答弁をいたしました。私よりやはりですね、第3セクター、株式会社セラアグリパークにつきましては、社長へのやはり提言と言いますか、というところでご質疑をいただいたところでございますので、少し充足をさせていただきたいと思っております。

まずはですね、セラアグリパークにつきましては、設立当初から独立採算性

ということで進められてきております。この形につきましては、この後も堅持をし、それに向けてしっかりと頑張ってください形になりますし、そのように町からも伝達をしっかりとしていかなければならないと思っております。

次に生産と販売をきちんと足並みを揃えてということでございますけれども、やはり生産販売にこだわると言いますか、特化する以前にぶどう農家さんからの良いぶどうをいただいていく。そして世羅産 100%のものを世羅の産品として、せらワイナリーの味として皆様に手に取っていただくという形が必要でございます。引き続き醸造担当、またワイナリーの醸造スタッフも含めてですね、生産していただいております農家の皆様方としっかりと綿密に連携を取って進んでいくことが必要だろうと思っております。良いぶどうで良いワインを作っていくということをしつかりと訴えていかなければならないとご指摘をいただいたものと思っております。

最後にですね、やはりレストラン部分でありますけれども、こちらについては新メニュー、グランドメニューの展開もしておるところですが、今、コロナ禍ということでその歩みがですね、少しゆっくりめになってきてございます。これからの状況見ながらしっかりと広告宣伝を打ち、そして皆さんにご存じいただく中で町内の皆様方にもお立ち寄りいただける場づくりに努めていっていただきたいということではなかろうかと受け止めさせていただきました。最後にここではですね、私、社におきましては、職をいただいておりますけれども、そこでの決意表明ということにはなりませんけれども、今いただいたことをしっかりと社のほうに町から伝達をさせていただきたいと思うところがございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 副町長が良いぶどうということでは、やっぱり生産をしていく技術というか、そういうものも大事なんですが、今年のような異常気象の中で現在の状況は把握をしてないんですが、新聞等によると、劣化をするぶどうが多いとかいうようなことが報道されておりますが、そういうことになると品質的にはどうなんかなという心配もあるんですが。そうは言っても気象を変えるということではできないんですが、農家の皆さんにきちんとしたどういうん

ですか、管理言うたらおかしいかもわからんが、いいものをね、生産していただくということは非常に重要な点であるということは私も思いますので、そこから気象条件等もなかなか的確に把握はできんのでしょうが、考えながら少しでもそれに応じた生産というか、適宜に醸造していくというような取り組みも連携は取られておると思うんですが、生産者と醸造会社がきちっと力を合わせてですね、やっていくというのも非常に私は重要なんではないかと思うんですが、この点ではどのようになっていますか。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。新聞紙上でいろいろご心配をおかけしているところでございます。今、ワイナリー側からお聞きしております醸造ぶどうの収穫見込みでございますけれども、2020年実績でいきますと、7万335キロで2021年予想としますと8万4300キロというふうにお聞きしておりますので、そこまでの、お聞きしとる予想からするとダメージはどのかなというところは思うところでございます。

それとぶどう農家さんの関係でございますが、産業振興課とも連携をさせていただきまして、世羅ぶどう生産組合様であったり、あるいはワイナリーさんの醸造担当、あるいは県の指導機関と連携をしながら、植栽とかそういったことを見つつ、ぶどうの植栽を推進していきまして、いいぶどう、ぶどうの声を聞きつつ醸造担当がいいぶどうを作っていくところを聞いておるところでございます。やはり世界的にも気候、その年の状況によって偉大なワインができたり、いろいろな状況がございます。世羅のワイン、ぶどうが持っているポテンシャルを十分に発揮できるよう、醸造担当、生産者含めましてご努力される、そういったところを町としてどのようなサポートができるかということになってまいろうかと思えます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。よろしいですか

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第6号 株式会社セラアグリパーク第19期営業報告並びに株式会社セラアグリパーク第20期予算等の報告について を終わります。

ここで休憩といたします。再開は 10 時 35 分といたします。

休 憩 10 時 20 分
再 開 10 時 35 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 失礼いたします。発言の許可をいただきましたので、先ほどの報告第 6 号中、藤井議員からのご質疑をいただいた中での答弁に際しまして私の答弁に訂正がございますので、訂正をさせていただきます。

青い鳥プロジェクトによります青のワインでございますけれども、本数につきましては 1000 本の醸造を限定でさしていただいております。1500 本と答弁いたしましたのでその部分訂正をさせていただきます。また追加報告となりますけれども、現在 900 本皆様方にお買い上げいただいております。残り 100 本が店頭での販売となっております。以上、訂正と追加報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（米重典子） 日程第 2 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 2 ページをお開きください。

承認第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、町議会の承認を求める。

令和3年9月8日 提出

世羅町長 奥田正和

次ページをご覧ください。

専決処分第7号

専 決 処 分 書

令和3年度世羅町一般会計補正予算（第3号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年8月23日

世羅町長 奥田正和

次ページをご覧ください。

1 専決処分の内容

令和3年度世羅町一般会計予算について、歳入歳出それぞれ30,000千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,187,087千円としたものでございます。

歳入は、繰入金30,000千円を増額したものでございます。

歳出は、災害復旧費30,000千円を増額したものでございます。

令和3年8月豪雨災害の被害に対応するため、町議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分することとしたものでございます。

2 専決処分年月日

令和3年8月23日 でございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 一般質問でも一定のご答弁をいただきましたが、今回災害復旧の工事の測量設計ということですが、この3000万円で見通しとしては全部ができるという設計についてはということかもしれませんが、3年はかかるんかもしれませんが、一定の期間がかかるんじゃないかと。設計をしないと査定が受けられんということもあるんかもしれませんが、そこら辺、詳しくなくてもいいんですが、どういう考え方で専決処分をしたんだというのをお尋ねします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 今回の専決処分についてでございますけども、8月11日から22日、概ね22日頃まで降り続いた雨の影響でございまして、災害箇所数が現在までに31件入ってきております。この災害につきましては概ね2か月以内に査定を受けて実施するという事になってございますので、その査定設計を作るため、23日に専決処分をいただき、その日に測量設計の業務発注準備に取り掛かりまして、現場までに契約を済ませ、すでに測量業務の測量に現場のほう着手しとるところでございます。

今後、すでにですね、2週間程度経過しておりますので、残る1か月以内くらいのところですね、査定設計書を作成し、査定の受検に備える予定としておりますのでございます。また査定決定後はですね、これから計上を予定しております工事費を持ちまして速やかに発注をし、速やかな復旧に努めていく考えでおります。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて は、承認することに決定されました。

日程第 3 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 議案集 5 ページをお開きください。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、町議会の意見を求める。

令和 3 年 9 月 8 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

氏 名 生田 そのえ

生年月日 昭和 28 年

住 所 世羅町大字赤屋

提案理由でございます。

人権擁護委員の生田そのえさんが、令和 3 年 12 月 31 日をもって任期満了となるので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、町議会の意見を求めるものでございます。

生田さんの経歴について若干お伝えをさせていただきます。

昭和 55 年に甲山町役場、旧甲山町役場に就職されております。合併後、平成 24 年 3 月をもって世羅町役場を退職となっております。

平成 24 年 10 月から人権擁護委員をお務めいただき、現在まで 3 期、お務め

をいただいております。役場在職中にも長年人権担当者として熱意を持って人権問題に取り組んで来られました。人柄は明るく温厚で話しやすく、地域とのつながりも広く、多くの住民から信頼を得ておられます。また何事にも積極的に人権擁護への熱意と意欲がございまして、委員として適任であると考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

（議場の閉鎖）

ただいまの出席議員は 11 名であります。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に適任と思われる方は「賛成」と、適任でないと思われる方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付もれはありますか。

（「なしの声」あり）

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範）（点呼）

1 番 高橋公時議員 2 番 上羽場幸男議員 3 番 上本 剛議員

4 番 矢山 武議員 5 番 向谷伸二議員 6 番 田原賢司議員

7 番 藤井照憲議員 8 番 松尾陽子議員 9 番 徳光義昭議員

10 番 久保正道議員 11 番 山田睦浩議員 以上でございます。

(点呼順に投票)

○議長(米重典子) 投票もれはありますか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番 上羽場幸男議員
3番 上本 剛議員 を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(開 票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 11 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち 賛成 11 票

反対 0 票

以上のおり (賛成) が多数です。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて は、生田そのえ(いくたそのえ)さんを 適任とすることに決定しました。

ここで議場の出入り口を開きます。

(議場の出入り口を開く)

日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて を議題といたします

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長(奥田正和) はい。

○議長(米重典子) 町長。

○町長(奥田正和) 議案集6ページをお開きください。

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、町議会の意見を求める。

令和 3 年 9 月 8 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

氏 名 中土居 信行
生年月日 昭和 27 年
住 所 世羅町大字伊尾

提案理由でございます。

人権擁護委員の中土居信行さんが、令和 3 年 12 月 31 日をもって任期満了となるので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、町議会の意見を求めるものでございます。

中土居氏の経歴について若干触れさせていただきたいと思えます。

民間会社お勤め後、昭和 47 年から甲山町役場に就職をされております。平成 16 年 9 月末をもって合併時でございますが、甲山町役場を退職となっております。平成 28 年 1 月 1 日から人権擁護委員をお務めいただき、現在 2 期目をお務めいただいているところでございます。

中土居委員につきましては、豊かな知識と人間性にすぐれ多くの住民から信頼を得ております。その人柄は温厚で統括力がございます。町の役場勤務及び民主団体の活動を通しまして熱心に人権啓発を推進されてこられ委員として適任であると考えておるところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

(議場の閉鎖)

ただいまの出席議員は 11 名であります。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に適任と思われる方は「賛成」と、適任でないと思われる方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長(黒木康範) (点呼)

1 番 高橋公時議員 2 番 上羽場幸男議員 3 番 上本 剛議員
4 番 矢山 武議員 5 番 向谷伸二議員 6 番 田原賢司議員
7 番 藤井照憲議員 8 番 松尾陽子議員 9 番 徳光義昭議員
10 番 久保正道議員 11 番 山田睦浩議員 以上でございます。

(点呼順に投票)

○議長(米重典子) 投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 4 番 矢山 武議員
5 番 向谷伸二議員 を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(開 票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 11 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち 賛成 11 票

反対 0 票

以上のとおり (賛成) が多数です。

したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて は、中土居 信行（なかどい のぶゆき）さんを 適任とすることに決定しました。

ここで議場の出入り口を開きます。

(議場の出入り口を開く)

日程第5 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて を議題といたします

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 議案集7ページをお開きください。

諮問第3号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、町議会の意見を求めるものでございます。

令和3年9月8日 提出

世羅町長 奥田正和

氏名 見藤 孝二

生年月日 昭和32年

住所 世羅町大字黒川

提案理由でございます。

人権擁護委員の伴場幸子さんが、令和3年12月31日をもって任期満了となるので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町議会の意見を求めるものでございます。

見藤氏の経歴について申し述べます。

昭和57年より小学校に勤務を始められました。その間、県内各地において勤務をされ、平成22年に教頭となられております。平成31年3月末をもって定年退職されましたが、その後も世羅町立せらにし小学校において再任用として勤務もいただいております。現在は、世羅小学校において講師をお勤めいただいております。先ほど提案理由で申し上げましたように、伴場幸子委員について任期満了になりますので、新たに法務大臣に推薦するものでございまして、豊かな知識と人間性を持ち、多くの住民から信頼を得ておられます。その人柄は非常に温厚で包容力、統括力もございまして。また、長年の学校勤務でも人権教育や啓発活動を推進してこられ、委員として適任であると考えております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

（議場の閉鎖）

ただいまの出席議員は 11 名であります。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に適任と思われる方は「賛成」と、適任でないと思われる方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付もれはありますか。

（「なしの声」あり）

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範）（点呼）

1 番 高橋公時議員 2 番 上羽場幸男議員 3 番 上本 剛議員
4 番 矢山 武議員 5 番 向谷伸二議員 6 番 田原賢司議員
7 番 藤井照憲議員 8 番 松尾陽子議員 9 番 徳光義昭議員
10 番 久保正道議員 11 番 山田睦浩議員 以上でございます。

(点呼順に投票)

○議長（米重典子） 投票もれはありますか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 6 番 田原賢司議員
7 番 藤井照憲議員 を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(開 票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 11 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち 賛成 9 票

反対 2 票

以上のとおり (賛成) が多数です。

したがって、諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ

いて は、見藤孝二（みとうこうじ）さんを 適任とすることに決定しました。

ここで議場の出入り口を開きます。

（議場の出入り口を開く）

日程第 6 同意第 3 号 世羅町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

- 町長（奥田正和） 議長。
- 議長（米重典子） 町長。
- 町長（奥田正和） 議案集 8 ページをお開きください。

同意第 3 号

世羅町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、次の者を世羅町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、町議会の同意を求める。

令和 3 年 9 月 8 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

| | |
|------|------------------------------------|
| 氏 名 | 奥川 省三 |
| 生年月日 | 昭和 27 年 |
| 住 所 | 世羅町大字黒川 |
| 任 期 | 令和 3 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで |

提案理由でございます。

世羅町固定資産評価審査委員会委員の中山輝美さんが、令和 3 年 9 月 30 日をもって任期満了となるので、世羅町固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、町議会の同意を求めるものでございます。

奥川氏の経歴についてでございます。昭和49年より旧世羅西町役場のほうで採用となっております。平成25年3月末をもって退職されるまでの間、税務課、建設課、住民課、また学校教育関係、最終的には環境整備課長へお務めいただいております。長年行政経験豊富でございます。委員として適任であると考え提案するものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本案の採決は、「無記名投票」で行います。

議場を閉鎖します。

（議場の閉鎖）

ただいまの出席議員は 11 名であります。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に同意と思われる方は「賛成」と、同意しないと思われる方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付もれはありませんか。

（「なしの声」あり）

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範） （点呼）

1 番 高橋公時議員 2 番 上羽場幸男議員 3 番 上本 剛議員

4 番 矢山 武議員 5 番 向谷伸二議員 6 番 田原賢司議員

7 番 藤井照憲議員 8 番 松尾陽子議員 9 番 徳光義昭議員

10 番 久保正道議員 11 番 山田睦浩議員 以上でございます。

(点呼順に投票)

○議長 (米重典子) 投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。 開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 8 番 松尾陽子議員
9 番 徳光義昭議員 を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(開 票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 11 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち 賛成 8 票

反対 3 票

以上のおり (賛成) が多数です。

したがって、同意第 3 号 世羅町固定資産評価審査委員会委員の選任につき
同意を求めることについては、奥川省三 (おくがわしょうそう) さんを同意
することに決定しました。

ここで議場の出入り口を開きます。

(議場の出入り口を開く)

ここで換気のため 5 分程度の休憩といたします。再開は 11 時 25 分といたし
ます。

休 憩 11 時 18 分

再 開 11 時 25 分

○議長 (米重典子) 休憩を閉じて会議を再開します。

日程第 7 議案第 47 号 世羅町手数料条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町民課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（山口 徹） 議案の 9 ページをお開きください。

議案第 47 号

世羅町手数料条例の一部を改正する条例

世羅町手数料条例（平成 16 年世羅町条例第 54 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 8 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部を改正する法律が令和 3 年 9 月 1 日に施行されたことに伴い、世羅町手数料条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○6 番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6 番 田原賢司議員。

○6 番（田原賢司） 先ほど公務事務手数料 800 円を預かってという話になっていたんですが、それで言いますとこれまで入っていた 800 円はそのままその団体のほうへという流れになるということではないんでしょうか。それとその団体のほうへ流れるということであると、交付事務手数料のほうはまた、国のほうから上乘せがあるんでしょうか。

○町民課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（山口 徹） お答えいたします。議員のご質問にあります手数料、今までは町の収入として、歳入として入っておりました。今後は改正によりまして、いったん預かってシステム機構のほうへ納付するということとなりますが、よって手数料自体は歳入が減ることにはなってまいります。しかしながら今までも国から出ます補助金、マイナンバーカードの事務に関する補助金、こちらのほうの補助からですね、計算のときに再交付で入りました手数料は引いておりました。今後は、今度はそれについては、再交付手数料当然、町がもらっておきませんので、引くことはなくなるというふうに考えておりますので、そういう点を考えますと、歳出的にはですね、差引きは変わらないというふうになるものと考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 47 号 世羅町手数料条例の一部を改正する条例 は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 48 号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 議案 11 ページをお開きください。

議案第 48 号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 8 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

過疎地域自立促進特別措置法の失効及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、関係条例の規定を整備すること及び所要の規定の改正を行うため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） これまでの自立促進という方向から持続的発展というような名前が変わるわけですが、この過疎の振興について、過疎を食い止めるというか、少しでも過疎を全然進まないということにはならんのかもしれませんが。そういう点で、これまでの法律と新しい法律の考え方が少し変わるのではないかと思うんですが、全体でなくていいんですが、主な点、特に環境整備等について引き続き事業を進めていく必要があるのではないかとこのように思いますが、こうした点について過疎債による事業ですか、そうしたものがどのように今後なっていくのか、これらについてお尋ねします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。私からは過疎債につきましての部分をお答えさせていただきます。

過疎地域自立促進から過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に新法に変わりますが、過疎債が使える事業につきましてはハード、ソフトともですね、概ね同様の事業に、起債がですね、充てられるものと想定しております。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。令和3年3月をもってですね、過疎地域自立促進計画というものが終了します。その前段として特別措置法が施行されたわけがございますけれども、基本的には過疎地域ですね、地域のお住まいの皆様方の生活をどのように守っていくのか。そのための必要なハード事業、ソフト事業というものを展開していくという基本的なところに変更はございません。先の全員協議会でもご説明申し上げましたように、基本的には前過疎計画というものを継承していくということでございますけれども、このたびは特に基本目標というところが明確にするようにというようなことがございました。

その中で本町における持続的発展計画におきましては総合戦略に掲げております人口減少の抑制というところの基本目標をこの持続的発展計画のほうにもですね、明確に明記をしたというところでございます。これまでの計画というものを継承する中で人口減少の抑制、この目標に向かって取り組みを進めてまいりたい、そのように考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○6番（田原賢司） はい。

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 関する条例の改正のほうでですね、現状でも課税免除の状況ではあると思うんですが、今回の改正を受けてですね、この点のPR等をどのように取組んでいくのか教えてください。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（米重典子） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） お答えいたします。通常ですね、償却資産の申告をいただきました際に、要件に該当するところにはお話しをさせていただいているのが実情ではございますが、このたびの改正によりまして、旧法では取得価格が2700万円を超えるものということで規定されておりましたが、このたびの改正によりまして資本金の規模等によりまして、対象業種、資本規模により取得価格の設定がされておりますので、より細かく確認をして周知をしていきたいと思っております。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） その答えですと、ある程度ピンポイントでその指定業種の方へPRしていくということでまちがないでしょうか。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（米重典子） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） そのように考えております。

○議長（米重典子） よろしいですか。

▼【田原議員：「はい」】

ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第48号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については 原案のとおり

り可決されました。

日程第9 議案第49号 過疎地域持続的発展計画の策定について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） それでは議案書14ページをご覧ください。

議案第49号

過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、町議会の議決を求める。

令和3年9月8日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

世羅町の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条に基づき、過疎地域持続的発展計画を定めることについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） はい。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 過疎から脱却する上でいろんな課題があるわけですが、特にこれを重要視するということではないんですが、道路等についていろんな事情があって、計画には載せておってもなかなか実施ができない路線が町内かなりあるんじゃないかと思うんですが。

ちょっと前ですが、現地の状況等を見させてもらったことがあります、詳

しい状況はわかりませんが、災害等もかなり発生をしたというのも理由のひとつかもしれませんが、ここに載っておる、いろいろお尋ねしたいんですが、道路、28ページから30ページまでに橋等いろいろ事業があるわけですが、他の地区についての状況は把握してないんですが、たとえば29ページの上から2番目、3番目なんかの道路改良ですが、これらも合併前から一時期ちょっと水越線でしたかね、かなり大昔のことじゃけえ、記憶は定かではないですが、この道路について、たちまちせんでもいいんじゃないかというようなことで落とされたことはありましたが、冬季に勾配が非常に急であるためにですね、危険なし、急なところを凍結すればスリップして上がらないという状況。通行量が特別多いということじゃないんですが、非常に危ないというか、そういう状況、似たような条件のところはいろいろあると思うんですが、これらをすぐ2、3年とか5年で全部やるということを強く求めるというんじゃないんですが、やっぱり十分にすべての路線についてですね、詳しく、夏でしたらローに入れて上げれば上がるのは上がるんですがね、非常に、何度の勾配があるかわかりませんが。それともう1箇所あったと思うんですが。宝谷線等も一部その上にありますが、改良は進んではおるんですが、かなり450mくらいはあるんだろと思うんです。これらも1軒、2軒、3軒、3戸の集落があつて、通過道路としての機能も多少あるんでね、ときどきには事故起きて離合ができないような。そういう状況は状況として、やっぱりやる計画ならそれなりに早い時期に、30年も、40年も経っても全然前へ話が進まんようなことではいけないんじゃないかと思うんですね。一番最初、どういう考え方で、過疎計画によって改良しようという考えに至ったんかね、状況が変わつとる場合も多少はあるかもしれませんがね、この事業だけに限らず、どんどん高齢化しとるわけですから、これをこのままにしておけば、すぐ住む人がおらんようになるいうんじゃないんですが、どんどん過疎が進んでいくんじゃないかと思うんですね。迂回路はないことはないんですが。そういう点では比較的他のほうへ、力を入れるという方向になっておるんか知りませんがね、一定に集落と集落を結ぶ道路、また通過道路等は最低限で人口が減るとともに車の利用等も少なくなつてきとるわけで、そういう点ではひとつひとつの事業を必要がないというのは少ないとは思いますがね、精査をして、これが5年計画ですかね、10年以内位にはね、100%でなく

でも、できるだけやっていく。そのためには、ちょうど全体を調べてくれば良かったんですが、水越線なんかも1級町道になって県道ではかなり狭いところもあるわけですが、幅員等広げるといえるのはできないにしても、私は全線をずっと改良せんでも、見通しのいいところはそれなりに何とか安全に通行することはできるんで、勾配の急なとこだけは早期にやる必要があると思うんで、こういうことをきちっと調査をされて、ひとつひとつをただ計画を作っただけのように私は見れるんですが、そこら辺はどのようなお考えか、お尋ねします。

○議長（米重典子） 矢山議員、道路の事業計画全般的なことによろしいですか。

▼【矢山議員：「はい」】

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 道路につきましては、町民の皆様の身近な、最も重要なインフラのひとつであると担当課としても考えているところでございます。事業掲載されてからですね、長期にわたって掲載し、未着手となっている箇所があることも承知しておりますが、掲載から時間が経っておりますので、改めてですね、すべての路線につきましては、しっかりと精査を行い、また道路整備計画にも沿ってですね、着実に整備が進みますようにですね、しっかりと進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第 49 号 過疎地域持続的発展計画の策定については
原案のとおり可決されました。

ここで昼休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

休 憩 1 1 時 5 7 分

再 開 1 3 時 0 0 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

この際、日程第 10 議案第 50 号 令和 2 年度世羅町一般会計歳入歳出決算
認定について から、日程第 18 議案第 58 号 令和 2 年度世羅三原斎場組合
一般会計歳入歳出決算認定についてまでの「9 件」を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは別冊の概要説明をお手元にご準備いただければ
と思います。

令和 2 年度歳入歳出決算について（概要説明）

本日、ここに令和 2 年度一般会計、特別会計、公営企業会計並びに世羅三原
斎場組合一般会計の歳入歳出決算を提出し、その認定をお願いするにあたり、
行財政執行の概要を説明のうえ、提案とさせていただきます。

令和 2 年度において、国では、潜在成長率の引上げによる成長力の強化、成
長と分配の好循環の拡大、誰もが活躍でき安心して暮らせる社会づくりを重視
する中で、経済再生と財政健全化に一体的に取り組まれてきました。しかし、
令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症は、これまで国内外の経済等
に甚大な影響を与え、たいへん厳しい状況が続いております。第 3 次まで編成
された補正予算では、感染症対策、コロナ後に向けた経済構造の転換・好循環
の実現等に係る経費が盛り込まれ、その効果から一部には持ち直しの動きもみ
られますが、未だその先行きを見通すことができない状況が続いております。

本町においては、第 2 次長期総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略

の中間見直しを行い、目標とする将来像に向け、令和3年度から5年間で取り組むべき施策を具体化してまいりました。一般会計予算は、合併後で2度目となる110億円を下回る規模で編成いたしました。新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を始めとした補正予算を積み重ね、最終予算は約153億円となりました。このうち約25億円は令和3年度へ繰り越し、令和3年度予算とともに執行してまいります。また、平成30年豪雨に伴う災害復旧事業につきましては、発生以降、事務事業の見直しや経費節減に努める中で最優先事項として集中的に取り組み、令和2年度で完了いたしました。

以降、令和2年度で実施した施策につきまして、第2次長期総合計画に掲げた5つの基本目標に沿って、ご説明申し上げます。

「一般会計」について申し上げます。

一般会計の歳入歳出の決算額につきましては、歳入総額136億73万円、歳出総額131億1,020万円となりました。詳細は、お手元にお配りしております歳入歳出決算書のとおりでございます。また、令和2年度で実施した施策につきましては、別冊の主要施策の成果報告書へ内容を記載しております。

最初に「健幸づくり」について、申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組む中で、各種事業の縮小や見直しなどにより、福祉サービス全般において適正な実施に努めてまいりました。

保健・医療の充実に係る施策のうち、福祉医療制度につきましては、疾病の早期発見と治療を促進し、安心して医療を受けられるよう、対象者の生活を支援してまいりました。

健康増進対策につきましては、疾病予防及び町民の健康管理意識の高揚を図る目的で、広島大学と連携した「健幸づくり」事業を実施、また、特定健診・がん検診等の未受診者対策では、受診率向上を図るため受診勧奨に努めてまいりました。

食育推進事業につきましては、第3次食育推進計画を策定するとともに、第2次食育推進計画に基づき食育推進ネットワークを構成する団体と連携して、

「たすきでつなぐ世羅の食育事業」を継続実施いたしました。

高齢化が進行していく中、健康寿命の延伸を図るため、引き続き健康意識の向上と健康づくりの実践につながるよう、取り組んでまいります。

医療対策につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えや感染拡大防止への取り組みなどに対する財政支援を行うことにより、町民が安心して医療を受けられる体制の維持に努めてまいりました。

感染症対策につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施のため、広島県や郡医師会と連携し、町民の早期接種に向け、取り組んでまいりました。

少子高齢化への対応に係る施策のうち、高齢者保健福祉につきましては、高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定し、医療と介護・福祉の連携による地域包括ケアシステムの整備に努めてまいりました。また、健康ポイント事業を実施するなど、高齢者の健康増進及び介護予防、社会参加等を通じ、生きがいづくりを図ってまいりました。

子どもや子育て支援に関する取り組みにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮する中で、子育て世代包括支援センター「だっこ」を拠点として、妊娠・出産及び子育てに関する多様な相談に保健師・保育士等が個別訪問や電話・オンラインにより対応するなど、一人ひとりにきめ細やかな子育て支援を図ってまいりました。ひろしま版ネウボラ基本型の本格実施に向けて、母子健康手帳交付時の面談をはじめ、各子育て期の定期面談を通じた相談支援や、母子保健推進員が家庭訪問し寄り添い型の支援を行ってまいりました。また、不妊治療費の助成や妊産婦の健診助成の推進、助産師相談の開設など、産前・産後のサポートを充実し、母子の健康増進、感染症予防等に取り組んでまいりました。

在宅子育て支援につきましては、人数制限を行い子育て広場や子育て講座等を実施する中で、子育ての悩みや不安の解消に努めるとともに、保育士による家庭訪問を定期的の実施することで、コロナ禍における孤立防止や見守り支援に努めてまいりました。

また、関係機関と連携したファミリー・サポート・センター事業や要支援家庭への相談・訪問、養育支援訪問事業を実施することで、児童虐待防止の強化

を図ってまいりました。

保育所運営につきましては、幼保連携型認定こども園3園と連携し、教育・保育の提供量の確保及び充実を図ってまいりました。また、保育サービスの質的向上と子育て相談機能の充実や3歳未満児や医療的ケア児の保育ニーズへの対応、就学を見据えた一人ひとりの発達に即した保育に努めてまいりました。放課後児童健全育成事業につきましては、小学6年生までの児童が安全安心に生活できる居場所の確保及び支援の質の向上に努めてまいりました。また、ひとり親家庭に対して、生活援助等を行う事業や自立に効果的な資格取得のための給付を行うなど、子どもの健全な育成と保護者が就労しながら安心して子育てができる環境づくりに取り組みました。

そのほか乳児用のおむつ購入費等の助成、保育料負担の軽減や子育て家庭家賃補助、18歳までの児童医療費の助成を継続的に実施することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減等を図ってまいりました。

新型コロナウイルス感染症防止対策に関しましては、国の取り組みに対応した子育て世帯への臨時特別給付金支給事業、ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業、また町独自の新型コロナウイルス感染症に伴う子育て家庭への支援として、町立保育所及び私立認定こども園に通所、通園している教育・保育給付認定の子どもの副食費及び保育料副食費相当額の免除事業並びに在宅子育て特別支援事業を行いました。

障害者福祉につきましては、障害者総合支援法及び児童福祉法のもと、障害福祉サービス等の充実や関係機関との情報共有及び連携強化を図り、地域等における障害者等の日常生活及び社会生活を総合的に支援してまいりました。また、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定し、障害児者福祉の更なる向上に向け取り組みを進めるとともに、障害者差別解消法に基づき、障害者差別の解消を推進するため、様々な障害に対する理解の促進や啓発を図ってまいりました。

続きまして「ものづくり」について、申し上げます。

国の農業政策が転換される中であって、世羅町農業振興ビジョンに基づき、本町の基幹産業であります農業振興の施策を推進してまいりました。

農業基盤・環境の整備につきましては、農業災害復旧事業や農林業振興対策事業補助金により農地や農業用施設を整備・復旧いたしました。

産業の振興に係る施策につきましては、広島県や、尾道市農業協同組合など関係機関と連携し、将来にわたり農業の担い手となる人材を育成・確保することを目的としたニューファーマー支援事業を実施しました。また、地域農業集団や集落法人などへの助成を行うとともに、効率的・安定的な力強い経営体が、農業生産の相当部分を担う生産構造へ転換することを目指し、集落法人間連携の取り組みを支援しながら、集落法人や認定農業者の育成を促進いたしました。更に、キャベツ・アスパラガス・ぶどう等園芸作物の振興、6次産業化戦略や世羅ブランドの取り組みによる販路拡大などを通して本町農業の振興に取り組むとともに、町内の若者はもとより全国から農業を目指す次世代の担い手を確保し、持続可能なまちづくりを目指すことを目的とした未来創造計画に基づく諸事業を推進してまいりました。こうした中、主食用米の消費減少及び米価下落の対策といたしまして、大規模経営による更なる低コスト化を推進するとともに、非主食用米や園芸作物への転換を引き続き進めてまいりました。

中山間地域等直接支払交付金につきましては、88集落、29個別協定に対し、農業生産の維持活動や農地が有する公益的機能の維持活動を図る取り組みを支援いたしました。また、農業・農村の基盤を将来にわたって支え、農村環境の保全をめざす多面的機能支払交付金につきましては、45活動組織で取り組まれました。

人・農地プランにつきましては、農地利用の効率化・高度化を促進し、農業の生産性を向上するため、すでに作成された地区について見直しを行い、農地中間管理事業を有効活用しながら、効率的で安定的な力強い経営体の育成を推進いたしました。

農業生産基盤や生産環境の整備につきましては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用した緊急捕獲活動、町補助金では個人農家等の被害防止対策として140件の侵入防止柵等への補助により農業生産の環境整備を図ってまいりました。世羅町鳥獣被害対策実施隊等によるイノシシ・シカの捕獲頭数は増加しておりますが、農作物等への被害額につきましては、依然として高い傾向にあります。農作物等への被害防止につきましても、集落での侵入防止の学

習、侵入防止柵設置及び捕獲による被害防止対策を実施し、一定の効果が得られましたが、継続した対策が必要です。今後も鳥獣被害対策実施隊によるパトロール並びに有害鳥獣解体処理場の活用促進により捕獲活動を推進してまいります。

畜産振興につきましては、周辺環境に配慮した畜産経営体を育成するため、関係機関と連携して畜産農家の訪問指導を実施してまいりました。また、畜産競争力強化対策事業（畜産クラスター事業）を活用し、畜産事業の活性化を推進し、更に、飼料用稲の生産拡大と耕畜連携の促進に努めてまいりました。

林業振興につきましては、松くい虫による松の被害防止対策として樹幹注入を実施したほか、造林事業に対する補助を行い、森林資源の保護や景観の維持に努めてまいりました。また、ひろしまの森づくり県民税を活用した「ひろしまの森づくり事業」につきましては、里山林の保全活用に取り組むボランティア団体への助成を行い、共有の財産である森林を守り育てる取り組みを行ってまいりました。森林環境譲与税を財源とした森林経営管理事業につきましては、森林整備や林道の修繕及び意向調査を実施いたしました。

商工業の振興につきましては、世羅町商工会を窓口として商工業者の経営改善に向け、世羅町商工会の運営及び活動、経営改善普及事業の充実に対する支援を行ってまいりました。商工業者の後継者等人材育成のための研修会受講、新規雇用の経費助成や、起業家支援を行う新規創業支援事業など、世羅町商工会との連携を強化し事業を実施したほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対し、事業の継続を支援する取り組みを行いました。

中小企業融資運営事業につきましては、実質ゼロ金利となるよう利子補給を継続・実施し、中小商工業者の経営支援を図ってまいりました。

また、町内工場等を新設または増設される方に対しまして奨励措置や、個人消費活動を促すための地域商品券発行事業等を行い、本町経済の活性化に取り組んでまいりました。

観光振興につきましては、世羅町観光振興基本計画に基づき、各種イベント開催や世羅プロモーションの強化など、世羅町観光協会や観光事業者等と連携し実施したほか、町内観光施設の適正な管理運営や関係市町との協議会等を通じた広域観光事業に取り組むなど各種観光事業を推進してまいりました。

本町の玄関口としての道の駅世羅については、中国横断自動車道尾道松江線を利用される方を中心に、道路情報の提供や休憩施設としての機能はもとより、多くの方に気軽にお立ち寄りいただくよう取り組んでまいりました。更に、旬な情報をお伝えし、より世羅を楽しんでいただき、再度お越しいただけるよう、観光情報・地域情報等をPRする戦略的な情報発信拠点とし、周遊性が高まる取り組みを進めてまいりました。

また、観光施設リニューアル計画の方針に沿って、指定管理施設等の維持修繕工事を実施いたしました。

続きまして「人づくり」について、申し上げます。

生涯学習社会の形成に係る施策につきまして、教育の面では、自立・挑戦・創造をスローガンに「豊かな心を持ち、たくましく未来を拓く」を基本理念として、品格ある教育の推進に努めてまいりました。

学校教育につきましては、児童・生徒の学ぶ意欲を育て、生きる力としての確かな学力をつけるよう、小中連携による教育を推進し、子どもたちの基礎基本の学力を着実に定着させ、思考力・判断力・表現力等の向上を図ってまいりました。また、教職員の指導力向上を図るため、授業改善サイクルを機能させる研修を実施するとともに、教育環境の整備のため、ICT機器の整備と併せ効果的なICTの活用を図る教職員の研修を実施いたしました。

特別支援教育につきましては、子どもたちの実態に応じた個別指導が必要であり、指導方法の工夫・改善に努めてまいりました。また、よりスムーズな小学校入学が図れるよう町内関係機関との幼保小連携を深めてまいりました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から「輝くせらの学校文化発表会」は中止しましたが、各小中学校においては、感染症対策を講じた上で、学習発表会や文化発表会を実施し、保護者をはじめ多くの町民にすばらしい児童生徒の姿を見ていただくことができました。このほか、義務教育9年間を見通した一貫性のある教育を推進し、児童・生徒の夢や志を育むことができる学校づくりに努めてまいりました。

家庭と連携しての基本的な生活習慣の育成に努め、食育指導の充実を図ってまいりました。また、スポーツ推進事業の実施など、健康づくりや体力・運動能

力の向上に努め、たくましく健やかな体の育成を図ってまいりました。

次代を担う児童生徒が、郷土への誇りと国際感覚をもった人材として成長していくよう、地域郷土の教材化をもとにふるさと学習や国際理解教育を推進してまいりました。

例年中学校で実施しておりました「大学キャンパス学習」、職場体験学習「せらゆめトライアル・ウィーク」、「子ども議会」、「中学生海外研修」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止といたしました。しかしながら、学校においては感染症対策を講じたうえ、地域施設等への見学やゲストティーチャーの招へい等、工夫しながらキャリア教育を進めてまいりました。また、英語検定受検支援制度の活用や教員を対象とした外国語教育研修を実施し、小中学生の英語力向上を目指した指導・支援を通して、国際社会をたくましく生きる人材の育成に努めてまいりました。

学校施設整備につきましては、ICT活用環境の向上を図るため、高速インターネット回線整備工事及び特別支援教室等への空調工事を実施いたしました。

知・徳・体のバランスのとれたしなやかで品格のある世羅の子どもを育てるため、家庭や地域との連携は引き続き必要であり、今後も地域の一員として積極的に参画し活動する児童・生徒となるよう働きかけを進めてまいります。世羅高校教育環境支援につきましては、通学費用の助成、受験指導に精通した講師による講習会の開講、そして各種検定料等の助成などの支援を行ってまいりました。

生涯学習の推進につきましては、学びを通じた地域づくりを促進する「広島版学びからはじまる地域づくりプロジェクト」の開催を支援するなど、自治センターを拠点とした町民の自発的な生涯学習の推進に努めてまいりました。社会教育の推進につきましては、豊かな心と知性を育み、健康で文化的な生活を営むことができるような各事業の展開に努めてまいりました。

読書活動の推進につきましては、幼少期からの読書習慣の形成に向けた子供の読書活動推進計画（第3次）を策定しました。また、「くらしの中に本がある」環境づくりに向けて、「朗読会」をはじめ、ブックスタート事業やセカンドブック事業の実施、学校や認定こども園と連携した取り組みを継続してまい

りました。さらに、本が置いてある町内の施設や店舗等を小さな図書館として認定する「せらのまち あちこち図書館」事業を進めてまいりました。

文化・芸術の振興につきましては、世羅町文化協会、せら美術協会の活動を支援してまいりました。

生涯スポーツと体力づくりにつきましては、スポーツ推進委員による「さわやかスポーツ教室」等の開催、世羅町体育協会や世羅町スポーツ少年団、せらスポーツクラブなどの団体との連携を通して「町民一人1運動・1スポーツ参加の促進」に取り組んでまいりました。また、「駅伝のまち」として中国実業団駅伝競走大会の開催を支援しました。

文化財等の保護と活用につきましては、大田庄歴史館において企画展や講演会を開催するとともに、資料の収集・整理を行い、未指定文化財等の調査、小中学校での「ふるさと学習」支援に取り組んでまいりました。

家庭教育や社会の教育力の向上につきましては、町内において地域運営型の放課後子供教室の実施を支援いたしました。また、保護者、学校、家庭教育支援者と連携し、家庭教育支援チームによる「親の力を学びあう学習プログラム」を活用した研修会等の開催支援や家庭の教育力向上と子育て情報の共有に努めてまいりました。

共に生きる地域社会の確立に係る施策につきましては、世羅町人権教育・啓発推進計画に基づき、地域での人権研修会、人権講演会を開催いたしました。公用車用の人権パトロールマグネットシートの作成、ケーブルテレビや広報紙による啓発活動も行ってまいりました。しかし、残念ながら町内における「差別落書き」は依然として後を絶っておりません。人権が尊重されるまちづくりの推進に向けた啓発活動を一層進めてまいります。

男女共同参画の推進につきましては、第3次世羅町男女共同参画行動計画はんぶんこプランに基づく個別の取り組みを可能な限り進めてまいりました。

続きまして「安全安心づくり」について、申し上げます。

地域を支える基盤の整備に係る施策のうち、地域情報関係につきましては、本町の魅力・特色を効果的に町内外へ発信するためホームページのリニューアルを行いました。また、町内の出来事などをお知らせする番組や企画番組な

ど、放送内容の充実に努めるとともに、暮らしに役立つ情報などを随時視聴できるようデータ放送を開始しました。

町内全域における高速大容量の通信網を整備するため、光ファイバー化工事の国庫補助申請を行い、採択をいただきました。この結果を基に、詳細設計業務を実施するとともに、工事発注を行ってまいりました。

広島中央フライトロードの整備促進につきましては、国土交通省及び広島県への提案活動を広島県内 5 市町、島根県内 10 市町と連携し実施してまいりました。

国県道につきましては、町内基幹道路網整備のため、改良や歩道設置等が円滑に進められるよう広島県に対し働きかけてまいりました。

町道につきましては、国からの交付金を最大限に活用し、町道「小草椏ノ木線」及び「重永本線」改良事業に取り組みました。また、その他 7 路線につきましても事業促進を図ってまいりました。

地籍調査事業につきましては、大字三郎丸及び中原の一部約 1.3 平方キロメートルの一筆地調査等を実施いたしました。

生活を支える基盤の整備に係る施策につきましては、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するとともに、生活環境の向上を図るため、浄化槽設置整備事業により 45 基の助成を行ってまいりました。

また、合併浄化槽の適正な維持管理の促進と公共用水域の水質保全を図るため、維持管理費用の一部助成事業として、2,071 件の助成を行ってまいりました。飲用水施設整備につきましては、安心、安定した飲料水を確保するため、ボーリング等の工事に対する一部補助を 23 件実施いたしました。

移住・定住対策につきましては、人口の転出が転入を上回る社会減の克服に向け、空き家バンク登録制度を活用した住宅の紹介をはじめ、相談窓口の一元化ときめ細やかな対応に努めてまいりました。

地域を支える持続可能な公共交通ネットワークの構築を基本理念とする世羅町地域公共交通網形成計画に基づき、着実な事業の推進を図る中で、黒川地区での自家用有償旅客運送を開始するとともに、市街地を巡回する公共交通の実証運行を行いました。

生活の安全確保に係る施策につきましては、平成 30 年に発生した 7 月豪雨

災害により被災した 135 箇所 の 公共土木施設の復旧を完了し、生活道路の確保と河川護岸の保全を図ってまいりました。

消防業務につきましては、町民の生命、身体及び財産を守るため、風水害等の自然災害、火災及び救急業務などに対応いたしました。

三原市消防署北部分署及び世羅西出張所の令和 2 年中の出動状況は、火災が 17 件、救助が 8 件、救急が 651 件、ヘリ要請が 2 件となっております。世羅町消防団の令和 2 年度中の出動状況は、火災が 17 件、風水害等が 1 件、訓練が 4 件、会議などは 20 件で、延べ出動団員数は 989 人となっております。また、第 3 分団第 2 部屯所を新築し、消防活動の体制強化を図りました。自主防災組織は、令和 2 年度末時点で 42 組織となっております。町内全域での自主防災組織の活性化、防災研修会等への支援に取り組んでまいりました。

交通安全対策につきましては、各機関・団体との連携による交通安全街頭指導など交通安全意識の向上に努めております。引き続き、世羅警察署及び関係団体と連携し、交通安全施設の計画的な整備を図るとともに、交通安全意識の向上に取り組んでまいります。

防犯・暴迫に関する取り組みにつきましては、防犯灯の設置支援など町民や関係団体が一体となつての防犯・暴迫活動を進めました。また、生活安全相談では 121 件の相談が寄せられ、多種多様な相談の窓口としての効果を発揮しております。

消費者行政につきましては、増大する特殊詐欺や悪徳商法による被害の未然防止のための消費者教育や啓発活動を実施いたしました。また、町民の安全と安心を確保するための相談窓口業務を行いました。

潤いのある環境の整備に係る施策につきましては、世羅町一般廃棄物処理基本計画に基づき、循環型社会に対応したごみの減量化・再資源化の取り組みを推進するため、可燃ごみは三原市へ処理を委託し、令和 3 年 3 月に完成した三原広域市町村圏事務組合不燃物処理工場の運用開始に併せて、令和 2 年 10 月 1 日からごみ分別並びに収集日の変更を行いました。また、不燃粗大ごみ拠点収集事業並びにごみステーションまでごみを出すことが困難な世帯に対して、家庭ごみを個別に収集するごみ出しサポート収集事業を開始するとともに、新たなごみ分別ガイドやごみ出しカレンダーの作成、配布などにより、総合的な

ごみ処理体制の充実を図りました。

地球温暖化防止の取り組みにつきましては、第3次世羅町地球温暖化対策実行計画に基づき、地域協議会である脱温暖化プロジェクトせらと連携し、温室効果ガス排出量削減を推進するため、環境講演会等により啓発を行いました。再生可能エネルギーの普及のため、太陽熱利用装置、木質バイオマス燃焼機器導入に対する補助を15件行いました。

宇津戸地区の悪臭防止対策につきましては、臭気指数測定を継続し、令和元年度に発令した事業者に対する悪臭防止法に基づく改善勧告後の改善状況の確認、指導など、問題解決に向けた取り組みを推進しました。

続きまして「地域づくり」について、申し上げます。

協働のまちづくりの推進に係る施策につきましては、地域課題の解決や地域資源の活用など、地域おこし協力隊の活動支援と併せ、住民参画の推進とまちづくり活動の推進に努めてまいりました。協力隊員には観光振興とインバウンド推進に関する活動、黒川地区の地域資源を活用した活動、移住定住促進に関する活動にそれぞれ従事いただきました。

地域活動の拠点である自治センターにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた適切な管理運営を推進してまいりました。

また、山福田自治センターの施設整備に向け地元協議等を進めるとともに、他の自治センターにおいても改修が必要な施設につきましては、地域と調整協議を重ね、順次実施してまいりました。

以上、5つの基本目標に基づいて一般会計の概要を申し述べました。

次に「国民健康保険事業特別会計」について申し上げます。

県と市町による共同運営から3年目を迎える中で発生した新型コロナウイルス感染症は、自営業者や離職者が多く加入する国保への影響は重大であるとの認識のもと、税率は据え置きとさせていただきました。

近い将来には県内統一の保険税率とすることが決定していますが、被保険者の急激な負担増とならないよう、県内市町が可能な限り高い収納率を目指し、市町間の公平性を確保したうえで統一するよう働きかけてまいりました。

近年、国・広島県の交付金は、特定健診受診率や収納率など健全運営に努力した保険者に手厚く交付される方向に大きくシフトしており、引き続き、国保財政の健全な運営はもとより、コロナ禍において難しい運営となっている各種の保健事業についても、被保険者の皆様のご理解とご協力を頂きながら円滑に実施をしてまいります。

次に「後期高齢者医療制度特別会計」について申し上げます。

制度創設から12年余りが経過いたしました。長寿化や高度医療の発展もあり、医療費は増加の一途を辿っており、県内の1人あたり医療費は、この12年で約5万円増加している現状にあります。

こうした中、本町では制度の普及啓発とともに保険料の収納対策に努めてまいりました。しかし、保険料滞納者の多くは他の税目においても滞納となっている状況にあることから、引き続き、関係課との連携による収納対策や滞納処分を行い、負担の公平性の確保に努めてまいります。また、円滑な制度運営のため、広島県後期高齢者医療広域連合とともに制度の啓発と相互扶助への理解に努めてまいります。

次に「介護保険事業特別会計」について申し上げます。

「人と人がつながりあい、生きがいをもって、安心して暮らせるまち世羅」を理念とした、世羅町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定しました。今後も住み慣れた地域で安心して適切に介護サービス等を利用しながら自立した生活が継続できるよう、在宅サービスの充実や認知症に関する研修会、在宅介護者への支援など、地域の高齢者の生活を支援する体制づくりや関係機関や地域社会と一体となって地域包括ケアシステムを構築し、介護サービス・生活支援サービスの提供体制の整備に努めてまいります。

次に「介護サービス事業特別会計」について申し上げます。

要支援者が介護予防サービスなどの適切な利用ができるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、介護サービス事業者など関係機関との連絡調整を行ってまいりました。

次に「農業集落排水事業特別会計」について申し上げます。

小国地区における農業集落排水区域の住民の生活排水を適正に処理することで、より快適で衛生的な生活環境と公共用水域の保全に寄与することができました。平成12年4月1日供用開始から20年が経過し、施設が老朽化しており、今後は計画的な施設の更新を行っていくことが課題となっております。

次に「世羅町公営企業会計」について申し上げます。

上水道事業会計につきましては、9地域を給水区域とする水道施設の維持管理を行ってまいりました。建設改良では、配水管の布設を町道東神崎2号線と重永本線に実施いたしました。今後も、引き続き水道水を安定的に供給・持続するよう、適切な施設の維持管理及び更新を計画的に実施してまいります。

公共下水道事業会計につきましては、処理区域の拡大を図るため栄町地区(1工区)の管渠新設工事を実施し、町民の皆様に快適で衛生的な生活環境を提供するとともに、公共用水域の保全に寄与すべく事業推進を図ってまいりました。今後も早期に未普及地域の解消、水質保全及び生活環境向上の促進に努めてまいります。

終わりに「世羅三原斎場組合一般会計」について申し上げます。

本町及び三原市で火葬場の共同運営管理を行ってまいりました世羅三原斎場組合につきましては、令和2年度末をもって解散し、組合の一般会計は令和3年3月31日をもって打ち切り決算としております。組合の解散に関する協議書の中で、決算の審査及び認定については本町が行うことが確認されております。

令和2年度は、361件の火葬を滞りなく執り行いました。

以上、令和2年度における一般会計、特別会計、公営企業会計並びに世羅三原斎場組合一般会計の歳入歳出決算について、概要を説明いたしました。

主な財政指標ですが、経常収支比率は、合併特例加算の終了に伴う地方交付税の減により前年度から0.8%上昇の94.0%となりました。平成28年度以降は90%代で推移しており、高止まりの傾向が続いております。また、実質公債

費比率は、単年度では改善しているものの、前2年度が高率だった影響により3年平均では前年度と同率の10.7%となりました。

町債残高は元金償還が進んだことで約3億円減の106億2,374万円、一般会計に属する基金全体の残高は前年度から約9千万円増の45億3,926万円、うち財政調整基金残高は21億626万円となりました。

新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たないことで、景気低迷による収入減や感染症対策等の更なる取り組みによる経費増が見込まれ、自主財源に限られる本町にとって財政運営の厳しさが増すことが懸念されます。しかし、こうしたコロナ禍であっても、効率的な財政運営と効果的な事業展開に努めつつ、持続可能なまちづくりに取り組んでまいります。

何卒、令和2年度決算をご認定いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明に代えさせていただきます。

(令和3年9月8日)

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

つぎに、監査委員の審査結果について報告を求めます。

○代表監査委員（山口敦允） はい、議長。

○議長（米重典子） 代表監査委員。

○代表監査委員（山口敦允） （監査委員の審査結果報告）

○議長（米重典子） 以上で審査結果の報告を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第50号 令和2年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について から、議案第58号 令和2年度世羅三原斎場組合一般会計歳入歳出決算認定についてまでの「9件」については、10名で構成する決算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の権限を委任のうえ、これに付託し審査することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 令和2年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について から、議案第58号 令和2年度世羅三原斎場組合一般会計歳入歳出

決算認定についてまでの「9件」については、10名で構成する決算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の権限を委任のうえ、これに付託することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、

1番 高橋公時議員 2番 上羽場幸男議員 3番 上本 剛議員
4番 矢山 武議員 5番 向谷伸二議員 7番 藤井照憲議員
8番 松尾陽子議員 9番 徳光義昭議員 10番 久保正道議員
11番 山田睦浩議員

以上、「10名」を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました10名の方を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

なお本日、本会議終了後、この場所において、委員会条例第9条第1項の規定により、決算審査特別委員会を招集しますので、委員長、副委員長の選任をお願いします。

ここで休憩といたします。再開は2時40分といたします。

休 憩 14時23分

再 開 14時40分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開します。

日程第19 議案第59号 令和3年度世羅町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 24 ページをお開きください。

議案第 59 号

令和 3 年度世羅町一般会計補正予算（第 4 号）

令和 3 年度世羅町一般会計補正予算（第 4 号）を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 8 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 348,582 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 11,535,669 千円とするものでございます。

歳入は、地方交付税 134,916 千円、分担金及び負担金 4,631 千円、国庫支出金 82,361 千円、県支出金 20,160 千円、寄附金 20,000 千円、繰入金 52,431 千円、繰越金 28,872 千円、諸収入 3,558 千円、町債 1,663 千円を増額し、地方特例交付金 10 千円を減額するものでございます。

歳出は、議会費 164 千円、総務費 24,508 千円、民生費 26,907 千円、衛生費 23,561 千円、農林水産業費 11,285 千円、商工費 7,038 千円、土木費 107,520 千円、災害復旧費 150,426 千円、予備費 7,397 千円を増額し、消防費 4,210 千円、教育費 6,014 千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○10 番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） 5 ページの債務負担行為の補正でお尋ねします。

定年延長に伴う例規整備の支援業務というふうになっておりますが、例規というのは町の条例なんですか。町の条例であれば我々議員も一昨年まで 2 冊の例規集を貸与されておりましたが、今、その貸与はありません。例規の支援業務というのはどういうことなのか。

それから 21 ページの地域おこし協力隊の 220 万の減。これはどこに配属されていた地域おこし協力隊の方なんですか。それが減になった理由。それ

はどういうことなのか。本来地域おこし協力隊というのは3年間の業務を行っていただいて地域へ定住をしていただくというひとつの目的、ねらいがあったわけですが、そういったことがどのようになっているのか。途中で減というのは退職されていったんだろうと思うんですが、その説明をお願いします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 総務課からは5ページの債務負担行為についてのご質問にお答えをさせていただきます。

今回お諮りしております、この定年延長に伴う例規整備支援業務でございます。この例規でございますけれども、今現在全部システムのほうで整備、加除等を行っているところでございます。このシステムの改修のための業務となっております。債務負担行為といたしまして今年度、今回お諮りをさせていただき、年度をまたいで令和4年度にかけて一連で例規整備のシステム改修等を行っていくための業務でございます。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） それでは私のほうからは21ページ 自治振興費の地域おこし協力隊員220万円の減。この理由についてご説明を申し上げます。

一昨年この地域おこし協力隊員、黒川地区のですね、地域活性化等を目的に採用したわけでございますけれども、さまざまな地域における活動等精力的に取り組んでいただきました。この本年4月にですね、これはご本人の都合と言いますか、家庭の都合がございまして、本人も非常に残念な思いというものは持っておりましたけれども、4月末を持って退職ということになったものでございます。

○10番（久保正道） （挙手）

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 債務負担行為の説明をいただいたのですが、定年延長に伴うということは町の職員のOBの方がやられるのですか。それとも法令業務をされており民間の団体へ委託をされるということなのですか。そういった説明をお願いします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。まずこの対象の業務でございますが、本年国におきまして公務員の定年に関する法律が施行されております。これに伴いまして、地方公務員におきましても定年の延長の対応が必要になってくるものでございます。対象となりますのは私どもの地方公務員、それから関連して勤務いただいております会計年度さんとかのですね、関連の職員の方々に広く対象になってまいります。作業委託につきましては、このシステムの委託会社への業務委託となっております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） それでは17ページの雑入、広島県観光連盟補助金355万8000円、こちらの用途のほうとですね、対象事業、教えていただければと思います。

それと27ページですか、償還金利子及び割引料、民生費生活保護費のほうのこの償還金、2392万7000円、これは前年度の事業費に占める割合というのを教えてもらえますか。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。17ページの広島県観光連盟補助金についてご説明申し上げます。355万8000円の内、2つ事業がございまして、デジタル技術等を活用した観光地スマート推進事業補助金、これが235万8000円でございます。これは施設のWi-Fiの工事に対して観光連盟が支援をしていただく事業となっております。もうひとつが宿泊事業者向け感染拡大防止対策等支援事業補助金、これが120万円となっております。

先ほど触れましたデジタル技術等活用した観光スマート推進事業235万8000円についてでございますが、この事業は実質は令和2年度に実施をし、令和2年度中にこの235万8000円を頂戴することになっておりましたけれども、広島県観光連盟からのお支払いがぎりぎり歳入ができなかったということがござ

いまして、令和3年度に挙げさせていただくことでございます。

続きまして宿泊事業者向け感染防止対策等支援事業補助金120万円でございますけれども、歳出でいきますと、37ページの魅力ある観光地づくり事業補助金になっております。具体的にいきますと、世羅町が持っています宿泊事業につきまして、その内、指定管理者様におかれまして取り組みをされたいという事業者に対しまして、感染対策の事業を取り組まれる、そういう方について対応するという事業になってございます。ですから民間事業者様につきましては、直接観光連盟とやりとりをされております。公の施設についてはこういう形で取り組みを進めてまいります。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮） それでは27ページの生活保護費に係る償還金の率というのは、いただいているお金に対しての償還金の率ということでよろしいでしょうか。

▼【田原議員：「はい」】

国のほうから国庫負担金としてすでにいただいている令和2年度の受け入れ額が合計で8535万7500円ありまして、そのうち今回償還する額が2392万7000円ということで約28%でございます。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） この償還金の利子の割合というのは比較的高くはないんでしょうか。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮） 令和2年度につきましては、令和元年度の年初めから新型コロナの関係で感染が広がってきつつあったということで、事前の相談業務も、関係機関含めて増えておりまして、その関係で新年度、2年度に入りまして、かなり生活保護の申請が増えるのではなかろうかという見込みを立てておいて、そういう関係で途中でですね、補正をしなかったということで最終的に精算上で2392万7000円の償還が生じたものでございます。

○10番（久保正道）（挙手）

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 先ほど質問された諸収入の雑入の広島県観光協会の補助金、これが先ほどちょっと議事の関係では重複するんですが、監査意見書を見させていただいたら、広島県観光連盟からの補助金が235万8000円収入未済だということがありました。それは335万8000円の中に入っておるんでしょうか。入っておるとすれば過年度収入に挙げるべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。この観光連盟355万8000円の内、先ほど申しましたとおり235万8000円は令和2年度収入分として決算上は未収入になった部分でございます。観光連盟からの振り込みが出納整理期間ぎりぎりとなっていたため、世羅町に、の財布に入ったのが6月になって入ったものということで、確かに過年度の収入ではございますが、区分としてはこちらの雑入に入れさせていただいているものでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それでは21ページのCATV電柱改修負担金について説明を求めます。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） それでは21ページIT管理費のCATV電柱改修負担金1152万2000円についてご説明申し上げます。

現在光ファイバ整備事業を進めておりました、同軸ケーブルを光ケーブルに更新をする、そういう工事を進めております。その中で光ケーブルを既存の電柱、中国電力様あるいはNTT西日本様が所有する電柱へですね、架けさせていただく必要がございます。その中でどうしても電柱の強度が不足している等の理由によってですね、そこに光ケーブルを架けることができないと、そのよ

うな回答をいただいたものが発生をしております。

当初町のほうといたしましてもそうした不可電柱、架けることができない電柱というものは発生をするであろうと、そのように考えておりました、約 500 本程度そうしたものが発生するであろうと。それについては自営柱、要は自前の電柱を建ててですね、そこで光ケーブルを張って工事を進めていこうと、そのように考えておりました。ただ実際に電柱に架けることができないという回答いただいた電柱の付近においてなかなか自営柱を建てるのが困難と、そういう事案があるということが判明をいたしました。そのため、それぞれの電柱の所有者にですね、依頼を申し上げて、建て替えによって電柱の強度を上げていただく。強度を上げた電柱に光ケーブルを架けていくと、そういう方向で考えておるものでございます。

現時点におきましては、先の全員協議会でもご説明申し上げましたけれども、建て替え等の依頼見込み本数が約 150 本ということで見込んでおります。それに当然、電柱を建て替えていただくこちら側の理由ということになりますので、一定の負担を町のほうもしなければならぬ。その 150 本分ですね、約、その電柱建て替えの負担に要する経費を負担金として今回計上させていただくものでございます。ただ、あくまでも見込みでございまして、可能な限り自営柱建柱の方向性というものは探ってまいりたい、そのように考えております。

○ 2 番（上羽場幸男） （挙手）

○ 議長（米重典子） 2 番 上羽場幸男議員。

○ 2 番（上羽場幸男） 今のお話しですとですね、500 本元々考えておったと。その内 150 本が使えないので、共架を申請すると言って、電柱の強度不足から 150 本建て替えんといけんだらうと。ということはですね、500 本の建て替え費用に対して 150 本で済むということではないですか。そうすると補正予算を組む必要はないのではないですか。

○ 企画課長（道添 毅） 議長。

○ 議長（米重典子） 企画課長。

○ 企画課長（道添 毅） ご説明申し上げます。500 本程度自営柱で対応という見込みのもとにですね、これはすでに契約等行っておりますけれども、光フ

アイバ整備工事、工事の中でそうした経費というものを見込んでおるとい
うものでございます。したがって、この負担金によって建て替えていただく場
合は当然、その工事のほうの自営柱建柱というものは減ってまいります。工事
につきましては最終的に工事が完了した段階です、工事費の精算というもの
は行ってまいりたい、そのように考えております。

○2番（上羽場幸男）（挙手）

○議長（米重典子）2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男）ですから最終的にはこの1152万2000円というものは、実質減ってくるというふうに理解していいんですね。それとこういうことはですね、たったこの前始まった事業であります。それに対してですね、もう半年余りでこういった見込違いが出てくるというのは非常におもしろくないなと。最終的にですね、公設でやらなくて、民設でやったほうが安くなるというようなことにならないようにですね、十分に注意を払っていただいて事業を進めていただきたいと思います。

○企画課長（道添 毅）議長。

○議長（米重典子）企画課長。

○企画課長（道添 毅）現時点におきましては、この1152万2000円というものは最大、そういう額が必要と。ですからそれよりは下がってくるというふうには見込んでおります。この事業、公設民営という方向で進めておりますが、この事業がですね、円滑に遂行し、そしてまたその後の光ケーブル後のですね、インフラを活用してケーブルテレビ、そしてインターネット等ご加入いただく方に満足いただける事業となりますようにしっかりと努めてまいりたい、そのように考えております。

○7番（藤井照憲）議長。

○議長（米重典子）7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲）数点お伺いしたいと思います。一般質問でも地域協働のまちづくり、この分を質問させていただきました。今回、自治組織21ページに自治組織協働連携モデル推進事業、県費事業、県費が2分の1出資してくれる事業ですが、モデルはどこでしょうか、お伺いします。

○企画課長（道添 毅）議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。モデルにつきましては、これは中央地区の中組織ということでございまして、中央地区に2つある組織と東上原コミュニティづくり推進協議会様、そして川尻ひじり会様、2つの中組織がですね、主体的に連携して事業を実施するというものでございます。

○7番（藤井照憲） （挙手）

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 町もしっかりですね、支援してですね、モデル事業がしっかり根付くと言ったら変ですけど、住民の意思にうまく合うようにですね、コーディネート、こういうものはしていただきたいと思います。

次に33ページ、農林業振興対策事業補助金、これは当初から増額した予算なんですけど、更に904万増額するというんで、どういう需要があつてこういう成果が現れているのか。

今度その次のページで、35ページでは多面的機能支払交付金、これは当初で予算を減額して計上して、今度は更に695万5000円増額するという、このようになって、これも同じようにどのような需要があつてこういう補正予算を組むのかというのを伺いたします。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。33ページの農林業振興対策事業補助金でございますが、これは7月、8月に起きた災害、これの小災害についての2割から3割の負担、このものを今回計上をしております。

続いて35ページの多面的機能支払交付金でございますが、これは当初45地区でスタートしておりまして、変更で新規で2地区またプラスになりました。と内容の精査がありましたので、619万5000円の増額ということでございます。

○7番（藤井照憲） （挙手）

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） ふるさと寄付金の支援業務、今、巢籠りということで、

○議長（米重典子） ページ数は何ページでしょうか。

○7番（藤井照憲） 19ページでございます。要はコロナ対策ですね、巣籠りということで、このふるさと納税というのが非常に大きな巣籠り対策として効果を発揮しているということでございますけど、要は出るほうがあれば入るほうがあるという話があると思います。しっかりとしたですね、経営管理、こういうものをしていただきたいと思うんです。要は、世羅町へ入るべき税収がですね、当然、町内の住民がふるさと納税をすればどっかへ消えていっているわけなんです。そういった意味でいくと、ふるさと納税支援業務、確かに需要に応じてこういった支援をして、ふるさと納税の世羅町の産品をしっかりと売り込もうという精神はわかるんです。じゃが、出があるということもしっかり認識してやらないとまずいと思うんです。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。今回の補正によりましてふるさと寄付金の収入2000万円増額をさせていただいているところです。当初5000万円計上しておりましたので合わせて7000万円、これは令和2年度の決算がですね、およそ7500万円程度ございましたので、今年度もですね、それに近い収入が見込まれるということで、今回収入額を補正させてもらってます。それに合わせまして、それに伴いますお礼品、それからその配送料、それからサイトの委託料等、経費のほうも収入に併せて増額をさせていただいたところです。議員おっしゃられますとおり、この寄付金収入につきましては町外から世羅町のほうに寄付として収入をいただいておりますが、逆に町内から町外の市町村等へふるさと寄付金として出ていく。これは来年度の住民税で町へ入ってくるべきものがなくなってくる、寄付金控除分としてですね。なくなってまいります。その額自体、数字を持ちあわせてないので、はっきりしたことわかりませんが、明らかにですね、寄付金収入として入ってくるほうが多くなっておるところです。町としましてもですね、寄付金、町内から町外へ寄付を止めるということではできませんので、町外から町へしっかりと寄付をしていただけるようこれからもしっかりと取り組みを行ってまいりたいと考えております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 私のほうから2点、お伺いたします。ページ数が47ページで教育委員会の所掌になると思います。中学校費の中の学校管理費、これは全員協議会におきましてもご説明を受けましたが、小型バス等運行、218万7000円。説明によりますと、甲山小国線の路線バスの廃止に伴います通学に対して、中学校、義務教育課程であります中学校の生徒さんの代替手段としてこの金額を計上されたと伺ったところでございます。勿論、義務教育過程でありますから、世羅町の子ども達でございます。

こういった対策をするのは緊急的にはと言いますか、以前、中学校の中ではこれは再三質問させていただいたり、質疑させていただきましたが、甲山地区が合併当初に小型バスの運行を約束しておったということで、数年にわたり年間約950万円の予算を付けて、実際、最終的に聞いたら乗車人員が5名というような実態がありました。そこは改正していただきまして現在、小学校のスクール、また帰りは独自で仕立てたということで、250万程度か300万程度。約600万以上の減額につながったと。こういった措置を取って少しでも町の財政に対して無駄のないような措置を取っていただいたことはありがたいことなんですけれども、今回も代替手段として218万7000円付けるのは私は問題ないかとは思いますが、これも将来的に話によれば9名乗られるということなので、1人当たりには換算するというのは適切ではないかもしれませんが、20数万円おひとりにかかる。将来的にここも同じようなことが起こるのではないかと。1人、2人の利用、3人の利用ということになれば、1人当たり70万から100万、こういったような予算がかかってくるということも考えられてきます。今後のこのスクールの、

○議長（米重典子） 高橋議員、恐れ入りますが、ちょっと一般質問のほうに寄っているかなと思いますが、この予算の中身を聞かれています。

○1番（高橋公時） 何を言われているんですか。このことについて説明しているんですよ。これが何ですかと聞くのなら質疑しませんよ。何でこの金額を立てたのかというのを順を追って説明しているのに、いけませんか。

○議長（米重典子） 失礼しました。

○1番（高橋公時） そういうふうに聞こえませんか、議長。順を追って説明

をしているでしょ。ぼんをついたんじゃないかと。

○議長（米重典子） 失礼しました。

○1番（高橋公時） 何か間違ったこと言ってますか。

ですからずっとこういうものを今回は予算出されてますけど、将来的にはまた10年後にここはずっとこういう予算を出されるのか。今、中学校には長距離の自転車助成というものがありますよね。こういったものも地域によって片やスクールを出す、タクシーを出す。片や助成だけで済ませるといったら、やはり公平さ、格差が生まれてきます。いつかの時点で足並みを揃えるような対策をしないといけないと思いますので、今回のこの予算、問題はないかと思えますけれども、考え方をお伺いしたいと思えます。

それとその下にあります修学旅行取消料助成事業、確かこれは内容わかりませんが、3年生か現2年生が修学旅行に行けなかったからたぶん3年時の方の取消料だと思います。その方が3年ということは、もういけないと。これは致し方ない、これはコロナ禍においてですが、この点もこれは保護者等の責任ではないわけでありますから、教育委員会のほうと、また学校のほうと相談して、こういった最終的な決定というのを下されるわけですが、今後たぶん今の現2年生、または今、3回延期になってます小学生、6月が9月になり、9月が3月になり、こういったことも発生してくるかと思えますので、その点のお考えをお伺いします。

○学校教育課長（脇田啓治） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（脇田啓治） お答えいたします。まず1点目にご質問いただきました小型バス、スクールタクシーの運行の将来見通しというようなところについてでございますが、これにつきましては先だつての全員協議会でも少しご説明をさせていただいたと思えますけれども、当初やはり今、甲山中学校区で運行しているような同様の形、つまり行きは小学校のスクールバスに同乗、帰りのみスクールタクシー運行ということを検討してまいりましたが、実質今年度については年度途中からということもあり、座席数が確保できないという状況がございました。その後、関係課とも協議を重ねる中でデマンド交通等の利用というのでも検討してまいりましたが、保護者にかかる負担でありますと

か、あるいは利便性、こういったものを考慮した結果、今年度10月以降についてはスクールタクシーを行きも帰りも運行させていただくということで、今この予算のほう計上させていただいているところです。

将来的には議員おっしゃられるようにですね、やはり町としてというか、教育委員会として統一性を持った運行の仕方というのを考えていかなければならないと思いますし、一律に全員同じにはならないかもしれませんが、やはり公平性というところも考慮しながらですね、今後の方向については検討してまいりたいというふうに考えているところです。

続きまして2点目の修学旅行の取消料、いわゆるキャンセル料の助成事業についてですが、議員ご指摘のとおり今回は残念ながら現中学校3年生、2校の3年生が修学旅行に行くことができませんでした。当初1月下旬に予定していたものを6月にいったん延期し、今回また8月の下旬に予定をしていたんですが、残念ながらコロナの急激な感染拡大というところであきらめざるを得ない状況になってしまいました。これ以上引き延ばすことによって進路指導等、ほんとにこれから半年間で最優先でやっていかなければならないことに影響が出てくるということを最優先で考えまして、今回キャンセルというふうにさせていただきました。ご指摘のように小学校のほうも延期、延期が続いておりますが、これにつきましては文部科学省等の指導と言いますか、Q&A等に書かれている内容でございますが、子ども達にとって最大の思い出となるこういった学校行事、安易に感染拡大しているから中止にするのではなく、延期等も含めて何とか実施できる方向で検討していくということを明記されておりますので、それに基づきこの中学校のほうでも何度か検討を重ねてきましたが、残念な結果になってしまったという次第でございます。

今後とも同じような状況がまだ続いていくと思われまますので、早目に学校等と連携を取りながら、できるだけ感染対策を取り、まずは実施をするということを考え、それでもなおかつむずかしい場合は、他の方法をですね、考えていくことを検討していきたいというふうに考えているところです。長くなりましたが、以上でございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 39ページですかね、道路維持修繕工事5000万円について、大まかでいいですが、どのような考え方であるのか。これは答弁をいただいてから質問すればいいのかもしれませんが、かなり災害等も発生をしておるわけなので、そういう点では重なってどうかということはないかもしれませんが、十分に考慮して、当然、一定の道路維持はしていけないけんのんですが、その点の内容についてお尋ねします。

それから災害復旧については一般質問でもお尋ねをしてまいりましたが、49ページですかね、3年農業災害復旧費、これらの中には入らないのかもしれませんが、40万円以下ですかね。これらについても一定に進めていくということでしょうが、この約2000万ですか、2000万でどの程度の復旧を考えておられるのか。これらの点についてお尋ねします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 初めに39ページの道路維持修繕工事についてご説明いたします。7月と8月に豪雨災害がございまして、これの災害復旧以外のもの、土砂撤去でありますとか、側溝の土砂撤去、こういった簡単なものにつきましては、道路維持修繕工事の上に計上しております路線委託のほうで対処しておりますが、それ以外のもの、災害復旧に満たない修繕であるとかですね、それから経年劣化によります災害とは関係ございませんけれども、経年劣化によります舗装の修繕、こういったものがまた長雨によりまして傷みが顕著になっておりますので、こういったものへの対応ということで予算を計上しております。主なものとしましては世羅中央線、ふれあいロードの黒川、ちょっと大規模に舗装が傷んでおりますので、こちらの修繕を早期に行っていきたいと、といったものが主な修繕工事の内容でございます。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。49ページの災害復旧費の工事請負費1800万円でございますが、これにつきましては7月豪雨災害の災害復旧でございます。内容は農地の3件でございます。8月災害復旧について

は今後また上程を考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 59 号 令和 3 年度世羅町一般会計補正予算（第 4 号）は 原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 60 号 令和 3 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○町長（奥田正和） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 25 ページをお開きください。

議案第 60 号

令和 3 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 8 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 115,322 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 1,788,572 千円とするものでございます。

歳入は、県支出金 10 千円、繰越金 116,841 千円を増額し、繰入金 1,529 千円を減額するものでございます。

歳出は、総務費 2,928 千円、保険給付費 10 千円、基金積立金 50,000 千円、諸支出金 1,221 千円、予備費 61,163 千円を増額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 基金積立金について 12 ページですか、5000 万についてお尋ねをしたいと思うんですが、自治体によってはコロナの影響もあるかもしれませんが、引下げの動きが一定にされ、いろいろ国の医療費が増加をする中で、どうかというような考え方あるようですが、広島県の状況を、そこで定められた保険税ですか、負担をしていくという運営が県ということで、今後、保険料も統一をしていくという方向にあるわけですが、そうした中で、自治体によって考え方いろいろあるんですが、できるだけ適切な基金がどのくらいかわかりませんが、保険負担の軽減の努力をされているんじゃないかと思うんですが、そういう点とこの積立金。また同じように余ったからどうか知りませんが、次のページで 6100 万円の予備費にして、万一の場合には使うということでしょうか、どのようにお考えか、お尋ねします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。まず基金積立金でございます。今回の積立により国保の基金約 3 億円となります。この基金の運用ですが、今回、保険事業の実施に対する交付金が不足した場合、また適正な賦課、国保税の適正な賦課をしたにもかかわらず収納率が低下したとか、災害などで収納が少なくなったときに財源として活用をしてまいりたいと考えております。この収納不足などで財源不足となった際には、基金を保有していない市町

では県の基金を借り受け運用することができます。しかしこの県の基金を借り受け運用した場合、翌年度に国保税に上乘せをして賦課をし、翌年度の国保税率を大きく上げることにもなりますので、現在世羅町で保有する基金のほうで財源不足の際には活用してまいりたいと考えております。

14 ページ予備費につきましては、今回、前年度決算剰余金の内、前年度精算金とこの基金積立金を除いた額を計上させていただいております。

今後まだ県交付金の精算が発生してまいります。またコロナの影響など考慮した結果、令和3年度の国保税率も据え置きとしており、所得減少や収納率の低下などそういったものを見込む中で税収のほうも減少し、県への納付金の支払いに不足が生じた場合などの財源として保有をさせていただきたいと考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第60号 令和3年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） は 原案のとおり可決されました。

ここで換気のための休憩を取りたいと思います。再開は4時05分といたします。

休 憩 15時53分

再 開 16時05分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第 21 議案第 61 号 令和 3 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第 1 号） を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 26 ページをお開きください。

議案第 61 号

令和 3 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 8 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 2,746 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 573,812 千円とするものでございます。

歳入は、保険料 187 千円、繰越金 4,036 千円を増額し、繰入金 1,477 千円を減額するものでございます。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金 6,073 千円、諸支出金 162 千円を増額し、総務費 3,489 千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質

○議長（米重典子） 疑に入ります。質疑ありませんか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 10 ページの保険料納付金についてお尋ねしたいと思うんですが、納付金は一定に医療費との関係もあるんじゃないかと思うんですが。広域連合の運営の状況等もどうなっているかわかりませんが、そこら辺と、今後の負担、当初予算に比べて約 2 億円ですか、になっておるわけですが、この

医療費の動向、そして最後のページ、11ページになるんですか。一般会計だったんですかね、諸支出金についてお尋ねします。

○健康保険課長（宮崎満香） （挙手）

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香）お答えいたします。10ページの保険料納付金でございますが、こちらにつきましては、令和2年度に概算で納付をしましてまいりました。令和2年度に保険料として納付を受けたものを精算で広域連合のほうに納付を行うため増額補正をしております。

そして一般会計への繰出金16万2000円でございますが、こちらは令和2年度の剰余金の内、保険料として今回納付をいたします金額、そういったものを除いた額を一般会計のほうに戻すものでございます。差し引きをした結果16万2000円を一般会計に戻すということになります。

医療費の動向につきましては、1人あたり医療費費用額になりますが、こちら令和元年度が約90万円、令和2年度は1人あたり約86万円。県全体でみると、106万円という状況でございます。県全体でみると世羅町の医療費は若干低い状況にはございますが、広島県全体でみたときの1日あたりの医療費は全国的にも見ても高いという状況でございます。今後も被保険者数は現在少しずつ減少はしてきておりますが、医療費のほうは引き続き高い水準で移行するものと思われまますので、広域連合のほうと連携し医療費の適正化のほうに努めてまいりたいと考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 61 号 令和 3 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第 1 号） は 原案のとおり可決されました。

日程第 22 議案第 62 号 令和 3 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号） を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 27 ページをお開きください。

議案第 62 号

令和 3 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 8 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 104,511 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 2,726,967 千円とするものでございます。

歳入は、支払基金交付金 1,350 千円、繰越金 105,613 千円を増額し、繰入金 2,452 千円を減額するものでございます。

歳出は、総務費 525 千円、基金積立金 61,288 千円、諸支出金 45,676 千円を増額し、地域支援事業費 2,978 千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 10ページの基金についてですが、6000万円の積立をするということで、この会計だけではないんですが、必要最小限の負担求めて運営をしていくのが基本なんで、これらを積み上げてどのように基金になるのか。

それと併せて次のページの償還金ですが、予定より少ないサービスですか、介護保険の支出が少ないということで3000万円余り返すということになるんかと思いますが、それと、先ほどもお尋ねしたんですが、1611万円の繰出ですね、これは当初のあれがよくわからないんですが、繰入金、一般会計繰入金8000万が減ってくるということになるんかなと思うんですが、その辺はどのような会計処理なのかお尋ねします。

○福祉課長（釣井勇壮） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（釣井勇壮） それでは介護保険特別会計の10ページ、基金積立金についてご説明申し上げます。6128万8000円の内、当初2年度のほうです、積立を予定をしておりましたが、コロナ感染拡大によって3年度のほうにも影響が及ぶであろうということで、一旦基金の積み立ては計上しておりましたが、しておりませんでした。それと合わせて令和2年度分の最終的な決算、精算によりまして、出た額が合わせてこの額となっております。現在、介護給付費の準備基金のほうは令和2年度末で2億2500万円余り積立額がありますので、これはあくまで補正予算であります、最終的にこの額を積み立てますと、約2億9000万弱の額となります。将来にわたって、これまでもご説明申し上げておりますとおり、この先では令和7年には団塊の世代の方々が75歳以上の後期高齢者を迎えるとなり、またですね、その先ではありますが、団塊ジュニアの世代も65歳という高齢者世代を迎えるということもこの先出て来ます。現在ご負担いただいております保険料がこの先で急激に上がらないのを見越して準備基金のほう、積み立てております。今後ですね、動向をみながら介護保険のほう、制度のほうをですね、サービスが行き渡るように運営してまいりたいと考えております。

続きまして12ページの償還金につきましては、と繰出金、町負担分関連がありますので、一緒にご説明させていただきます。償還金は2956万4000円。

一般会計のほうへ繰出す金額は 1611 万 2000 円となっております。こちらはいずれも令和 2 年度の介護保険事業の精算によりまして出た、いわゆる余剰の額でございます。

償還につきましては、精算によりまして国庫負担金としていただいておりますので、そちらの部分を返還するということになっております。

また町負担分につきましては繰出し金のほうで調整をしていくということになります。

なお決算状況をみますと、令和元年度と令和 2 年度、大まかな数字ではありますがすけれど、保険給付費の総合計が令和元年度は約 22 億 8700 万円、令和 2 年度につきましては、22 億 9900 万円と、額は太いわけなんですけど、大きく変わっておりません。こちらにつきましては、令和 2 年度コロナということで、少しこういったサービスの利用が増えるのではなかろうかと思っておりましたが、急激な増加には至っておりません。まだまだ先は見えない状況なんですけど、コロナの感染状況も踏まえて一番は介護予防の事業も大事でありますので、併せてですね、取り組みをしてまいりたいと考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑ありませんか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 62 号 令和 3 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号） は 原案のとおり可決されました。

日程第 23 議案第 63 号 令和 3 年度介護サービス事業特別会計 補正予算

(第1号) を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長(矢崎克生) 議長。

○議長(米重典子) 財政課長。

○財政課長(矢崎克生) 議案28ページをお開きください。

議案第63号

令和3年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

令和3年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出する。

令和3年9月8日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ794千円を増額し、歳入歳出それぞれ9,029千円とするものでございます。

歳入は、繰越金794千円を増額し、歳出は、諸支出金794千円を増額するものでございます。

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 63 号 令和 3 年度介護サービス事業特別会計 補正予算（第 1 号） は 原案のとおり可決されました。

日程第 24 議案第 64 号 令和 3 年度世羅町農業集落排水事業特別会計 補正予算（第 1 号） を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 29 ページをお開きください。

議案第 64 号

令和 3 年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 8 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 2,679 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 56,358 千円とするものでございます。

歳入は、繰越金 2,813 千円を増額し、繰入金 134 千円を減額するものでございます。

歳出は、総務費 2,679 千円を増額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 10 ページの工事請負費でマンホールとかいうご説明あり

ましたが、内容について、財源的な問題もあってこういう状況になったんかもしれませんが、残りはいくらだったですかね、一般会計 13 万円ですか、なっておるわけですが、どういう経緯の中で工事を行うのか、150 万についてお尋ねします。

○上下水道課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（升行真路） それでは 4 番 矢山議員のご質問でございます。農業集落排水事業、補正予算書 10 ページの工事請負費 150 万についてご説明いたします。こちらにつきましては、まずマンホールまわりの舗装修繕工事について 120 万円。これは県道吉舎豊栄線の農業集落排水のマンホール 3 箇所の周囲が沈下をしております、大型車両などが通過をする際にかなり音がするというので、地域の住民の方からいただきましたので、早急に修繕をする計画としております。残りの 30 万円につきましてはピュアラインせらにし、処理施設でございますが、ここのナンバー 2 の散水ポンプの電動弁の修繕にこの 30 万円を充てるものでございます。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 沈下言うちゃったんですかね。相当年数が経ったけえ下がるいうのもわかるのはわかるんですが、地盤がやおいということなんです？原因はどうなんですか。

○上下水道課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（升行真路） 原因につきましては、今、矢山議員がご指摘いただきましたようにやはり経年によるものではないかというふうに考えております。もともとの路盤が県道でございますので、そんなに下が柔らかいということは考えにくいということでございますので、やはりそこができてからの経年による沈下でそういった形になっているのではないかというふうに認識をしております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 64 号 令和 3 年度世羅町農業集落排水事業特別会計 補正予算 (第 1 号) は 原案のとおり可決されました。

日程第 25 議案第 65 号 令和 3 年度世羅町上水道事業会計 補正予算 (第 1 号) を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長 (升行真路) 議長。

○町長 (奥田正和) 上下水道課長。

○上下水道課長 (升行真路) 議案 30 ページをお開きください。

議案第 65 号

令和 3 年度世羅町上水道事業会計補正予算 (第 1 号)

令和 3 年度世羅町上水道事業会計補正予算 (第 1 号) を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 8 日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

収益的収入 315 千円を増額し、収入 368,585 千円とし、収益的支出 324 千円を増額し、支出 439,709 千円とするものでございます。

収入は営業収益 649 千円を増額し、営業外収益 334 千円を減額し、支出は営業費用 315 千円、特別損失 9 千円を増額するものでございます。

資本的収入 34,400 千円を増額し、収入 254,650 千円とし、資本的支出 52,872 千円を増額し、支出 311,150 千円とするものでございます。

収入は企業債 34,400 千円を増額し、支出は建設改良費 52,872 千円を増額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

矢山議員申し訳ありません。ここで時間延長をしておきます。

時間延長 16時48分

○4番（矢山 武） 9ページの委託料についてお尋ねしたいと思うんですが、配水管等はいろんな事情で設計をしなくちゃならんということがあるんかと思うんですが。広域になっていくという中で、一定の説明があったかもしれませんが、さかえ浄水場の取水施設更新というのがあるわけですが、これは設計をしてみないと金額はわからんのだと思うんですが、委託料を積算するにはね、一定の見込みがあるんじゃないかと思うんですが、ほかの3つは結構ですが、そこら辺の設計業務の金額、また考え方をお尋ねします。

○上下水道課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（升旗真路） 補正予算書9ページの資本的収入及び支出の委託料の部分でございますが、この委託費の経費に関しましては、基本的にどの位委託料がかかるかということについては積算をさしていただきまして、その内のその地区に関して数量に関して、いくらかかるかということをはじき出して積算をしているものでございます。

今後、先ほども議員のほうからご指摘ありました、さかえ浄水場の取水施設の更新業務をはじめ、この内3件、1件に関しましては次年度を計画しております下水道管の布設替えによります、布設替えの設計業務でございますが、賀

茂地区、町道弁城線、さかえの浄水場の取水施設、これに関しましては、今後の統合に向けた取り組みの中で必要となってくる事業というふうに認識をして、今回補正予算を挙げさせていただいているものでございます。

▼【矢山議員：「さかえ浄水場の見込み額、設計業務の金額」】

○上下水道課長（升行真路） はい。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（升行真路） たいへん失礼いたしました。

さかえ浄水場の取水施設更新業務に関しましては、1839万2000円でございます。

▼【矢山議員：「内容、設計の」】

失礼いたしました。このさかえ浄水場の取水施設更新業務につきましては、現在第2水源、芦田川から取水できる1000トン部分、こちらにつきまして新たに確保していかなければならないということで、現在検討しておりますのが、島矢橋付近から羽場崎井堰、尾道松江線の世羅インター付近までですが、あのどちらか2点のうちのどちらかで施設整備を計画するものでございます。これにつきましては、現在、山田川ダムから取水をしております導水管のルートこれにのせてできる限り安価で取水施設を建設するというで現在検討を進めておるものでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第65号 令和3年度世羅町上水道事業会計補正予算（第

1号) は 原案のとおり可決されました。

日程第 26 議案第 66 号 令和 3 年度世羅町公共下水道事業会計 補正予算
(第 1 号) を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長(升旗真路) 議長。

○議長(米重典子) 上下水道課長。

○上下水道課長(升旗真路) 議案 31 ページをお開きください。

議案第 66 号

令和 3 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)

令和 3 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 8 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

収益的収入支出それぞれ 5,555 千円を増額し、収入 217,111 千円とし、支出 250,034 千円とするものでございます。

収入は営業外収益 5,555 千円を増額し、支出は営業費用 5,555 千円を増額するものでございます。

資本的収入支出それぞれ 3,807 千円を増額し、収入支出それぞれ 219,766 千円とするものでございます。

収入は負担金 3,807 千円を増額し、支出は建設改良費 3,807 千円を増額するものでございます。

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○4番(矢山 武) (挙手)

○議長(米重典子) 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 最初に3ページの下水道施設管理費650万ということで当初8752万円を予定をして、9400万あまり増額ということですが、その理由について。

それからもう1点は、9ページの中で、これも質問としては先ほどのような必要な工事について積算をするために必要だということですが、次の年度に工事予定だと。先ほども同じようなことをお聞きしたんですが、この委託料の380万について、どういう積算の基に金額をはじいておられるのか、再度お尋ねします。

○上下水道課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（升行真路） お答えをいたします。まず650万円の増額分でございますが、こちらにつきましては、この下水道関係につきましても先ほどの農業集落排水事業と同様にですね、この650万円の250万円部分についてマンホールが下がっておりましてこれの修繕工事に充てたいと思います。場所は5箇所、小世良、甲山、西上原、川尻、本郷地区でございます。

400万につきましては川尻にあります処理施設のぼっ気プロアの修繕95万7000円。OD槽水中攪拌機の修繕128万円、脱水装置のシリンダー効果176万3000円の合計400万円でございます。先ほどのマンホールとマンホールの修繕と合計いたしまして650万円でございます。

次に資本的支出の委託料、今東地区の下水道管新設工事の積算業務でございますが、こちらにつきましては、3工区合計で380万7000円。これにつきましては、工事費によりまして、下水の函渠ということで、工事費によってこの積算業務の金額というものが決まっております。

1工区につきましては、126万9000円ございまして、工事費の見込みが7100万円から9300万円の間、この枠の中で下水の函渠ということで126万9000円でございます。

2工区につきましては134万9000円ございまして、工事費の見込みが9300万円から1億2300万円の間ということで134万9000円でございます。

3工区につきましては118万9000円ございまして、工事費の見込みが5300万円から7100万円ということで、工事費の額によって、すでに積算の金

額というものが決定をしておりますので、この表にあてはめて今回積算を予定
をしておるところでございます。

ほかに質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 66 号 令和 3 年度世羅町公共下水道事業会計 補正予算
(第 1 号) は 原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお次回の本会議は 9 月 22 日 午前 9 時から開会いたしますので、ご参集
願います。

(起立・礼)

閉 会 17 時 08 分

【 9 月 22 日 議案審議 4 日目 】

開 会 9 時 0 0 分

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第 1 発議第 2 号 世羅町議会の委任による町長の専決事項の指定についての一部改正について

提出者から提案理由の説明を求めます。

○11 番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11 番 山田睦浩議員。

○11 番（山田睦浩） 発議第 2 号 世羅町議会の委任による町長の専決事項の指定についての一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

令和 3 年 9 月 22 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 世羅町議会議員 | 山田 睦浩 |
| 賛成者 | 同上 | 高橋 公時 |
| 賛成者 | 同上 | 上羽場幸男 |
| 賛成者 | 同上 | 上本 剛 |
| 賛成者 | 同上 | 向谷 伸二 |
| 賛成者 | 同上 | 田原 賢司 |
| 賛成者 | 同上 | 藤井 照憲 |
| 賛成者 | 同上 | 松尾 陽子 |
| 賛成者 | 同上 | 徳光 義昭 |
| 賛成者 | 同上 | 久保 正道 |

提案理由でございます。

行政事務の迅速性、効率性を図るため、地方自治法で定める普通公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、世羅町議会の委任による町長の専決事項の指定についての一部改正について議会の議決を求めるものでございます。

裏面をお開きください。

世羅町議会の委任による町長の専決事項の指定についての一部改正について

世羅町議会の委任による町長の専決事項の指定について（平成 24 年世羅町議決）の一部を次のように改正する。

本則第 5 号後段を削り、本則に次の 1 号を加える。

(6) 町の金銭債権に係るもので、訴訟物の価格が 60 万円以下の訴えの提起（民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 383 条の規定による支払督促の申立てにより請求する場合で、同法第 395 条の規定により適法な督促異議申立てによって当該督促異議に係る請求が訴えの提起とみなされるものを含む。）、調停及び和解に関すること（前号に規定するものを除く。）。)

附 則

この専決事項の指定は、議決の日の翌日（令和 3 年 9 月 23 日）から施行する。

提案理由については以上でございます。

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 専決について、全協の中でも申し上げたんですが、町長の判断で一般的に専決の場合は後、議会の議決がいるんですが、これらについて仮に否決にされたら無効になるとかいうものでもありませんし、私はこれまでどおりを基本として執行されることが、ここで軽易な云々というように述べられておりますが、60 万円以下は仮に専決をされると、一般的な審議にはなら

ずに、専決を行ったという報告で終わりになるわけで、詳しく経緯、この支払督促の状況は、またこうした督促の意義の申し立てによって云々ということに対してもですね、議会としてのチェックは全協ではできますが、十分な対応はきかないというように思うんですが、今までとこの専決事項の指定によってどのように変わるというようにお考えでしょうか。

○11番（山田睦浩） はい。

○議長（米重典子） 11番 山田睦浩議員。

○11番（山田睦浩） 先ほど提案理由でも述べさせていただきましたように、行政事務の迅速性かつ効率性を図るためという風に考えております。また内容につきましても裏面のほうに（6）として追記させてもらったものがより行政事務の迅速性を図るものと考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

従って、発議第2号 世羅町議会の委任による町長の専決事項の指定についての一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第67号 令和3年度世羅町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 1 ページをお開きください。

議案第 67 号

令和 3 年度世羅町一般会計補正予算（第 5 号）

令和 3 年度世羅町一般会計補正予算（第 5 号）を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 22 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 10,729 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 11,546,398 千円とするものでございます。

歳入は、分担金及び負担金 505 千円、県支出金 1,224 千円、繰入金 9,000 千円を増額するものでございます。

歳出は、災害復旧費 10,891 千円を増額し、予備費 162 千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 最初に 8 ページの分担金についてお尋ねしたいと思いますが、激甚災等の指定が正式に決まっているかどうか知りませんが、伴って負担割合は軽減をされるんじゃないかというように期待をしとるわけですが、予算計上については、どのような負担割合なのか。

それからこれは歳出に主に関わるわけですが、農災の現状での負担金、全然把握をしてないんですが、負担金によって復旧を取りやめるという例もいつもの災害であるわけですが、そうした点の状況と、本年度、どの程度の復旧を見込んでおられるのか。ここで県の補助金 122 万円ということですが、全体、現時点での復旧全体の事業費というんですか、災害を予定をしておるのか。災害にかからない件数も一定数あるんじゃないかと思うんですが、そこら辺はどの

ような認識でおられるのか。

またここで次のページ、次ページで、災害復旧費ということで設計業務を委託をされる 1000 万円、詳しいことは結構なんですけど、大まかにどのような設計委託を考えておられるのか、以上の点についてお尋ねします。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。まず 8 ページの災害復旧費の分担金でございますが、これにつきましては世羅町分担金条令に基づきまして、農地の場合 25%、施設の場合が 10%の分担金をお願いをしているところでございます。

激甚災害の指定につきましては、一般質問等でも答弁させていただいたんですが、まだ決定をされておりません。たぶん決定はするという見込みという発表があったので、25%と 10%で依頼をしております。

次ページでございますが、県支出金が 122 万 4000 円、これにつきましては事業費は工事費が入っておりません。この災害設計にかかるものでございます。委託料の内訳でございますが、測量設計業務、これは査定設計書の作成でございます。査定に臨むための設計書で、農地 13 件、施設が頭首工でございますが、1 件でございます。

その下の設計業務、230 万 7000 円、これにつきましては、査定を終えた後、実施設計における設計業務でございます。

負担金の増減によって取りやめがあるのではないかという質疑でございますが、これにつきましては今回も査定を受けるまでに、実際にこの程度の分担金が必要でございますと。今の 25%、10%でお話をしているんですが、これの納入が可能であれば、次の段階へ進みます。査定を受けますよという話をしておりますので、今回挙げている 13 件と 1 件については取りやめることはないという事で考えております。

工事費につきましては、査定修了後に確定をすることになりますので、現在のところ未定でございます。また今年度中の災害復旧につきましてもこの査定終了後に考えていきたいと、このように思っております。

○4 番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 状況についてわかる範囲でという事でお尋ねしたんですが、全体的に先ほど答弁いただいたように、農地について25%ということになれば、工事金額がわからないにしても100万円かかれば25万円の負担を覚悟しなくちゃならんというか、いるかもわからないということで、そういうことになる、本人として激甚災として直したいという気持ちがあっても、負担金が多いのでやめられるということで、ますます農地が荒廃農地になっていく恐れがあるというように思うわけですが、箇所数、正確には把握しておらんのですが、生活道路等が崩壊してね、かなり田んぼへ影響が出ておる例も見受けられるんで、それは農災にはならないんかも知れませんが、やはりできるだけこうした災害に伴って耕作をやめるということが、ないような、限度はありますが、対応が望ましというように思うんですが、全体的に今年度でおおよそいいんですがね、13件と1件の施設ですか、それらは全体の災害の中でのおよその割合がわかればお尋ねします。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えいたします。議員おっしゃられるように、激甚災害の指定を受けた後にですね、農家の皆さんに負担率がこれくらいになったので災害復旧されますかという話しができればいいんですが、査定が待っておりますので、その前に職員によりまして簡易な測量をし、概々算をはじき出して、それによって25%と10%の負担をお願いしておるというのが現状でございます。可能であれば、激甚災害並みの負担金のお話しをしたいんですが、あてにならない話になりますので、これについてはやっぱり指定を受けるまでは25%と10%、条令に基づいたまんま執行するというものでございます。

それから今年度の執行はということでございますが、今年度中には査定を受けて、実施設計を組んで、補助率等がすべて確定するんで、可能であれば全件を入札には出したいという風には考えております。以上です。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○7番（藤井照憲） （挙手）

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 先ほどの答弁をお伺いしとってですね、ちょっと疑問に感じてお伺いいたします。

この負担金、災害復旧費の地元負担金というのを組んであります。この説明の際にですね、これは地元の了解が取れて、これを担保して事業執行すると、このように言われました。まちがないでしょうか。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。まちがいございません。

○7番（藤井照憲） （挙手）

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 察すれば、次に災害の査定業務というので、測量、実施設計とこういうのがあって、実施設計についてはこれは先ほどの地元の負担金、この部分だと察するわけです。じゃけど、査定業務、これらがですね、今おっしゃられたやり方でいきますと、地元負担があるかないかわからないのに、査定だけ受けて、査定受けて地元に行って了解取れたらかかると。そしてら査定業務そのものが無駄なお金をここへのつとるという風に見えるんですよ。査定の測量はやりました。地元へ入ったらもう耕作せんからええと。これは不要なお金を投資したことになると思うんです。今言われたように、了解が取れたものの金を先に積んで、入ったら工事をやりますと、こういう考えでいくと、この査定業務はからでやるということになるんですよ。

そうすると、これは一般財源が充てられて、財政調整基金を取り崩して実施するわけですけど、無駄なものが入っていると。これを承知で予算組まれているんかどうかお伺いします。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。査定を受けた後にはございません。査定を受ける前、災害が起きて電話などがかかってきたりとか、本人来られて、何とかみてもらえんかどうかという話があった後に、現場のほうへ行って、測量をし、測量というのは私ら職員がするわけなんです、そこ

で大体これくらいかかるんでしょうねという話で、それでもやりますというのを担保として、設計書を作成していただくということになりますので、査定設計書を作って査定に臨んだ後ということではございません。それと査定を受けたときにですね、これは査定でございますので、もしかするとそこで切られたりとか、落とされたりとかいうことがあるかもしれません。その場合にはなくなる可能性はございます。

○7番（藤井照憲）（挙手）

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） それじゃあ、もう少し具体的にお伺いしますとですね、査定、今年度の査定っていうのは11月頃からやると伺ってます。農家の判断がこれに間に合わなかった場合、今年度の査定はもうないと理解するのが正しいんでしょうか。それはもう2度と災害復旧では拾わないと。対象外ですよ。自前でやってくださいと。こういう話になるんですよ。要は災害起きて査定までの短期間に農家は復旧するか、復旧しないかの判断があって、その判断に迷うことなくやらないと町は相手にしませんと。息子が帰ってきて相談してみないけんとかね、さまざまな状況がある。しかし査定が起こるまでに判断してくれなかったら知らんと。こんな冷たい行政はしてはいけんと思うんですよ。町が今、米価も下がり、後継ぎもままならないときにどんどん耕作放棄地が増える。これを町が支援したんではいけんでしょう。その辺の助けるという方法は何かあるんですか。

○産業振興課長（大原幸浩） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原幸浩） お答えをいたします。おっしゃられるように、うちの若いもんが戻ってくるまでちょっと、ようわからんのんじゃというようなことがあるやもしれませんが、基本的には災害が起きてから県へ報告をして、県のほうも取りまとめによって、県というのはここであれば福山の農林でございますが、それを県内西部農林、北部がまた取りまとめて広島県として災害報告を国のほうへ挙げるということでございますので、査定を受けるまでに一定の決定は必要でございます。これにつきましては、極端に今起きたんで、30分以内に答えをくださいというようなことはないんですが、数日の内にはや

るかやらないかを、これを決めていただかないと前に進めないということでございます。それを冷たい行政と言われると、行政の仕組みでございますのでその部分については、致し方ないと、このように思います。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

従って、議案第 67 号 令和 3 年度世羅町一般会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 50 号 令和 2 年度世羅町一般会計 歳入歳出決算認定について から、日程第 11 議案第 58 号 令和 2 年度世羅三原斎場組合一般会計 歳入歳出決算認定について までの「9 件」を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案「9 件」については、決算審査特別委員会に付託してありますので審査の結果について、委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（藤井照憲） 決算審査特別委員会審査報告をいたします。

令和 3 年 9 月 22 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

決算審査特別委員会

委員長 藤井 照憲

決算審査特別委員会審査報告

9月8日の本会議において本委員会に付託された、議案第50号から議案第58号までの9件の議案審査の経過及び結果について、会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の審査】

- 1 開会日 令和3年9月8日（水）17時15分開議
- 2 開会場所 世羅町議会議場
- 3 出席委員 高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、矢山 武、向谷伸二、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、久保正道、山田睦浩、（米重議長）
- 4 審査事案
 - （1）委員会条例第8条による正副委員長の互選を行った。
（互選結果は、委員長：藤井照憲委員、副委員長：徳光義昭委員）
 - （2）決算審査に関する資料要求項目の確認を行った。（要求項目：26項目）

【開会中の審査】

- 1 開会日 令和3年9月15日（水）、16日（木）
- 2 開会場所 世羅町議会議場
- 3 出席委員 藤井照憲、徳光義昭、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、矢山武、向谷伸二、松尾陽子、久保正道、山田睦浩、（米重議長）
- 4 説明者 町長・副町長・会計課長・総務課長・財政課長・企画課長・税務課長・子育て支援課長・健康保険課長・福祉課長・町民課長・産業振興課長・商工観光課長・建設課長・上下水道課長・せらにし支所長
教育長・学校教育課長・社会教育課長
代表監査委員、議選監査委員
- 5 審査事案
 - （1）議案第50号 令和2年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について
 - （2）議案第51号 令和2年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

認定について

- (3) 議案第 52 号 令和 2 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について
- (4) 議案第 53 号 令和 2 年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (5) 議案第 54 号 令和 2 年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (6) 議案第 55 号 令和 2 年度世羅町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (7) 議案第 56 号 令和 2 年度世羅町上水道事業会計決算認定について
- (8) 議案第 57 号 令和 2 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について
- (9) 議案第 58 号 令和 2 年度世羅三原斎場組合一般会計歳入歳出決算認定について

6 審査概要

本委員会に付託された議案第 50 号から議案第 58 号までの 9 件の議案に関し、当委員会を 9 月 15 日・16 日の 2 日間開会し、令和 2 年度 9 会計の決算の質疑を中心として審査を行ったものでございます。

(1) 9 月 15 日（水）午前 9 時～

令和 2 年度予算に計上された貴重な財源がどのような形で、町民全体の福祉の向上・町の発展に活かされたかを審査の視点に置き、提出された令和 2 年度歳入歳出決算についての「町長の概要説明（提案理由の説明）」及び、「監査委員の決算審査意見、財政健全化審査意見書、経営健全化審査意見書」に関する質疑を行ったところでございます。

次に、一般会計歳入全般について、続いて一般会計歳出の議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況に関する報告書及び、主要施策の成果報告書に関する質疑を行ったところでございます。

(2) 9月16日(木)午前9時～

9月15日に続き、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療制度特別会計、介護保険事業特別会計、介護サービス事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の5会計について、一括して質疑を行っております。続いて、公営企業会計の上水道事業会計、公共下水道事業会計及び、世羅三原斎場組合一般会計の3会計に関する質疑を行った後、総括質疑を行っております。

(3) 審査で出された意見等

決算審査を通して委員からは、補助金の受入れ事務手続き及び事業執行に係る会計制度の職員への周知徹底、歳入歳出予算の適正な管理、事業者の撤退に伴う指定管理料の返還、畜産臭気対策など事務事業に関する疑問点と合わせ、財政運営の現状と今後の見通し、税金及び使用料等の不納欠損にならない取り組みの推進並びに、高齢化の中で自治センター活動を維持する考え方等に関する質疑が行われたところでございます。

総括質疑においては、主要施策成果報告書の改善要望、コロナ禍に於いても町の適正な支援のあり方、議会軽視にならない丁寧な説明、人件費総額の適正管理、事業見直しへの取り組み、将来展望に基づくまちづくり等、執行部の着実な取り組みの必要性に関する質疑が出されところでございます。

その後、本委員会に付託された9会計の決算について、委員会としての採決を行ったところでございます。

7 審査結果

各会計の決算等に対する質疑を終え、採決を行った。また、決算認定に関し委員会として3項目の意見を付すことを決定しました。付帯意見は別紙にございますので、裏面をご覧ください。

令和2年度決算審査付帯意見

(1) 歳入において収入未済額、不納欠損額が依然として見られる。納税や負担金などの公平公正を図るために、これまで以上の収納に努められたい。

(2) 主要施策成果報告書の作成にあたっては、事業ごとに実績値、財源など事業効果が分かるように作成されたい。

(3) 決算審査の過程において指摘した事項については、十分留意し公平公正な執行に努められたい。以上でございます。

元に戻ってください。審査結果でございます。

| 事件の番号 | 件名 | 審査の結果 |
|--------|-----------------------------------|-------------------|
| 議案第50号 | 令和2年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について | 認定すべきもの (賛成多数) |
| 議案第51号 | 令和2年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について | 認定すべきもの (賛成多数) |
| 議案第52号 | 令和2年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について | 認定すべきもの (賛成多数) |
| 議案第53号 | 令和2年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について | 認定すべきもの (賛成多数) |
| 議案第54号 | 令和2年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について | 認定すべきもの (賛成全員) |
| 議案第55号 | 令和2年度世羅町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について | 認定すべきもの (賛成全員) |
| 議案第56号 | 令和2年度世羅町上水道事業会計決算認定について | 認定すべきもの (賛成全員) |
| 議案第57号 | 令和2年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について | 認定すべきもの (賛成多数) |
| 議案第58号 | 令和2年度世羅三原斎場組一般会計歳入歳出決算認定について | 認定すべきもの (賛成全員) |

以上、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（米重典子） 以上で、決算審査特別委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

議案第50号 令和2年度世羅町一般会計 歳入歳出決算認定について 討論は、ありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

委員長報告は 認定すべきもの でありますので、まず本案に対する反対討

論の発言を許します。反対討論で。

○4番（矢山 武） 採決にあたりまして、決算認定に5会計について反対の討論を併せて行わせていただきます。

一般会計、特別会計の国保、後期高齢者、介護の3特別会計と公共下水企業会計の決算認定に反対をいたします。

コロナは、5波については一定に陽性患者が少なくなる傾向にはありますが、今後更に6波が来るのではないかということも言われ、完全に終息をしていくという状況にはないと思います。経済に対する影響は、更に今後も続くと思われまして、また、全国では陽性の方の自宅療養も多い状況が続いておる状況にあります。

こうした中で、全国的に公的病院の再編が進められており、医療を守ることが自治体のより重要な役割となっておるところであります。こうした中で、町民の暮らしはマクロ経済スライドによって年金が下がる中で、国保税あるいは後期医療者医療保険料、介護保険料などは、改定ごとにサービスが増えると負担も増えるという状況で、上がる状況が続いておるところであります。こういうことになると、収入は下がるし、負担は増えるということで、今後の暮らしはますます厳しくなろうとおるところであり、こうした点ではいくつかの問題を申し上げたいと思いますが、何と言っても今の町民の暮らし第一に、また福祉、命を守る町政が求められているところであり、町民の声に沿った町政を考えるべきであり、コロナ対策についてもたいへん不十分であります。そして農業、商工業を守る対策についてもこれまで一般質問、その他で繰り返し改善を求めたところあります。

国においても食糧需給率が下がり続ける中で厳しい農業を守るために家族農業への支援を強めるべきであるということもたびたび要求をしてきたところあります。国の農政に沿って小さい農家を切り捨てていく。構造政策を推し進めていく。こういう農政に沿って世羅町でも農業施策が進められておる状況あります。私はこのような農政ではなくて、農業が続けられる、多くの農家の皆さんへの支援をもっと強めて、農業で一定に頑張られる対応を早急にすべきであります。これまでの対応を抜本的に変えて、農業や地場産業などの支援を強めていく、このことが重要であります。

3点目は、長引くコロナの中で町として自粛に対する一定の対応はされておるわけでありましたが、命と暮らしを守る、そういう町政をこれまでも繰り返して求めてきたところでありましたが、こうしたなかで全協において年寄りへのわずかの支援も取り下げられたところでありましたが、私はこうした緊急事態宣言の中で、きちんとした支援を早期に実施をしていくことが営業や、あるいは町民の暮らし守るといふ点でもたいへん重要な問題であり、また地方創生交付金等の活用も限られているわけでありますから、タイミングを逃がさないように、また昨年度も十分ではありませんでしたが、医療を守る対策、そして町民の暮らしを守る対応、感染防止対策と併せて町政の在り方を今、どうあるべきかということを実際に考えなくてはなりません。可能な具体化を急ぐ必要があると私は考えるところであります。

4点目は、各保険料の引き上げに反対をし、一定額の一般会計と、そして各会計の基金の取り崩しによって負担の引き上げ抑えるべきであります。来年度は後期高齢者医療保険の負担が2割になるということで、大幅な負担増が今後待ち受けております。こうした中でお年寄りの方が医療が十分に受けられなくなる心配があるところであります。町民の暮らしを守る町政は町民の暮らしを守る防波堤として、厳しい財政状況にはありますが、私は更に頑張るべきであると考えているところであります。

財政について少し触れますと、一般会計について、起債残高を3億円あまり減らし、基金額は一定に維持をしておる状況にあり、今後のコロナの影響が心配をされる状況にはありますが、住民要求に応える町政を財源を考えながら充実を図るとともに、特に起債の中では、これまでも一貫して述べておられる地方交付税の措置がされる起債がほとんどを占めるという状況であり、臨時財政対策債などが半分近いという、その金も100%が返還、借金について、元利について国が交付税措置をするということになっており、借金を減らしていくということも必要ではありますが、まちづくり振興基金の今後の活用を考えながら、可能な施策を実施を求めるところであります。

最後に5点目として公共下水について申し上げます。いよいよ令和5年の完了をめざして工事が進んでおるところであります。この今年を含めて3年間の仕上げは今後の収支計画、基本的な考えをきちんと行政として考えを決め、町

の運営の今後、そして関係者の理解を得る必要があります。こうしたことでこれまでも繰り返し述べてきましたが、公共下水道会計の今後の収支見込みをきちんと示して、町の運営方針に基づいて、いろんな点をこれまで指摘をしてまいりましたが、加入の、接続加入の大幅な増加は今後も進まないのではないかと思います。

このことによって大きく当初の収支計画からずれている状況をそのままにして、そして、工事だけはどんどん進めていく。こういう状況が続いております。これでは現在でも費用に対して7000万円、投資に対して7700万円の昨年度の決算で、合わせて1億4700万円、1億5000万円近い一般会計からの繰出し、今後この繰出しが更に多額になると思われるところであります。当初、日量3000トンの処理計画のもとに用地を買収しておりますが、1000トンの施設の後には、更に拡張をするという考えはないようではありますが、きちんと全体の現状を把握をして、そうした中で計画を変更すべきである。このことはこれまでもたびたび申し上げてきたところであります。工事当初にそうしたことが再検討されれば、一定にその能力に応じた排水管の大きさとか、いろんな面での計画が大幅には減少しないかもしれませんが、一定に見直しができるということ、正確な排水管の経は覚えておりませんが、小さい管にして計画を早急に見直せと繰り返し申し上げてきたところであります。いよいよ今後2年余りで終わろうとする今の工事、そして計画区域の変更等についてもきちんと定めて、進めるべきことはきちんと行い、町民の人が喜んでいただける下水道施設にしなければなりません。

上水道について私は、山田川ダムからの取水について問題ではないかということ、を申し上げてまいりましたが、水道利用者でない矢山がいらんこと言うなというのは議員の中からも意見がありましたが、京丸ダムの水を使用するということを求めて再三議会の中でも発言しましたが、計画どおりに実施をされました。

こうした点でも下水道が今後どのような収支になるのか、きちんと町民に示して、足りない場合にはいくらかでも一般会計から繰り入れるなどという考え方では、住民の多くの皆さんの納得は得られませんし、一定の工事を終えるにあたって、公共下水の財政推計をきちんと示して、今後の町民の暮らし、福祉を

守る、今、重要なことは何を優先をして、今行うか、町政を住民合意を図りながら、どう進めていくかが問われているのではないかと思います。そうした点でも町政の変換を求めまして決算認定にあたっての反対討論といたします。

○議長（米重典子） 次に賛成討論の発言を許します。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 一般会計決算認定の賛成の討論を行います。

一般会計決算当初予算は109億1700万で始まり、新型コロナ対策などの補正予算の増減を重ねて、159億4042万2000円の最終予算の執行予定でありました。今までに経験したことのない新型コロナウイルス対策に国も県も地方自治体も翻弄された1年中でありました。その中で通常の業務に加えての対策や、対応は住民の健康と命、更には経済の停滞をさせない対策の試行錯誤は心労の積み重ねであったと思わざるを得ません。

決算額は歳入総額136億73万3581円、歳出総額131億1020万643円、形式収支額4億9053万2938円の黒字決算となっております。翌年度に繰り越す繰越明許費に伴う繰り越し財源を差し引いた実質収支額は2億6887万2938円となっております。また積立金、積立金取り崩し額の加減を考慮した実質単年度収支額は2億68万9263円となっております。積立金を取り崩す財政運営は可能な限り避ける財政運営が理想と考えますが、過去平成30年の西日本豪雨災害以来、町単独の事業の取り組み、またコロナ対応など基金の取り崩しによる対応も住民の負担軽減に取り組みされており、評価に値することも考慮する必要があると考えます。

また監査意見に付された地方税法などの不能欠損処分に至るまでに至らない収納対策や国営造成負担金滞納繰越分、住宅使用料、集落排水下水道使用料の収入未済及び国民健康保険税、介護保険、後期高齢者医療などの返還金や収納未済への取り組みも指摘されています。

更に地方自治法、地方財政法、公営企業法に定める会計や会計の独立原則を職員全体が認識し共有することが必要であると考えます。体制の意識改革も必要と感じるところであります。一方、財政指標においては、財政力指数は、前年度、前々年度変わらず推移しており、一層の自主財源確保が求められます。

実質収支比率は一般的には3%から5%が望ましいとされていますが、3.6%となっていることで標準に推移していますが、経常収支比率においては、財政の硬直化が進んでいます。標準的指標としては70%から80%が望ましいとされていますが、当世羅町は97.1%となっております。義務的経費の縮減や経常一般財源の確保に更なる努力をされることを期待し、魅力あるふるさと、若者が定住してくれるための条件整備、仕事、子育て支援など、また高齢者福祉、安全安心な生活を送られるためのインフラ整備、交流人口の創出など課題も多くあります。今後において、監査委員の意見に沿いながら健全財政運営に取り組まれることに期待し、令和2年度世羅町一般会計決算について認定すべきものと考え賛成討論といたします。

○議長（米重典子） ほかに討論はありませんか。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。反対討論で。

○1番（高橋公時） はい、勿論反対討論で。令和2年度一般会計決算認定に反対の討論を致します。

令和2年度は現在猛威を振るう新型コロナウイルス感染症が始まった時期と重なり、さまざまな事業執行に対し、何らかの影響を与えた年度であったと考えます。町債の残高は3億減の106億2374万円と年々減少しており、一般会計に属する基金全体の残高は前年度より9000万円の増額。しかし、目的基金と違い、柔軟に使うことのできる財政調整基金は年々減少し続け、昨年度の決算と変わらず、21億円程度保持している現状でございます。

決算において令和元年度は基金取り崩しによる実質収支の黒字であり、実質単年度収支は赤字でございました。しかし、令和2年度での決算では、単年度収支への積立金を加え、積立金取り崩し額を減じた実質単年度収支も2000万円余の黒字でございました。令和元年度に定めた財政推計に沿って行財政運営を進めている現状ではあるが、依然として厳しい財政状況にあり、引き続き健全な財政運営が必要と考えております。こうした全体的な財政運営に関しましては、賛成すべきところではありますが、監査委員の意見による審査の意見書にあるとおり、受水者が直接納入すべき上水道の加入負担金の不正支出やコロナ禍により経営が苦しい事業者に対し行った温泉施設保養施設の土地賃借料など

の私的な減額など、町民の皆様からお預かりした大事な税金より支払う公平な税の使われ方とは理解しがたい決算内容と私は考えます。

また指定管理者の中途辞退による返還請求につきましても同じことでございます。こうした監査委員の指摘や、決算審査での質疑に対し十分な回答もないまま、そしてその解決策の提案もないまま、認定するわけにはいきません。決算認定制度とは、町長は決算提出の義務、監査委員は決算審査と意見書提出の責任と義務、そして我々議員は決算認定の権限、これをそれぞれ与えられております。二代表制のもと、町民から選ばれた我々は最も重要な行財政運営の批判と監視を完全に達成できるよう、議会の一員として懸命に努力することが議員の職責であると私は考えます。1期目の議員の皆様は、初めての決算認定となりますけれども、必ず9月に認定しなければならない、こんなことはありません。ちゃんとした説明責任を果たし、公正公平な決算の提出を再度議会に提出願おうではありませんか。よって反対の討論といたします。

○議長（米重典子）ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第50号 令和2年度世羅町一般会計 歳入歳出決算認定について に対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第50号 令和2年度世羅町一般会計 歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第51号 令和2年度世羅町国民健康保険事業 特別会計歳入歳出決算認定について 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を

〔「討論あり」の声あり〕

失礼しました。

▼【久保議員：「聞き取れない」】

委員長報告は 認定すべきもの でありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

次に賛成討論の発言を許します。

○10 番（久保正道） （挙手）

○議長（米重典子） 10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） 先ほど一般会計、その他の会計について一括して反対の討論をされておりますので、私は国民健康保険事業特別会計決算認定の賛成の討論を行います。

国民健康保険事業特別会計は歳入総額 17 億 6397 万 4959 円、歳出総額 16 億 4713 万 2811 円。歳入から歳出を差し引いた実質収支は 1 億 1684 万 2148 円となっております。また、実質単年度収支においては 5145 万 9143 円となり、健全な財政運営がなされております。一般会計からの繰入金 が 1 億 3067 万 958 円ありますが、その内、保険税軽減分として 5322 万 6835 円が含まれております。このことは国民健康保険事業特別会計の県単位化に向けての県の保険税率統一のための激変緩和の対策を有効に活用され、2 年間保険税を据え置かれた結果であり、努力されている状況と評価すべき事象であります。

国民健康保険事業特別会計の保険税の収納については監査委員の意見にも収入未済額、不能欠損の会費などの指摘もありましたが、広島県内における収納率は 97.32% となっていると聞いております。令和元年度、2 年度で県下でトップであるとも聞いており、県単位化後の世羅町の保険税率は低く抑えることができ、被保険者の負担軽減につながっていると聞かされております。また収納率が高いことにより、県交付金の優遇を受け、その財源で特定健診、健康健診、人間ドックの助成など保険事業実施に活用されていると聞いておりま

す。

これらの事業は、保健事業実施は、病気の早期発見、早期治療につながり、世羅町の医療費は県内でも低い位置に抑えられていると聞いております。昨今のコロナ禍による特定健診の受診率は下がっていると伺っていますが、医療費は安定して推移している現状となっております。この取り組みの実施は評価に値するものであり、今後は監査委員の意見を踏まえ、ますます安心できる取り組みを期待し、国保健康保険事業特別会計の決算認定については認定すべきものと考え、決算認定の賛成の討論といたします。

○議長（米重典子） そのほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 51 号 令和 2 年度世羅町国民健康保険事業 特別会計歳入歳出決算認定について に対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第 51 号 令和 2 年度世羅町国民健康保険事業 特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 52 号 令和 2 年度世羅町後期高齢者医療制度 特別会計歳入歳出決算認定について 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 52 号 令和 2 年度世羅町後期高齢者医療制度 特別会計歳入歳出決算認定について に対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 52 号 令和 2 年度世羅町後期高齢者医療制度 特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 53 号 令和 2 年度世羅町介護保険事業 特別会計歳入歳出決算認定について 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 53 号 令和 2 年度世羅町介護保険事業 特別会計歳入歳出決算認定についてに対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 53 号 令和 2 年度世羅町介護保険事業 特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 54 号 令和 2 年度世羅町介護サービス事業 特別会計歳入歳出決算認定について 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 54 号 令和 2 年度世羅町介護サービス事業 特別会計歳入歳出決算認定について に対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 54 号 令和 2 年度世羅町介護サービス事業 特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 55 号 令和 2 年度世羅町農業集落排水事業 特別会計歳入歳出決算認定について 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 55 号 令和 2 年度世羅町農業集落排水事業 特別会計歳入歳出決算認定についてに対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 55 号 令和 2 年度世羅町農業集落排水事業 特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 56 号 令和 2 年度世羅町上水道事業会計 決算認定について 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 56 号 令和 2 年度世羅町上水道事業会計 決算認定について に対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 56 号 令和 2 年度世羅町上水道事業会計 決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 57 号 令和 2 年度世羅町公共下水道事業会計 決算認定について 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 57 号 令和 2 年度世羅町公共下水道事業会計 決算認定について に対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 57 号 令和 2 年度世羅町公共下水道事業会計 決算認定
について は、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 58 号 令和 2 年度世羅三原斎場組合一般会計 歳入歳出決算認定に
ついて 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 58 号 令和 2 年度世羅三原斎場組合一般会計 歳入歳出決算認定に
ついて に対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求め
ます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 58 号 令和 2 年度世羅三原斎場組合一般会計 歳入歳
出決算認定について は、委員長の報告のとおり、認定することに決定されま
した。

ここで休憩いたします。再開は 10 時 40 分いたします。

休 憩 10 時 22 分

再 開 10 時 40 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

この際、日程第 12 陳情第 3 号 「悪臭公害解消に関する要望書」 から
日程第 15 陳情第 6 号 「特別支援学校の学区制見直しに関する要望書」 ま
での 4 件 を「一括議題」といたします。

日程第 12 から 日程第 15 までの 4 件については、所管の常任委員会へ付
託してありますので、審査の結果について委員長の報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員長から、陳情第4号、陳情第5号、陳情第6号について、の報告を求めます。

陳情第4号について、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（矢山 武） 付託を受けました審査結果の報告をいたします。

令和3年9月22日

世羅町議会議長 米重 典子 様

総務文教常任委員会

委員長 矢山 武

総務文教常任委員会審査報告

9月6日の本会議において本委員会に付託された陳情は、次のとおり審査したので会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の審査】

- 1 開会日時 令和3年9月10日（金） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 矢山 武、向谷伸二、上本 剛、田原賢司、松尾陽子、
山田睦浩（米重議長）
- 4 審査事項と結果

（1）陳情第4号 2022年度地方財政の確立に関する要請

陳情提出者 世羅町大字西上原123番地1

自治労世羅町職員労働組合 執行委員長 山田信夫

陳情の趣旨 2022年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に対して意見書の提出を求めるという要望であります。

委員の議論 特に意見なし。

審査の結果 賛成全員により「採択すべきもの」と決しました。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第5号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（矢山 武） 陳情第5号 特別支援教育の制度改善に関する意見書の提出を求める陳情書

陳情提出者 世羅町大字小世良 329-2

世羅町障害者の暮らしを考える会（世障会） 会長 盛次信晴

陳情の趣旨 特別支援学級設置基準の定数を8人から6人へ減じ、学級編成は定数内であっても2学年までの編成にとどめるよう要望する内容を政府に対して意見書として提出してほしいという要望であります。

審査の経過 現行の制度の説明を受けて審査を行った。

委員の議論 委員からは、世羅町では特別支援学級へ入級する児童生徒が過去5年で20人以上増加をしており、国の制度方針もあるが要望内容に賛成する意見が出されたところであります。

審査の結果 賛成全員により「採択すべきもの」と決したところであります。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

○1番（高橋公時） （挙手）

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 委員長の報告にありました学年を2学年までとする、こういったところは非常に必要なことではないかと賛同するべきところではございますけれども、先ほど定数の基準を8名から6名に減じるというところで、最終的に現在こうした特別支援学級へ入級する方が5年間で20名。こういった伸び率もあるというところで、現在、世羅町においても膨大な数の教室数が必要になってくると思いますけれども、そういった議論、そういった話というのは委員会では出ませんでしたでしょうか。

○4番（矢山 武） はい。

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（矢山 武） その点について資料を今、持ってないんですが、かなり教室の数も必要になってくるし、人数といえますか、も大幅というか、かなり増えてくるという説明ではありました。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第6号について、報告を求めます。

○4番（矢山 武） 先ほどの件について答弁が漏れていたんですが、これは資料としてね、配布されているので、見ていただきたいと思います。

陳情第6号 特別支援学校の学区制見直しに関する要望書

陳情提出者 世羅町大字小世良 329-2

世羅町障害者の暮らしを考える会（世障会） 会長 盛次信晴

陳情の趣旨 知的障害の生徒が進学する特別支援学校の通学区域について広島県の通学区域の見直し並びに通学バスなどの通学対策の改善を要望する内容を意見書として、広島県知事及び県教育委員会教育長へ提出してほしいという要望であります。

審査の経過 現行制度の説明を受けて審査を行った。

委員の議論 委員からは、利用者が自由に通学先を選べ、支援や教育を受けられることが望ましいという意見が出されたところであります。

審査の結果 賛成全員により「採択すべきもの」と決したところであります。

以上、陳情の審査報告といたします。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

○1番（高橋公時） はい。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） こうした特別支援学校、県内、庄原、三原、尾道等説明があったんだと思いますけれども、こういったところ、どこの学区に行っても良いという趣旨の要望内容であったかと思いますが、現在その資料等によりましたら、その学校においては障害者に適したと居ますか、担当の科があるというように場所が定められてますけれども、今後これを自由にした場合に

は、どの学校に行ってもそういった教えていく指導の先生方を全部配備しないといけないということになれば、これは膨大なことにはなってくるかと思えます。通学バスに関しましては、勿論対策を講じていくのは必要なことと思えますが、そういったご意見等は委員のほうから出ませんでしたか。

○総務文教常任委員長（矢山 武） はい。

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（矢山 武） 特に具体的な発言はなかったと思いますが、同じ町内で別な学校に行かなくちゃならんというようなことも一定に問題ではないかという思いもあるようです。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

陳情第4号 「2022年度地方財政の確立に関する要請」 の討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第4号 「2022年度地方財政の確立に関する要請」 に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

従って、陳情第4号 「2022年度地方財政の確立に関する要請」 は委員長報告のとおり、採択することに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第5号 「特別支援教育の制度改善に関する意見書の提出を求める陳情書」 の討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第5号 「特別支援教育の制度改善に関する意見書の提出を求める陳情書」 に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

従って、陳情第5号 「特別支援教育の制度改善に関する意見書の提出を求める陳情書」は 委員長報告のとおり、採択することに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第6号 「特別支援学校の学区制見直しに関する要望書」 の討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第6号 「特別支援学校の学区制見直しに関する要望書」 に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

従って、陳情第6号 「特別支援学校の学区制見直しに関する要望書」は 委員長報告のとおり、採択することに決定されました。

つぎに、産業建設常任委員長から、陳情第3号について報告を求めます。

陳情第3号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（藤井照憲） 産業建設常任委員会審査報告をいたします。

令和3年9月22日

世羅町議会議長 米重 典子 様

産業建設常任委員会

委員長 藤井 照憲

9月6日の本会議において本委員会に付託された陳情は、次のとおり審査したので会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の審査】

- 1 開会日時 令和3年9月13日（月） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 藤井照憲、上羽場幸男、高橋公時、徳光義昭、米重典子
（欠席委員 久保正道）

4 審査事項と結果

（1）陳情第3号 悪臭公害解消に関する要望書

陳情提出者 世羅町大字宇津戸56-2

下仮屋公害対策委員会 会長 山口 弘

世羅町大字宇津戸1477-3

宇津戸自治会 会長 久保辰昭

陳情の趣旨 宇津戸地区における長期的な悪臭公害を解消するため、関係業者に公害発生諸施設を早急に改善させ、改善計画の確実な実施を求めるという要望でございます。

審査の経過 （農）広島県東部養豚組合からの変更計画書（案）については、地元の理解が得られる中で、町は受理を考えている。町が受理した場合には、「当然、変更計画を基に実施していただく。改

善勧告の期間延長は考えていない。」旨の発言及び考え方の説明を受けたところでございます。

委員の議論 委員の議論においては、「変更計画（案）の地元説明を事業者任せにせず、積極的にかかわること。」「町が調整に入る以上は、強制力を持つような時期に来ているのではないか。頭数の削減も強い姿勢で臨む必要がある。」等の意見が出されたところでございます。

審査の結果 賛成全員により「採択すべきもの」と決したところでございます。

以上、産業建設常任委員会に付託された陳情の審査報告といたします。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

陳情第3号 「悪臭公害解消に関する要望書」 の討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第3号 「悪臭公害解消に関する要望書」 に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

従って、陳情第3号 「悪臭公害解消に関する要望書」 は 委員長報告のとおり、採択することに決定されました。

日程第 16 発委第 2 号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出について
を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務文教常任委員長（矢山 武） （挙 手）

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（矢山 武） それでは先ほど採択いただきました地方
財政の充実・強化に関する意見書提出について 提案をさせていただきます。

発委第 2 号

地方財政の充実・強化に関する意見書提出について

上記の議案を世羅町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により、別紙のとおり
提出する。意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財
務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生、経済財政
政策担当）とする。

令和 3 年 9 月 22 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

提出者 世羅町議会総務文教常任委員会

委員長 矢山 武

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症対策、社会保障費関連、デジタル化対策など地方の
財政需要の的確な把握と財源確保は、地方自治体の行政運営上必要であり、政
府予算の充実と地方財政の確立を図るための意見書を提出することについて議
会の議決を求めるものでございます。

○議長（米重典子） なお、意見書については事務局より朗読させます。

○事務局長（黒木康範） 地方財政の充実・強化に関する意見書

新型コロナウイルスの出現により、いま地方自治体には新たに多くの行政需
要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生
活様式」への変化を余儀なくされた町民の日常生活から発生する問題など、あ
らゆる課題に即時の対応が求められています。それと同時に、医療・介護など
社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・

高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつあります。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針 2018」に基づき、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われるなか、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. とりわけ新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた、十分な財源措置をはかること。
3. 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、人材を確保するための自治体の取り組みを支える財政措置を講じること。
4. デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を

活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止すること、また地域での人材育成をはかるなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。

5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。
6. 2020年度から始まった会計年度任用職員制度について、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を十分に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮すること。
7. 森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
8. 地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。
また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
9. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。
10. 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年9月22日

世羅町議会

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質

疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、発委第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出について は 原案のとおり可決されました。

日程第17 発委第3号 特別支援教育の制度改善に関する意見書提出について を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務文教常任委員長(矢山 武) (挙手)

○議長(米重典子) 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(矢山 武) 発委第3号

特別支援教育の制度改善に関する意見書提出について

上記の議案を世羅町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出する。意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣とする。

令和3年9月22日

世羅町議会議長 米重 典子 様

提出者 世羅町議会総務文教常任委員会

委員長 矢山 武

(提案理由)

障害児の教育環境向上及び特別支援教育を推進するため意見書を提出することについて議会の議決を求めるものでございます。

○議長（米重典子） 意見書については事務局から朗読させます。

○事務局長（黒木康範） 特別支援教育の制度改善に関する意見書

年々、特別支援学級で学ぶ児童生徒の数が増加しております。これは特別支援教育に対する理解が深まり、関係機関等との密接な連携が進み、障害への早期対応により成長期に即した適切な特別支援教育が行われるようになってきているとして、望ましい傾向であると捉えています。

この度、世羅町議会は特別支援教育のより一層の教育効果を期待し、現在の特別支援学級の設置基準の見直しと改善を求めます。現在の特別支援学級定数を8名から6名に、また学級編成は定数内であっても2学年までの編成にとどめるよう要望します。

記

1 特別支援学級の設置基準の見直しと改善を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年9月22日

世羅町議会

○総務文教常任委員長（矢山 武） 以上のおりでございます。よろしくお願ひします。

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、発委第3号 特別支援教育の制度改善に関する意見書提出について は 原案のとおり可決されました。

日程第18 発委第4号 特別支援学校の学区制見直しに関する意見書提出について を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務文教常任委員長（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（矢山 武） 発委第4号

特別支援学校の学区制見直しに関する意見書提出について

上記の議案を世羅町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出する。意見書の提出先は広島県知事、広島県教育委員会教育長とする。

令和3年9月22日

世羅町議会議長 米重 典子 様

提出者 世羅町議会総務文教常任委員会

委員長 矢山 武

(提案理由)

障害児の教育環境向上及び特別支援教育を推進するため意見書を提出することについて議会の議決を求めるものでございます。

○議長（米重典子） なお、意見書については事務局から朗読させます。

○事務局長（黒木康範） 特別支援学校の学区制見直しに関する意見書

知的障害の生徒が進学する特別支援学校の通学区域につきましては、平成の

大合併後、通学区域の見直しが行われないうまま今日に至っています。通学手段においても保護者の負担が大きい実態があります。早急に特別支援学校別の通学区域の見直しをするとともに、通学バスなどの通学対策の改善を要望します。

記

1 特別支援学校の学区制見直しと通学対策の改善を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年9月22日

世羅町議会

○総務文教常任委員長（矢山 武） 以上の意見書を提出するというものがございます。よろしくお願ひします。

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、発委第4号 特別支援学校の学区制見直しに関する意見書提出については 原案のとおり可決されました。

日程第 19 総務文教常任委員会報告を行います。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（矢山 武） それでは常任委員会の報告をいたします。

令和 3 年 9 月 22 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

総務文教常任委員会

委員長 矢山 武

総務文教常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

第 1 開会日時 令和 3 年 9 月 10 日（金） 午前 9 時 00 分開議

第 2 開会場所 世羅町役場 第 1 会議室

第 3 出席委員 矢山 武、向谷伸二、上本 剛、田原賢司、松尾陽子、
山田睦浩（米重議長）

第 4 説明員 町長・副町長・総務課長・財政課長・企画課長・子育て支援
課児童保育係長・健康保険課長・福祉課長・教育長・学校教育
課長・社会教育課長

第 5 調査項目及び内容

1 所管事務調査

委員から出された主な点のみを報告させていただきます。

○議長（米重典子） 矢山委員長、報告書でありますので、恐れ入りますが、読み上げをお願いいたします。

○総務文教常任委員長（矢山 武） はい。

（1）避難所での対応について

ア．長期化する災害時の避難所運営対応

指定避難所は 36 カ所で、初期段階では 12 カ所を開設している。運営は、施

設管理者、地元住民、自主防災組織等の協力を得て行っておられる。また、連絡要員として、町職員1人を派遣し、12時間交替で4人1組で運営しているということでもあります。避難が長期化する場合は、住民組織の中で運営をしきる合議体形成が必要であり、公営住宅、旅館、ホテル等への移動を検討する必要があります。避難が長期化すると、罹災証明書発行手続き等への対応のために人手不足が予想され、ボランティア等による力を借りて運営することも必要であるとの説明でありました。その際のボランティア対応については、委員より雇用の形態をとってはという意見が出されましたが、責任を負っていただくという点で慎重に検討していきたいということでありました。

自主避難の場合は、基本的には自身で3日分程度の準備はしていただくよう講演会などで呼びかけておるということでもあります。ただし、自身で用意が不可能な場合は、できる限りの対応を町として行うということでもあります。この辺については、丁寧な説明をおこなっていかなければならない。

またハザードマップの集会所への掲示や自治センター周辺への看板設置を進めるとともに、災害に備える防災ハンドブックの作成等を行い周知に努めるということでありました。速やかな避難で命を守って欲しい。

イ. ペット同行避難についての現状と課題及び今後の対応策

ペット用のケージや車中等での避難対応をペットについて対応をしてもらうということでありました。ペットの同行避難の広報を行い、ペットフード、マットの準備やケージに入ることに慣れさせたり、無駄吠えしないよう訓練等を事前にしてもらうよう今後啓発するということでありました。

(2) 職員数の推移と採用状況について

ア. 直近10年間の新規採用者数・退職者数の現状と課題

新規採用は、毎年一定数採用しており、令和3年4月で正規職員の職員数は195人である。採用が難しくなっているが、権限移譲で仕事が増えており、10月1日付採用の試験も行っている。急激な職員数の変化を抑えつつ、職員を確保していきたい。増える仕事に対応するため、国・県に要望していき、同じ規模の自治体が連携を図り、取り組みたいということでもあります。またインター

ンシップについては、学校等から希望があれば協力しているとのことでありました。

(3) 会計年度任用職員の処遇について

ア. 賃金等労働条件

月給パートタイムと時間パートタイムの2形態で任用しているが、見直しを行う必要があると考えるということでありました。

イ. 処遇改善のあり方と見直し

処遇改善をしてゆくため、今後も労使協議を行い、手当や昇給を考えていくということでありました。

(4) 行政手続きにおける押印の見直しについて

ア. 町への提出書類等について押印廃止状況

イ. 押印の見直し方針・基準の策定

ウ. 行政手続きのオンライン化・簡素化の取り組み

押印廃止を国の要請で進めているが、法令等の改正が必要であるものについては、全体的な対応になっていない。各課で住民サービスにおいて押印廃止が可能なものは検討し一定の対応を行っているということでありました。

事前周知、ホームページ、広報などで伝える必要がある。国・県の動向を見ながら、オンラインといった部分は、すでに町独自の取り組みも行っているが、遅れを取らないように進める必要があると考えているということでありました。

(5) 過疎地域持続的発展計画について

ア. これまでの過疎計画の取り組みと今後5年間での成果見込み

過疎地域自立促進計画では、5年間の(H28~R2年)226億円の当初計画の総事業費に対し、実績は約210億円である。未実施の25%の事業については精査をし、新しい持続的発展計画に盛り込んでいくということでありました。

持続的発展計画には数値目標があり、成果ごと、目標達成となるように取り組む。令和3年度は、約40億6千万円で、過疎債は7億6千万円を予定をして

おり、交通施設の整備等は過疎債 2 億円で、町道 7 本の改良が計画をされているが、計画に上がったものは、5 年間で着実に進め地域の意見も聞いていくということでありました。

(6) 地域おこし協力隊の現状について

ア. 協力隊員の任期満了後の定住状況

これまでの隊員は 6 名であり、そのうち現在 2 名の方が、地域力の向上に活動されている。地域おこし協力隊通信を広報せらに掲載しており、地域の方に広く知っていただくとともに、定住していただきたいと考えている。退任された 4 名のうち、2 名が町に定住されている。

イ. 来年度の採用予定

令和 3 年度はコロナ禍で募集できなかったが、来年度は募集したいということでありました。

(7) 令和 3 年度入札発注工事（250 万円以上）の契約・進捗状況について

入札発注工事一覧により、財政課 1 件、子育て支援課 1 件及び社会教育課 2 件の調査を行いました。

旧甲山自治センター解体工事は 9 月中に完了検査をし完了するということがありました。跡地は砕石を敷き平らにし、来年度以降で駐車場整備を行うことを計画している。駐車場全体が老朽化しており、全体の整備を行う計画であり、今年度中に駐車場整備の実施設計を行う予定であるということでありました。

世羅小学校のナイター照明は 1 本だけ LED 化したが、残りについても利用率の高いところから順次進めていきたいということでもあります。LED 化で交換した 8 灯分の水銀灯や安定器の部品は故障や部品交換に再利用をしているということでありました。

(8) G I G A スクール構想について

ア. 整備後の活用状況及び課題

初期不良については学校と業者で連携し、予備機の使用で対応している。夜

間電力で充電をする端末保管庫で充電及び保管しているということでありました。生徒の学習機材の活用についてアンケートでは全般的に良い評価がされている。学習用端末の持ち帰りについては、全家庭がすぐに使用できる状況にはない状況のようであります。最新の家庭通信環境の状況調査も行い、学習機材を家庭で見たり、不登校の支援・学習指導にも活用できるということでありました。端末ケースは各家庭で購入いただきたい。またスタート時点での差は、生徒の作業状況が把握できるので、すぐに支援をするなどして、こうした対応でスタート時点の差を埋めていきたいということでありました。

(9) 陳情第5号・陳情第6号に関する執行部の考え方について

町教育委員会として、要望事項の現在の国・県の制度説明及び陳情第5号の要望内容が実施となった場合、町での学級数の変動やメリットについて説明を受けたところであります。

(10) がん患者のアピアランス（外見）ケアについて

ア. アピアランスケアに対する助成及び支援の取り組み

国立がん研究センターでは、医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアと定義されている。

広島県内に13のがん診療連携拠点病院に「がん相談支援センター」が設置されており、アピアランスケアを含めた相談ができるが、広島県及び県内の全市町でアピアランスケアに関する助成制度はない。今後、県や他市町の状況等の情報収集及び研究をしたい。町では、「えがおの集い」という場づくりを通じて、がん治療中の患者等による意見交換などがしやすい場の提供に努めている。

女性のがん罹患率は高く、その中でも乳がんの割合が高い中、町としても幾分か助成により、困っている方への支援が必要と思われる。

(11) 「生理の貧困」対策について

ア. 生理用品の配布の実態

将来的な幅広いサポートへ向け、暮らしサポート事業として、本年7月下旬から取り組みを行っている。学校も保健室等で対応できるようにしているが、貧困対応及び生徒対応は今のところないようであります。

他の市の事例でスマホアプリによる無料提供をする取り組みがあると聞きますが、本当に困った方へ対応しているか判断が難しい。また、急ぎよの事業実施のため、災害備蓄品のローテーション品を活用したので、大々的な周知、広報は行っていません。

イ、「生理の貧困」の背景にある課題に対する支援策

コロナによる学生のアルバイト、保護者の収入減が大きく影響している。生活保護となる以前の部分には、特に早い対応が必要と考える。本当に困っている方が窓口に来られたり、声を出しにくいと考えられる。小さな声に対して支援につながるように他課とも連携し、取り組み進めたい。

経済的困窮が大きな問題と考える。支援の手がとどくように配慮すべきであるとの声が出されました。

3 その他（令和3年度行政視察について）

令和3年第2回定例会の委員会で来月の10月に行う予定でありましたが、広島県への緊急事態宣言が9月30日まで延長される中で、相手への依頼が困難な状況でもあり、今年度は中止の方向で決定をしたところであります。

以上、総務文教常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（米重典子） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○1番（高橋公時） 2点についてお伺いいたします。避難所での対応について、避難が長期化すると、ボランティア等が必要になってくると。しかしながらこのボランティアの方の力を借りて運営するとしてもボランティアの方がどうしても集まらないというような意見が書いてあるんですが、これを委員のほうからは、雇用の形態を取ってはというような意見を出されているところではあります。具体的に雇用の体系とはどういったものなのか。たとえば現在町が任命している消防団、こういったものを各分団1名ずつ避難所に配置する、

こういった話がでたのか。特別にそういった災害のときに何か措置を下すというようなお話しがあったのか、その点が1点。

続きまして協力隊員任期満了の定住状況についてですが、現在も着任されておる方もおりますけれども、非常に任期満了で終わられた方の定住率、そしてまた中途での退任、こういったものがあるわけでございますけれども、定住していただけない理由など、こういったことがお話しされたのか、わかる範囲でお答えをお願いいたします。

○議長（米重典子） 恐れ入りますが、挙手の発言許可をお願いします。

○総務文教常任委員長（矢山 武） はい。

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○4番（矢山 武） 一定の長期化した場合に、どう言いますか、前もって一定の人をお願いをするという方向等、また一定の約束をしておく必要があるのではないかというような意見も出されたんですが、ここで述べておりますように、いろいろ課題もあるというようなことですね、執行部としては慎重な考えなのかなと留めたところです。

協力隊員については、いろいろそれぞれ思いがあるようですが、特にここで具体的にどうか、委員の中からのいろんな状況等について質疑が行われましたが、多少はあったかもわかりませんが、特に具体的に報告するような点はなかったように思っています。

○議長（米重典子） そのほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

日程第20 産業建設常任委員会報告を行います。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（藤井照憲） 産業建設常任委員会所管事務調査報告を行います。

令和3年9月22日

世羅町議会議長 米重 典子様

産業建設常任委員会

委員長 藤井 照憲

産業建設常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和 3 年 9 月 13 日（月） 午前 9 時 00 分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第 1 会議室
- 3 出席委員 藤井照憲、上羽場幸男、高橋公時、徳光義昭、米重典子
(欠席委員：久保正道)
- 4 説明員 町長、副町長、町民課長、産業振興課長、商工観光課長、建設課長、上下水道課長

5 調査項目及び内容

(1) 令和 2 年度入札発注工事（250 万円以上）の契約及び進捗状況について
発注工事及び発注予定一覧により、建設課 15 件、産業振興課 1 件、上下水道課 5 件、町民課 1 件の調査を行ったところでございます。

(2) 令和 3 年 8 月豪雨による被害状況について

(ア) 農地・農業用施設・農作物の被害状況

農地 13 カ所・被害額 40,600 千円、農業用施設(頭首工)1 カ所・被害額 35,000 千円、水稻 9 カ所・被害面積 121a・被害額 200 千円

道路・河川・付属工作物等の被害状況

道路 83 カ所・被害額 125,000 千円、河川 14 カ所・被害額 46,000 千円

(イ) 今後の予定（見込み）

10 月下旬から 11 月下旬にかけて災害査定、12 月頃から工事着手の予定というところでございます。

(3) 宇津戸下仮屋地区臭気問題について

(ア) 臭気指数の状況

前回の委員会での調査後の状況は、7月1日の測定では臭気指数15未満でありました。次の8月2日の測定では東部養豚組合第3牧場及び渡辺畜産の臭気指数が16で基準値を超えている。

(イ) 改善計画の進捗状況

(農)広島県東部養豚組合第3牧場、第4牧場では、施設の運用、作業工程や作業方法の改善は継続実施、一方で、変更の改善計画(案)が提示され、事業者により地元への説明を依頼している。小野商事㈱の養鶏場については、焼却炉の適正管理と処理量の削減、鶏糞の保管対策、飼料へのハーブ添加などの対策を継続実施している。

委員から、「改善計画の変更(案)が提出され、地元説明を指導しているが、しっかり取組んでもらいたい。」との問いに、「改善計画は着実に進めたい。変更計画にあっても地元の理解を得る中で、受理したら当然事業を実施して頂く方針でいる。」また、「変更計画(案)を受理することで、約束の期限が延長されることはないか。」との問いに、「約束した期限は変わらないので、町としては厳しい目で更に取り組みたい。」との説明がございました。

(4) 陳情第3号 悪臭公害解消に関する要望書に関する執行部の考え方について

要望内容に係る執行部の考え方は、「改善計画の着実な実施と行政が住民と手を携えて取組まなければならないと受け止めている。町としてもこの要望に十分応えていくために取り組みを進めたい。」との考えが示されたところでございます。

(5) 中小事業者への新型コロナウイルス感染症対策事業について

(ア) 世羅町頑張る中小事業者応援事業の利用状況

県の集中対策に基づく外出機会の削減要請などの影響により、売上が減少した町内の中小事業者に、1事業者あたり10～30万円を支援するものである。申請期間の令和3年8月31日までに建設業、卸売・小売業、サービス業などの50事業所、13,833千円の申請があったものでございます。

(イ) 観光業緊急支援事業(花めぐりせらめぐり)プレミアムチケットの利用状

況でございます。

1冊2,500円（利用金額は5,000円）のチケットを2,000冊、利用総額は10,000千円の事業である。利用期間は令和3年3月20日から7月31日にまでとしたもので、使用実績は約99%、額にして9,901千円余で、主に飲食店での利用が51%余、次に小売業が42%余である。

委員からは、「制度の周知に課題があったが、臨機応変な対応は評価している。多めに予定されており、利用者にとってはプラスの支援ができた事業と思っている。また、花めぐりせらめぐりプレミアムチケットは、地元の方が観光に使われて良いと思うが、日常的なところにも使われており、観光支援事業に特化することはできなかったのか。」との問いに、「アの頑張る中小事業者応援事業では、飲食事業以外にどのような悪い影響があるのかわからず、当初200件を想定した。50事業所の利用を基に、今後の対策を検討する。」また、「イの花めぐりせらめぐりプレミアムチケットは、観光協会加入事業者で、今では55事業者で使える。」との説明がございました。

（6）令和2年度とくとも商品券発行の事業効果について

（ア）発行数と利用状況

発行総額は220,000千円で、令和2年8月30日から12月31日までの利用期間に219,405千円の利用があり、率にして99.7%である。

（イ）商品券による地域経済への事業効果の状況並びに効果額

このことについては、とくとも商品券利用者アンケートへの回答数323件を報告書により確認している。商品券を使用した品目を15の区分に分け、使用率と平均金額を分析した。最も多いのが食料品で66.3%、続いて日用品・雑貨で41.8%、次に家電・家具などで24.5%となっている。商品券による購買行動では、「ついで買いをした」が51.4%となっている。

委員からは、「商品券発行事業に対してたくさんの意見を聞く、所得との関係や若者の消費行動につながっているのかなど、事業者からの要望だけでなく、町の活性化にどのようにつなげるのか、生活弱者の方や低所得者の方への公平性を考えた場合どうか。」との問いに、「毎年良いところ、悪いところを踏まえて取り組んでいる。購入することに弱い方をどのように対応するのかを商工会

商業部と意見交換したい。」との説明がございました。

(7) 指定管理施設の経営状況および今後の指定管理のあり方について

(ア) 指定管理施設の経営状況

現在の指定管理施設 10 カ所の過去 3 年間分の経営状況について、それぞれの指定管理者ごとに売上高、管理料等の営業外収益、売上原価、管理費、営業外費用及び税引前収支についての資料説明がございました。

(イ) せら農業公園(せらワイナリー)の現状と今後の見通し

資料の提示がなく口頭での説明、せら夢公園全体の訪問者数は、令和元年度中 311,605 人、令和 2 年度中 275,993 人、この減少は県からの休業要請による 4 月、5 月が影響している。令和 3 年の訪問者数は、4 月と 5 月は昨年と比較すると増えているが、蔓延防止等重点措置及び緊急事態宣言が出された 8 月は大変な減少となった。1 月から 8 月までの累計訪問者数を前年と比較すると、昨年は 152,367 人、今年は 158,551 人で 6 千人余り増加している。コロナ禍によりバス旅行はほぼなかったが、近隣からの来客が増加したものと考えている。

(ウ) 指定管理制度の必要性及び指定管理施設の譲渡を含めた検討状況

この項目も資料の提示がなく口頭での説明、今のところ議論したことがない。検討する場合は、公有財産利活用検討委員会の中で検討をする。

委員から、「コロナ対策支援事業はもうかっているところも一律に支援したのか。」の問いに、「サポート事業は一律に 50 万円、プラス前年比に比べて減少率などを考慮して 25 万から 50 万円を支援した。」また、「町がいつまでも指定管理料を払わなくてもよい施設がある。指定管理施設を見直す必要があるのではないか。」の問いに、「指定管理料を収益が上回って安定した施設については、今後の営業展開を踏まえた上で、施設譲渡の話し合いを進めるべきと考える。指定管理施設の譲渡や指定期間の延長など、重要な課題になっているものと認識している。」との説明がございました。

6 その他

令和 3 年度行政視察について

前回の委員会で、調査時期は 10 月ごろを決定しているが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、10 月の実施は見送り、年度内に機会があれば

ば実施することを決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（米重典子） 以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

日程第 21 議会改革調査特別委員会調査中間報告を行います。

議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

○議会改革調査特別委員長（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 議会改革調査特別委員長。

○議会改革調査特別委員長（山田睦浩） 議会改革調査特別委員会調査中間報告を行います。

令和 3 年 9 月 22 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

議会改革調査特別委員会

委員長 山田 睦浩

議会改革調査特別委員会調査中間報告

本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第 47 条の規定により報告します。

【開会中の調査】

1. 開会日時 令和 3 年 9 月 14 日（火） 午前 10 時 10 分開議
2. 場 所 世羅町議会 議場
3. 出席委員 山田睦浩、田原賢司、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、
矢山 武、向谷伸二、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、
久保正道、（米重議長）
4. 説明員 町長、副町長、総務課長、税務課長
5. 調査事項

（1）議会報告会について

令和 3 年度議会報告会は、これまで 10 月から 11 月に開催することで確認し

本定例会の委員会で決定することとしていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の上から現段階でも10月末から11月に実施可能か否か判断は難しく、委員の多数から中止にすべきとの意見があり中止と決定した。

その際、開催を一回のみとしオンラインによるWeb会議システム「Zoom」による議会報告会を検討してはどうかとの意見があり、協議の結果12月を目途に開催することで決定した。

(2) 人権研修「議会におけるハラスメントについて」

講師を招聘しての実施が難しいことから、全国町村議会議長会議長・副議長研修会で予定されていた講演会の動画を視聴した。

(3) 町長の専決事項指定の追加について

現在議会より委任している専決事項は5件、これに加えて税務課等々が所掌する事務を加えるもの。

調査の結果追加をすることと決し議員発議により、「議会の委任による町長の専決事項の指定について」を最終日に発議することとした。

以上、議会改革調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長（米重典子） 以上で、議会改革調査特別委員長の報告を終わります。

日程第22 光ファイバ網整備調査特別委員会調査中間報告を行います。

光ファイバ網整備調査特別委員長の報告を求めます。

○光ファイバ網整備調査特別委員長（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 光ファイバ網整備調査特別委員長

○光ファイバ網整備調査特別委員長（山田睦浩） 光ファイバ網調査特別委員会調査中間報告を行います。

令和3年9月22日

世羅町議会議長 米重 典子 様

光ファイバ網整備調査特別委員会

委員長 山田 睦浩

光ファイバ網整備調査特別委員会調査中間報告

本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第 47 条の規定により報告します。

【開会中の調査】

第 1 . 開会日時 令和 3 年 9 月 14 日（火） 午前 9 時 00 分開議

第 2 . 場 所 世羅町議会 議場

第 3 . 出席委員 山田睦浩、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、矢山 武、
向谷伸二、田原賢司、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、
久保正道、（米重議長）

第 4 . 説明員 町長、副町長、企画課長

第 5 . 調査事項

1 . 光ファイバ網整備の進捗状況について（資料により説明）

令和 3 年第 2 回定例会（6 月 10 日）以降の事業の進捗状況。

進捗率 8 月末時点で 10%、計画より少し遅れている状況にある。

要因としては各種申請に対する許可（共架等、道路占用）これらの申請許可の遅れが要因となっている。許可がこれから加速度的に下りてくることを想定しているので、それに対応できる体制を整え、遅れを取り戻したいと考えている。引き込み工事の添架申請は今回の工事で光化するが、既存の契約者から新しく張替えをする形になるので加入されるかわからない状態の中、事前に占用申請や電柱申請が難しい状況がある。

既存契約者については、変更があるので加入変更をお知らせし、調査し占用申請、添架申請をしている。加入変更、継続同意の下調査を進め順次添架申請を行っている。

自営柱については、ずっと使用するというのではなく、中電柱、NTT柱の建て替え時に乗せ換えて、自営柱については基本的には撤去を想定している。架け替えについては、工事になるので費用が発生する。

基本的には三原テレビの保守という形で IRU 契約の中で架け替えを行っていただく。

来年 3 月 18 日までの工期で進めている。2 週間に一度は定例会で事業関係者と工期内で工事が完了出来るよう協議を進めている。

以上、光ファイバ網整備調査特別委員会の調査中間報告といたします。

○議長（米重典子） 以上で、光ファイバ網整備調査特別委員会の報告を終わります。

日程第 23 デジタル化推進調査特別委員会調査中間報告を行います。

デジタル化推進調査特別委員長の報告を求めます。

○デジタル化推進調査特別委員長（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） デジタル化推進調査特別委員長。

○デジタル化推進調査特別委員長（上羽場幸男） デジタル化推進調査特別委員会調査中間報告を行います。

令和 3 年 9 月 22 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

デジタル化推進調査特別委員会

委員長 上羽場 幸男

デジタル化推進調査特別委員会調査中間報告

本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第 47 条の規定により報告します。

【開会中の調査】

第 1. 開会日時 令和 3 年 9 月 14 日（火） 13 時 13 分開議

第 2. 場 所 世羅町議会 議場

第 3. 出席委員 上羽場幸男、藤井照憲、高橋公時、上本 剛、向谷伸二、
田原賢司、松尾陽子、山田睦浩、（米重議長）

第 4. 調査事項

1. 全国町村議会議長会の動画配信による「自治体 DX と議会デジタル化」の講演を委員で視聴のうえ、自治体のデジタル化と議会のデジタル化の取り組みについて、その内容や必要性を理解するために研修を行いました。

内容は、デジタル化のメリット、国のデジタル化政策、自治体 DX の主な内容、議会デジタル化の必要性と方向性について、など 67 分間視聴いたしました。

2. 「今後の調査項目及び進め方について」では、委員会から町へ要求をしてきた資料を参考に今後の調査の方針を確認いたしました。

資料の内容は、行政のデジタル化について、各担当課ごとの取り組み内容、検討時期、実施時期を示したものであります。

委員の意見

ア 町からの提出資料の項目ごとに、詳しい説明を求めたい。

イ 町のデジタル化と議会のデジタル化を同時に進めていくことが重要である。

ウ 住民サービスや事務処理などの行政側のデジタル化は執行者側が進められるので、議会として議会のデジタル化を早急に取り組むべきである。

エ 先進地の視察を行うべきである。

オ 令和4年度に議会にタブレット端末の導入を希望する。

主に、以上のような内容に関する意見が、多数述べられました。

第5. 今後の取り組み

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための非常事態宣言解除後、速やかに先進地視察を実施する。候補地として三原市があがっております。

2. 当委員会の委員がデジタル化の理解を深めるために、リモートでの会議を実施する。

3. 住民サービスや事務処理のデジタル化を推進するために、各担当課ごとの進捗状況の調査、確認を進める。

4. 全ての議員の理解と協力を求め、議会として、令和4年度に議会のタブレット端末導入を目指して予算要求を行う。そのためには、閉会中審査を重ねていく必要があります。

以上、デジタル化推進調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長（米重典子） 以上で、デジタル化推進調査特別委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本定例会に付された事件は、全て終了いたしました。

これをもって、令和3年第3回世羅町議会定例会を「閉会」いたします。

(起立・礼)

閉 会 11時55分